

2024 年度
自己点検・評価報告書

神奈川歯科大学

2025 年10月1 日

目次

第1章 理念・目的	1
第2章 内部質保証	4
第3章 教育研究組織	11
第4章 教育・学習◆部学部◆	14
第4章 教育・学習★大学院★	29
第5章 学生の受け入れ◆歯学部◆	35
第5章 学生の受け入れ★大学院★	39
第6章 教員・教員組織	43
第7章 学生支援 ◆歯学部◆	52
第7章 学生支援 ★大学院★	59
第8章 教育研究等環境	63
第9章 社会連携・社会貢献	74
第10章(1) 大学運営	81
第10章(2) 財務	88

第1章 理念・目的

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

◆歯学教育◆ 項目:使命・目的

評価の視点	評価のポイント
1-1 歯学教育（学士課程）が担う基本的使命及び当該歯学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育（学士課程）の目的を設定していること。	・歯学教育（学士課程）の目的の明確性と適切性 ・目的における個性化と多様性の視点 ・設置する大学の理念・目的との関連性
1-2 歯学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	・目的の周知・公表方法 ・周知活動の効果の把握

現状分析<現状の説明>

学校法人神奈川歯科大学（根拠資料 1-1）に設置された神奈川歯科大学は、「すべての人々への慈しみの心と、生命を尊ぶ愛の精神の実践」を建学の精神としている。この精神は、明治 42 年に本学の前身である「東京女子歯科医学講習所」が創設された経緯に由来しており、創立者・大久保潜龍が、当時不遇であった女子歯科医師の養成を目的として設立したことが起源である。

この建学の精神のもと、本学歯学部（学士課程）における教育理念は、「歯科医師としての高い専門性と、人間としての優しさを兼ね備えた人材の育成」を目指し、次のように定めている。「歯科医師としての熟練と、人としての優しさを身につけるために、学を学び、技を習得し、人を理解する“愛の教育”」。また、本学歯学部（学士課程）の教育目的については、学則第 1 章第 1 条に基づき、以下のように明記している（根拠資料 1-2、1-3）。教育基本法（平成 23 年法律第 26 号）の精神に則り、高い人格と豊かな識見を涵養するとともに、歯科医学に関する高度な学術的理論および技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とします。これにより、文化の向上と社会福祉の増進に貢献することを本学の使命としている。大学院歯学研究科の教育理念は、「学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」とし、教育目的を「大学院歯学研究科は学則第一条に基づき、歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献しうる人材を育成することを目的とする。」としている。また、研究理念は「歯科医学の研究を通じて、新たな価値の創出に取り組み、生活の革新・文化の向上・未来への期待に貢献することで、「愛の精神」の実現を目指す。」としている。

歯学部および大学院歯学研究科の理念・目的は、それぞれの学則第 1 章第 1 条に明記され

第1章 理念・目的

ており、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-4）および大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）に掲載のうえ、毎年度学生に配布し、周知を図っている。また、建学の精神や教育理念については、神奈川歯科大学 GUIDEBOOK（根拠資料 1-6）、入学試験要項（根拠資料 1-7）、大学院歯学研究科学生募集要項（根拠資料 1-8）等に掲載し、受験を検討する生徒・学生に対しても広く発信している。さらに、本学のホームページ（根拠資料 1-9、1-10）にも掲載することで、教職員のみならず社会全体に向けた情報公開も行っている。歯学部においては、建学の精神および教育理念を記したプレートを各教室や図書館に掲示するとともに、学生が日常的に使用する出欠管理アプリ（根拠資料 1-11）や職員が勤怠に利用する職員証裏に建学の精神や教育理念を記載し（根拠資料 1-12）、授業や勤怠のたびに自然と目に触れるよう工夫している。

◆歯学教育◆ 項目:目的の検証

評価の視点	評価のポイント
1-3 歯学教育（学士課程）の目的の適切性について定期的に検証を行っていること。	・目的の適切性の検証 ・検証の結果に基づく具体的な改善事例

現状分析＜現状の説明＞

2024（令和 6）年度には、新規入職者を含めて建学の精神および教育理念等に関する新人研修や FD・SD 講演会を開催し、教職員の理解深化と意識向上に努め学生教育に活かしている。事後アンケート結果では建学の精神についてや教育プログラムについては 100%の教員がその内容を理解していることが確認されている（根拠資料 1-13、1-14、1-15）。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

＜評価の視点＞

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学では、大学の理念・目的および歯学部・大学院歯学研究科における教育目的の実現に向けて、将来を見据えた中・長期的なビジョンとして、2019（平成元）年から 10 年間を見通した＜KDU2028 計画＞を策定している（根拠資料 1-16）。これに先立ち、2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年にかけて実施された一連の改革を「第 1 期改革期」と位置づけ、KDU2028 計画における今後の 10 年間の 3 つの段階に分け、2019（平成元）年から 2020（令和 2）年までの 2 年間の「第 2 期改革期（加速期）」、2021（令和 3）年から 2024（令和 6）年までの 4 年間の「第 3 期改革期（成長期）」、2025（令和 7）年から 2028（令和 10）年までの 4 年間の「第 4 期改革期（充実期）」と定義した。本計画は、「教育」「研究」「臨床」「管理・運営」「地域・社会・国際連携」の 5 つの柱から構成されており、本学の現状を踏まえた上で、改善すべき課題を包括的に抽出・整理している。特に、第 2 期改革期では、初動の 2 年間の「改革加速期」と位置づけ、重点的かつ集中的に施策を推進した。ま

第1章 理念・目的

た、第3期改革期が2024年度に終了し、2025年度より第4期改革期となることから現段階における点検・評価を行い、充実期目標を策定した（根拠資料1-17、1-18）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

本学教職員が目指すべき最終的な到達点は、建学の精神を具体的に体现することにある。全教職員が共通の目標を明確に認識し、その達成に向けて一丸となって取り組むために、本学では中期計画である＜KDU2028計画＞を策定した。さらに、単年度計画（根拠資料1-19）に基づき、「教育」「研究」「臨床」「管理・運営」「地域・社会・国際連携」の5つの分野における進捗状況を継続的に評価・検証しており、2024年度には「内部質保証」の分野を追加して点検・評価を行い、充実期目標を策定した。このように、内部質保証の基本方針に則って、目標に向けた計画的かつ段階的な改善を推進する姿勢は、本学の大きな特色の一つである。

なお、2024（令和6）年度の点検時にアセスメント・プランの科目と到達度評価指標が合致していなかったことが検証されたため、教育企画部を中心に内容を精査し改善を行う。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

点検時に発覚したアセスメント・プランの修正については、既に教育企画部が中心となり検討を開始しているため、2025（令和7）年4月には修正される見通しである。今後も定期的な点検を実施し、本学の目的に関わる内容についても検証を行う。

2019（令和元）年度には建学の精神が改定され、それに伴い学内での周知活動が実施された。具体的には、ホームページや学内掲示の変更、ポケットカードの作り直しを行い、学内外への周知が図られた。また、学生に対してはガイダンスや授業を通じて、教職員に対してはFD・SD講演会などを通じて、建学の精神や教育理念の周知が積極的に行われている。大学院歯学研究科における教育理念や目的の整備についても、2021（令和3）年度初旬に完了し、2022（令和4）年度版CAMPUS GUIDEに反映された。さらに、これまで歯学部で重複して定められていた教育目的は、学則に基づく目的に一本化され、より明確で理解しやすいものに改善されている。本学は、改定された建学の精神を基盤に、「人間性」と「専門性」を兼ね備えた歯科医師の育成を目指している。社会の急速な変化、特に新型コロナウイルスの影響下においては、教育の在り方そのものが問われる時代となったが、今後も、従来の枠組みにとらわれず、新たな社会的価値観に柔軟に適応した教育体制の構築が不可欠である。＜KDU2028計画＞充実期目標（根拠資料1-18）を軸に、教職員と学生がともに学び、変化をチャンスと捉える環境づくりを進めていくことが、本学の持続的な発展につながると思う。

第2章 内部質保証

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

◆歯学教育◆ 項目：自己点検・評価

評価の視点	評価のポイント
5-1 組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。	・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価のための体制構築 ・歯学教育(学士課程)の質保証の仕組みと全学的な質保証の仕組みの有機的な連関
5-2 教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。	・教員の教育研究活動評価を踏まえた組織的な自己点検・評価の実施 ・定期的な自己点検・評価の実施
5-3 学外の有識者による第三者評価を受けていること。	・機関別認証評価や法人評価等の第三者評価の申請と評価結果の受領

現状分析<現状の説明>

5-1:組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。

本学の自己点検・評価に関する体制は「内部質保証に関する基本方針」に明示しており（根拠資料 2-1）、「内部質保証委員会」をはじめとした内部質保証に大きな役割を果たす組織と役割分担は次の通り整備している（根拠資料 2-2、2-3、2-4）。

内部質保証に関する基本方針

神奈川歯科大学が掲げる建学の精神・教育理念・目的及び使命を実現するために定められた教育目標を達成するための内部質保証に関する基本的方針について以下の通り定める。

1. 基本的な考え方

本学の建学の精神の実現に向けて、学校教育法第109条の定めるところにより、教育

第2章 内部質保証

及び研究、組織構成及び運営、施設・設備等の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育の充実と学修成果の向上をはかるとともに、その結果を公表することにより社会に対する説明責任を果たすこととする。

2. 全学的内部質保証推進組織

神奈川歯科大学学則第2条並びに神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第2条に基づき、学長の指揮の下に全学的内部質保証推進のための組織を編成する。全学的内部質保証の観点から、責任体系を(1)内部質保証・自己点検評価(2)教育研究(3)学生募集(4)組織・環境・運営・財務(5)社会連携・貢献の5つに分けて構成するものとする。それぞれの果たすべき主たる役割を以下に示し、明文化が困難な点については各組織が相互に補完し合うことで全学的内部質保証を達成することとする。

(1) 内部質保証・自己点検評価

1) 学長

教育研究活動の全般を統括し、法人の基本的運営方針や事業計画に鑑み、建学の精神・教育理念の実現に向けて、必要な全学的内部質保証推進組織を編成し、各組織の活動を推進する。

中長期計画を策定し、各部門の単年度計画を統括する。

2) 内部質保証委員会

全学的な内部質保証体制整備の責を負うとともに、自己点検評価活動を評価して改善策を提言し、PDCAサイクルの推進を監視する。

3) 自己点検・評価委員会

中長期計画に基づく自己点検・評価を実施し、PDCAサイクルを推進する。また、外部評価委員会による第三者的視点からの客観的評価・意見を加味して自己点検・評価報告書を纏め、改善を要する事項については可能であれば改善方策等を加え、改善計画立案のための資料を提供する。

なお、自己点検・評価活動の実務については教学IR室が担当する。

4) 外部評価委員会

自己点検・評価委員会による内部評価に対し、第三者的視点から客観的評価・意見を行う。

(2) 教育研究

5) 教授会・大学院教授会

学校教育法第93条、神奈川歯科大学歯学部教授会規程第5条、同大学院教授会規程第5条の定めにより、教育研究に関する重要な事項等について、内部質保証推進のための意見を述べる。

6) 教育委員会

大学の理念・目的をもとに学部教育から博士課程教育まで一連の教育研究活動について、順序性・系統性・整合性等の観点から、適切かつ効果的な教育研究活動方針を策定するとともに、4つのポリシーの最適化をはかる。

7) 教育企画部

学部教育のディプロマポリシー(DP)を達成するため、カリキュラムポリシー(CP)に基づいて学部教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について

第2章 内部質保証

監視・評価し改善をはかる。

8) 病院運営委員会

ディプロマポリシー(DP)を達成するため、カリキュラムポリシー(CP)に基づいた参加型臨床実習に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。

9) 臨床実習連絡委員会

病院運営委員会が策定した実施計画に基づき、参加型臨床実習を実行する。

10) 臨床系教授連絡会

参加型臨床実習の学修成果を評価・判定し、病院運営委員会へ答申して改善をはかる。

11) 大学院運営委員会

博士課程教育のディプロマポリシー(DP)を達成するため、カリキュラムポリシー(CP)に基づいて博士課程教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。また、学修支援に関する方針に則り、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための支援を行う。

12) 学生支援委員会

学修支援に関する方針に則り、関連部署・委員会と連携し、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための学修環境を整備し、組織的な支援を行う。

13) 教学部

学部教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。学生支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進する。

14) 大学院教育研究部

博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。教育委員会、学生生活支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進する。

15) 教学 IR 室

内部質保証の充実を目的に、主として教育研究に関する情報の収集・分析に努め、教育改善計画に必要なデータを提供する。

16) FD・SD 委員会

教職員の資質向上、大学改善のための研修や講演会などを企画・実施・点検・評価・改善を行う。

(3) 学生募集

17) 募集広報部

優れた学生を確保するため、学生募集に関する情報を分析し、効果的な学生募集戦略を立案し、全学的な協力体制のもと学生募集戦略を実行する。

18) 入試委員会

学部のアドミッションポリシー(AP)に基づく学生選抜を行うため、入学試験に関する具体的実施計画を立案するとともに、入学試験を実施・評価し改善をはかる。

19) 大学院運営委員会

第2章 内部質保証

大学院のアドミッションポリシー(AP)に基づく学生選抜を行うため、入学試験に関する具体的実施計画を立案するとともに、入学試験を実施・評価し改善をはかる。

(4) 組織・環境・運営・財務

20) 理事会

法人の基本的運営方針や事業計画を示し、経営的視点から学長が定める全学的内部質保証推進組織の在り方を検証し、組織の運用に必要な財源を確保する。

21) 評議員会

法人の示す基本的運営方針や事業計画、事業報告、経営状況等を監視・監督し、運営基盤の強化、教育の質の向上などの観点から理事会と協働して内務質保証の推進を支援する。

22) 監事

理事会、評議員会の業務執行状況を監視・監督する。

23) 法人運営協議会

理事会の諮問組織として法人の構成単位の長により構成し、理事会の活動を支援する。

24) 組織検討委員会

教職員組織の最適化をはかり、適切な教職員の人員配置を推進する。

25) 改革推進委員会

国内外の情勢、教育研究の状況、施設・設備の状態、人的資源の適切性、財務状況等の多角的視点から、大学の中長期的方針の在り方について検討し、必要な施策を提言する。

(5) 社会連携・貢献

26) 社会連携・貢献委員会

建学の精神実現のための社会連携・社会貢献活動に関する方針に基づき、広く社会と連携し、社会に貢献するため活動を計画し、必要な事業を展開する。

また、組織的な自己点検・評価に関する体制については、各委員会の各年度における事業計画の立案、自己点検を実施しており、内部質保証委員会で確認、場合により指摘することにより体制を整えている。また、個人レベルの自己点検に関しても、年度計画を所属長と面談により立案し、半期の進捗状況、年間の評価を自己レベル、そして所属長あるいは学系長により計っており、各自へのフィードバックを実施し、次年度へのPDCAサイクルとしている。

5-2:教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。

教育研究活動における自己点検・評価は、中長期計画である＜KDU2028 計画＞（根拠資料 1-16）に基づき策定された年度計画（根拠資料 1-19）は、次年度当初に評価指標に従い自己評価され、結果を事業報告書（根拠資料 2-5）として学長に提出し、それを基に自己点検・評価報告書（根拠資料 2-6）が作成される。2020（令和 2）年度に新設された内部質保証委員会は、自己点検・評価報告書を確認、検証して指摘事項をフィードバックし、改善の必要性と進捗を明らかにすることにより内部質保証の質を担保している（根拠資料 2-7、2-8）。さらに、学外の有識者による外部評価（根拠資料 2-9）を行って客観性と妥当性

第2章 内部質保証

を保持し、内部質保証システムを一層の充実に努めている。

また、内部質保証に関する基本方針や内部質保証体系図は、組織変更等に合わせて定期的に改訂を重ねて実効性を担保している。現在も、諸活動の有効性を高め、各組織が設置された目的や組織間の関係性を明確にして夫々の自己点検・評価活動を活性化させるため、さらに改訂を進めているところである（根拠資料 2-10）。

5-3:学外の有識者による第三者評価を受けていること。

5-1 にも記述しているが、第三者的視点から客観的な評価・意見を行う外部評価委員会を設けており（根拠資料 2-1、2-11、2-12）、前年度の自己点検・評価報告書による評価ならびに指摘事項より、次年度に向けての PDCA サイクルの一貫としている。

◆歯学教育◆ 項目：結果に基づく教育研究活動の改善・向上

評価の視点	評価のポイント
5-5 自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。	・自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づく当該歯学教育課程の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の策定 ・当該歯学教育課程の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の実行及び具体的な改善事例

現状分析＜現状の説明＞

自己点検・評価の結果の結果より、内部質保証委員会が教育研究活動の確認と検証を行い、改善の必要性和進捗を明らかにすることにより、内部質保証の質を担保するとともに教育研究活動の改善・向上に結びつけている（根拠資料 2-7）。

また、学外の有識者による第三者評価による外部評価（根拠資料 2-8、2-9）を行って客観性と妥当性を保持し、内部質保証システムの一層の充実に努めている。具体的には、外部評価委員からの検討事項を基に、内部質保証委員会においても以前より作成していた改善要望書にフィードバック先を追加することや（根拠資料 2-7、2-8）、KDU2028 計画における第3期改革期（成長期）を評価し、第4期改革期（充実期）の目標を設定（根拠資料 1-8）するなどを行った。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

◆歯学教育◆ 項目：自己点検・評価

評価の視点	評価のポイント
5-4 自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表	・組織的な自己点検・評価結果の公表

し、社会に対する説明責任を果たしていること。	・説明責任を果たすための情報公開における工夫
------------------------	------------------------

現状分析＜現状の説明＞

本学は、ホームページ等に各種媒体を通じて、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等、積極的な公表に努めている。特に、ホームページによる公開情報は、教育研究に関する諸活動（根拠資料 2-13、2-14）、研究業績（根拠資料 2-15）、大学基準協会による機関別認証評価の結果（根拠資料 2-16）、自己点検・評価報告書、財務諸表を含む年度別事業報告書、学生数など、多岐に及んでいる（根拠資料 2-17）。これらの公表する情報のうち、法的な義務に基づく公表情報及びこれに準ずる公表情報については、教学 IR 室による精査と事務局長の決裁を経て、その正確性を担保している。また、第三者評価の結果も同様に公表をしている。以上から、本学は社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

＜評価の視点＞

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

自己点検・評価委員会は、各部局の長により組織され、十分な権限をもって自己点検・評価に取り組むことができる体制が取られてきた。その一方で、各部局の内部質保証はその長に委ねられている部分が多く、必要な改善事項の指摘は行われているものの、各部局の改善活動に関する全学的な視点からの適切性の検証は充分とは言えない状況であった。以上の理由から、本学の内部質保証システムの在り方を改めて検討し、2020（令和 2）年度より「内部質保証委員会」を設置した。さらに、2018（平成 30）年に明文化した内部質保証に関する基本方針（根拠資料 2-1）や内部質保証体系図（根拠資料 2-18）は、組織変更等に合わせて定期的に改定を重ねて実効性を担保している。2023（令和 5）年度は組織変更に合わせて、各組織が設置された目的や組織間の関係性を明確にして各々の自己点検・評価活動を活性化させるため、主幹委員会を明確に示し、2024（令和 6）年 3 月に改定し、さらに現在も改定を進めている（根拠資料 2-10）。また、方針の則り各委員会等の目的の達成に関して、より具体的な到達目標を年度単位計画において設定する方法を進めている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

2020（令和 2）年度に内部質保証委員会を設立し、2022（令和 4）年 5 月には内部質保証に関する基本方針を改定して内部質保証の基本的な考え方、全学的な推進組織をさらに明確にし、基本的な手続きおよび組織の役割分担を整備した。＜KDU2028 計画＞の中・長期的な目標を根幹として、各組織からの単年度計画（根拠資料 1-19）、事業報告書（根拠資料 2-5）を基に、点検・評価・改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、内部質保証を推進するために主に教育上データを教学 IR 室が集積し、分析により問題点を抽出させ、改善方策の立案の一助となるように年々体制が整備されていることも長所と言える。

第2章 内部質保証

2024（令和 6）年度に受審した大学基準協会での認証評価結果では適合となり（根拠資料 2-19）、「全学的な内部質保証の責任組織を中心として、内部質保証に関する基本方針を見直すなど自己点検・評価を行っており、引き続き内部質保証システムの改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。」との回答をいただいた。だがしかし、「内部質保証の体系図等については、点検・評価の結果に基づく改善の手续や内部質保証に係る各会議体の関係性等をより分かりやすく明示するよう、調整が望まれる。」とのことから、現在内部質保証体系図の修正を行っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

以上のように、内部質保証に方針と体制を整備して運用しているが、本学の喫緊の課題である在学生の満足度の向上や歯科医師国家試験合格率の向上、優れた学生の確保といった諸問題への取り組みでは、2024（令和 6）年度も到達目標の達成に至っていないものがあることも事実である。内部質保証システムについては、各部局に浸透し始め、各委員会での議事録の作成、公表可能なデータの整理などを基に具体的な取り組みがされ、内部質保証委員会から、課題、改善点などを明確に指摘事項に挙げて、フィードバックしている。また、＜KDU2028＞は、第3期改革期（成長期）が終了し（根拠資料 1-19）、第4期改革期（充実期）に向けて、内部質保証システムについては、各部署への指摘事項の効果は部署により異なるため、PDCA サイクルについて検討することは継続する必要があると示唆される。

第3章 教育研究組織

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、1964（昭和 39）年の開学以来、一貫して建学の精神の実現に向け、愛の精神を実践できる有能な歯科医師を輩出してきた。さらに、歯科医療の発展には歯科医学研究の充実が必要であることから、研究者の養成と高度な医療を提供できる専門的職業人としての歯科医師の養成を行い、社会に貢献することを目指している。これらの目的のために、本学は教育研究上の基本組織として歯学部（根拠資料 3-1）および大学院歯学研究科（根拠資料 3-2）を開設している。

歯学部は教養・教育学系の 1 講座、基礎歯科学系の 4 講座、社会歯科学系の 2 講座、臨床科学系の 12 講座、計 19 講座を置き、教育研究活動を行っている。また教育課程の編成に責を負う教育企画部は、本学における教育に係る戦略的な意思決定を行うため、学長直轄組織として 2021（令和 3）年度に新設され（根拠資料 3-3）、専任の教授 4 名、准教授 2 名から成る。2014（平成 26）年からは教学 IR 室（根拠資料 3-4）を整備して専任職員を置き、教育改善を支援する組織として、様々な教育データを収集し、分析を行っている（根拠資料 3-5）。

大学院歯学研究科は 1975（昭和 50）年に開設され、現在は歯学専攻の 1 専攻としている。運営については、大学院運営委員会がその実務を担い、大学院教授会は、大学院運営委員会等の各種委員会から上程される案件、大学院教授等教員の採用・昇格、学位審査等について、学則（根拠資料 1-3）及び大学院教授会規程（根拠資料 3-6）に基づき審議している。

さらに研究推進組織として、共有機器を集約的に配備し、各種研究を支援する大学院附属中央研究支援センターを 2019（平成 31）年に設立した。

附属病院（根拠資料 3-7）は、教育病院としての位置づけを踏まえ、最先端の治療と臨床教育を提供している。学生教育に必要な 1 口腔単位での治療や、地域の診療所からの紹介患者を受け入れる医療機関として、専門性を備えた治療と教育を行える体制となっており、診療参加型臨床実習の充実や地域医療連携への主体的貢献を果たしている。さらに医科診療科として、内科、腎臓内科、消化器内科、認知症・高齢者総合内科、糖尿病・内分泌内科、画像診断科を開設している。これらの医科の診療科には専門医が所属して歯科と日常的な院内連携を行い、医科歯科連携による診療及び教育の充実化に努めている。臨床研修歯科医に対しては、附属病院と附属横浜クリニック・横浜研修センター（根拠資料 3-8）の 2 施設を設置し、臨床研修歯科医の円滑な研修を支援している。2017（平成 29）年度に開院した新病院は、地域連携支援型の歯学部附属病院として、医科歯科連携の強化をコンセプトに地域医療への貢献に努めている（根拠資料 3-9）。

地域医療連携においては、地域との連携（根拠資料 3-10）や、広報誌の作成（根拠資料

第3章 教育研究組織

3-11) での積極的な広報なども行っている。

横浜市神奈川区に設置する附属横浜クリニック・横浜研修センターにおいても、教育医療機関としての位置づけを踏まえ、医科と歯科の密接な関係を持たせた卒後研修体制が構築されている。さらに、歯科医師臨床研修施設として、臨床研修歯科医の円滑な研修を支援している。

附属図書館（根拠資料 3-12）は、図書、学術雑誌、視聴覚資料等に関する資料の収集、管理運営を行い、本学教職員ならびに学生の調査・研究活動の支援、教養の向上を支援すると共に、学生の学修支援機能を備えて運営されている。

以上の組織は、建学の精神に基づく歯科医師及び博士の養成において、適切な教育研究組織を構築するための礎となっている。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究組織の適切性については、自己点検・評価委員会により、全学的な立場から検証を行ってきた。さらに、自己点検・評価委員会の上位組織である内部質保証委員会、外部評価委員会が設置され、内部質保証体制が強化された。

また組織検討委員会では、全学的な施策や企画に基づき、教職員組織の適切性を点検・評価するとともに、人員の適正配置等を考慮し、歯学部及び歯学研究科における円滑な運営を図るための組織と人員配置について検討している。（根拠資料 3-13）。

大学院歯学研究科における教育研究組織は、従前の大講座制について見直しが行われることとなった。具体的には、2021（令和3）年度より大講座制に基づく人員配置を廃止し、大学院教育に必要な教員を、1号教員、2号教員および3号教員として発令することとした。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、1964（昭和39）年の開学以来、「愛の精神」の実践を理念として掲げ、有能な歯科医師の育成に一貫して取り組んできた。加えて、歯科医療の発展には研究の充実が不可欠であるとの認識のもと、研究者や高度な専門的知識を備えた歯科医師の養成を通じて、社会貢献を目指している。そのための組織として、歯学部および大学院歯学研究科を設置し、体系的かつ専門的な教育研究体制を構築している点は、本学の大きな強みといえる。歯学部においては、臨床科学系を中心に19講座が配置されており、2021（令和3）年度には教育課程編成を担う教育企画部を新たに設置するなど、時代に即した教育体制の整備が進められている。さらに、教学IR室を通じて教育改善に向けたデータ収集・分析を行い、質の高い教育実現に向けた取り組みが見られる。また、大学院歯学研究科では、大学院教授会および大学院運営委員会を中心に、教育・研究に関する意思決定が制度的に行われて

第3章 教育研究組織

おり、組織的な運営が確立されている。

研究支援の面では、中央研究支援センターを設置し、共有機器の整備や研究活動の支援を行っていることから、研究環境の充実が図られている。さらに、附属病院をはじめとする医療機関では、専門的治療と臨床教育の両立を実現しており、地域医療との連携や医科歯科連携にも積極的に取り組んでいる。とりわけ、医科診療科を併設し、専門医による医科歯科の協働体制を整えている点は、教育と臨床の両面において特色ある取り組みといえる。

一方で、地域連携や広報活動が実施されているものの、その効果や成果に関する客観的評価を行い、今後はこうした活動の可視化と改善につながる指標の導入が期待される。

本学では、教育研究組織の適切性について、全学的な視点からの継続的な検証が行われており、内部質保証体制の整備が進められている点は大きな長所といえる。具体的には、自己点検・評価委員会による検証に加え、その上位組織として内部質保証委員会および外部評価委員会が設置されており、組織的かつ多面的な評価体制が構築されている。これにより、教育・研究活動に対する客観的な見直しと質の保証が制度的に支えられている。

また、組織検討委員会では、全学的な施策や方針に基づき、教職員の組織や人員配置の妥当性について検討が行われており、歯学部および大学院歯学研究科の円滑な運営に資するよう組織体制の調整が行われている。こうした取り組みは、教育研究組織の柔軟な見直しと、教育・研究の質向上に向けた継続的な改善努力の表れである。

さらに、歯学部においては、教育企画部による教育課程の編成・改善に特化した組織体制が整備されている点も評価できる。

一方で、大学院歯学研究科においては、従来の大講座制を廃止し、新たに教員を1号、2号、3号に区分して発令する制度へ移行しているが、この人員配置の新体制が教育の質や研究活動にどのような影響を与えているのか、現時点では評価が示されていない点が課題といえる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の教育研究組織は、KDU2028 計画により順調に充実を果たしている。一方で、教員数の減少や入れ替わりが近年かなり大きく行われており、教育研究組織の礎である教員をどう養成していくかが重要であるが、人材育成におけるビジョンが見えない。今後、教育企画部を初め各部署が一丸となり方策を立案することが期待される。

第4章 教育・学習 ◆歯学部◆

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識・技能・態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

◆歯学教育◆ 項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	評価のポイント
2-1 歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。	・学位授与方針の策定 ・学位授与方針における修得すべき知識・技能・態度など（臨床能力を含む）期待する学習成果の明示 ・教育課程の編成・実施方針の策定 ・歯学教育（学士課程）の目的と学位授与方針の整合性 ・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の整合性
2-2 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知・公表方法 ・周知活動の効果の把握

現状分析<現状の説明>

歯学部では、学士（歯学）の学位に対して、以下の学位授与方針を定め、歯学部歯学科ホームページ（根拠資料 4-1）、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-4）、神奈川歯科大学入学試験要項（根拠資料 1-7）、履修ガイド（根拠資料 4-2）等を通じ教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般へと公表している。

学位授与方針

1. 社会人としての必要な知識、教養、誠実さを備え、多様化する時代に対応できる能力を有する。
 - (1) 幅広い知識と教養を得るための主体的学修を行う能力を有する。（知識）
 - (2) 人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力を有する。（技能）
 - (3) 社会人としての倫理観と誠実さを有する。（態度）
2. 医療人としての（生命に対する畏敬の念を旨とし、）豊かな愛の精神を備え、問題発見と解決能力を有する。
 - (1) 基礎医学と隣接医学に関する歯科医師として必要な知識を有する。（知識）
 - (2) 患者や医療スタッフと良好な情報共有を図るために必要なコミュニケーション能力を有する。（技能）
 - (3) 情報収集・分析力をもって医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢と他者（患者やスタッフ）を敬愛する態度を有する。（態度）

3. 歯科医師として必要な臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を展開できる能力を有する。

(1) 歯科保健医療に必要な専門的知識を有する。(知識)

(2) 科学的根拠に基づいた歯科保健医療に必要な技術を有する。(技能)

(3) 状況に応じて適切な対応が図れるプロフェッショナル意識を有する。(態度)

歯学部では、学士（歯学）の学位に対して、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、歯学部歯学科ホームページ（根拠資料 2-13）、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-4）、神奈川歯科大学入学試験要項（根拠資料 1-7）、履修ガイド（根拠資料 4-2）等を通じ教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般へと公表している。

教育課程方針

本学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識、技能、態度を総合的に修得するため、教養系科目、基礎系科目、臨床系科目のすべてを「歯科咬合医療系」、「生命科学口腔病態系」、「社会と歯科医療系」および「神奈川歯科大学固有科目系」という 4 つのコースで体系的に編成し、それぞれ講義・演習・実習等を適切に組合せた授業を開講する。

知識：教養および基礎医学知識から専門知識まで、全学年を通し累進的なカリキュラムを編成し、主体的学修が身につくカリキュラムを編成する。

技能：コミュニケーション能力および医療技術の教育を段階的に編成し、歯科医師に必要な総合的技能を体得できるカリキュラムを編成する。

態度：倫理教育およびプロフェッショナリズム教育を累進的に編成し、患者さんと誠実に向き合う医療を実践するためのカリキュラムを編成する。

また毎年、歯学部 1 年生第 1 ステージ「臨床医科歯科概論」の第 1 回目講義において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について学長が新生に対して講義を行っており周知に努めている（根拠資料 4-3）。2024（令和 6）年度には、新規入職者を含めて建学の精神および教育理念等に関する新人研修や FD・SD 講演会を開催し、教職員の理解深化と意識向上に努め学生教育に活かしている。事後アンケート結果では建学の精神についてや教育プログラムについては 100%の教員がその内容を理解していることが確認されている（根拠資料 1-13）。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

◆歯学教育◆ 項目：教育課程の編成・実施

評価の視点	評価のポイント
2-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的資質・能力を醸成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。 (1) 社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、学士課程教育として、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。 (2) 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。	・教育課程の編成・実施方針に沿った適切な授業科目の体系的な配置 ・カリキュラムの体系的性、学生が修得すべき知識・技能との関連性を可視化する仕組み(例えば、カリキュラムマップの策定など) ・準備教育の充実 ・独自の教育カリキュラムの編成とその適切性 ・医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習 ・「モデル・コア・カリキュラム」と「アドバンスド・カリキュラム」のバランスに配慮した組合せ ・リサーチマインドの涵養、グローバル人材の育成に配慮した教育課程の編成 ・学生のキャリアパスに応じた教育課程の編成

現状分析＜現状の説明＞

歯学部では、大学設置基準第 19 条に定められる教育課程の編成方針や、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを遵守した上で、2013（平成 25）年度に 1 年間を 5 つの stage に分割し、1 stage を約 8 週間とした 5 stage 制を導入し、短期集中型の教育課程を編成することにより、「学士力」の向上を目指した教育改革を実行した。5 stage 制は、単に学期を細分化するものではなく、歯科医師を育成する上で必要な教育科目を体系的な 4 系統のコースに分類している。4 系統のコースは、歯科咬合医療系、生命科学口腔病態系、社会と歯科医療系、神奈川歯科大学固有系から構成し、各コースは学修の順位性を考慮して初級から高度な内容へと積み重ねることにより確実に学修が進むよう配慮されている。教育課程の編成においては、コース間の関係性、各モジュールの教育目標の妥当性についても顧慮している（根拠資料 4-4、4-5、4-6、4-7）。

更に 2021（令和 3）年度に講座・分野とは別に、学長直轄組織として教育企画部（根拠資料 3-3）が新編され、カリキュラム・ポリシーに基づき、学生満足度向上を一義としてシームレスな教育課程の策定を行っている（根拠資料 4-8）。教育課程の実効性については、年度計画やアセスメント・プランで提示した評価指標の達成度、各種アンケートの結果等によって測定し、改善すべき点を見極めた上で教育企画部が具体策を立案している。

2022（令和 4）年度は 1 年生の Stage 5 を Stage 1 から 4 までの学修内容を振り返る期間として位置づけた。初年次教育では、可及的に講義内容の重複を避け、講義のコマ数を調整している。高校生で一部の理数系科目を選択してこなかった学生、あるいは文系科目が得意で理数系科目に苦手意識を抱いている学生へのリメディアル教育として、導入のための「基礎科学」を設け、同時に既に十分な基礎学力を身に付けている学生には、「歯科医療体験・見学演習」を選択科目として設けた。

また国際性を育むために主体的に取り組む科目として、韓国語入門や中国語入門を自由科目として設定した。数学・物理・化学・生物については、1 年生のみならず 2 年生以降の歯科専門科目との連続性を持たせ、広い視野で理解できる力を養うことを目指した（根拠資料 4-9、4-10）。また文部科学省が充実化を目指す「数理・データサイエンス・AI」、

「キャリアデザイン」、「栄養学・食育」を加え、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに沿うように「チーム医療概論」に係る教育を充実させた。継続的な自己改革を展開できる批判的思考力、主体性などの育成を期待する「PBL 演習」を取り入れた。更には、本学ならではの特徴といえる留学生が一定数在籍すること、国際性涵養の必要性を踏まえて、2022（令和 4）年度に異なる価値観や文化を理解し、多様性が加速する社会に対応できるよう「異文化コミュニケーション」に係る科目を設けた。

2023（令和 5）年度には前年度授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業目標の変更やグループワークを取り入れる等の工夫をしている。2 年次では、歯科咬合医療系および生命科学口腔病体系科目を配置し、体系的なプログラムを編成している。3 年次、4 年次では、可及的に歯科臨床の流れに沿ったプログラムを構築し、各モジュール内に専門領域の異なる複数の教員を配置し、分野横断的な教育が実施できるよう配慮している。また、医学系教育を統合したモジュール「総合医学」では全身疾患と歯科との関係について重点を置き、医師が教育を行っている。

なお、数理・データサイエンス AI については、1 年次の stageⅣに開講しており、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定を受けた。（根拠資料 4-11、4-12、4-13）。

2024（令和 6）年度には、1 年生から 3 年生までを対象に Stage 5 を Stage 1 から 4 までの学修内容を振り返る期間として自己探求学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして科目を新設した。これらの科目名は学生参画による教育企画部の聴き取り調査をもとに意見を重ね決定した。（根拠資料 4-14、4-15）。自己探求学の特徴は、Stage 1 から Stage 4 までの成績が優秀で学修態度も優れた学生には、Stage 5 を利用して、さまざまな価値観の人と出会い、視野を広げ、自己成長する機会を設けた。具体的には、ボランティア活動、研究、インターンシップ、国内外短期留学での研鑽・体験等を通じたアクティブラーニングを 5 日間以上行うことで履修を認定することで、5 stage 制をさらに深化させた（根拠資料 4-2、4-16）。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

◆歯学教育◆ 項目：教育課程の編成・実施

評価の視点	評価のポイント
2-4 教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。	・アクティブラーニング講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習（臨床推論）、相互学習、体験学習、実験、臨床見学、臨床技能教育（シミュレーション教育）、臨床実習、地域実地経験、遠隔授業や WEB を活用した学習、研究室配属、学会等での研究発表など、多彩な教育方法の実施
2-5 授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。	・時間割の明示 ・適切な内容で構成されたシラバスの整備及び明示 ・授業内容とシラバスとの整合性の確保
2-6 歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。	・講義室、実習室、スキルスラボ、図書館（図書室）等の歯学教育に必要な施設・設備の整備 ・談話室、自習室、コンピュータ室等の学生の自学自習に必要な施設・設備の整備 ・履修指導、予習・復習等の相談・支援 ・成績不振者への指導体制 ・歯学教育（学士課程）が行う経済的支援制度 ・歯学教育（学士課程）が行う進路選択・キャリア形成に関する相談・支援

現状分析＜現状の説明＞

学則（根拠資料 1-2）に基づき、全ての授業計画と各モジュールは KDU-LMS 内のシラバス上で随時更新され、進級判定基準とともに学生ポータルサイトから随時確認できるようになっている（根拠資料 4-17）。具体的には、モジュールの GIO、モジュール内に含まれる各ユニットの GIO と SB0s、当該モジュールとカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとの関係、授業日程、授業時間、ユニットとサブユニットの詳細、授業ごとの目標、キーワード、科目担当責任者、授業担当者、方略、事前・事後学習内容、教科書・参考書・配布資料、評価方法、オフィスアワーなど、必要な情報について明示している（根拠資料 4-17）。履修方法や授業についての説明は履修ガイド（根拠資料 4-2）を用いてガイダンスを行っている。

授業担当者は、シラバスに則って講義・実習・演習等を展開し、教育補助員が、録画した全てのビデオ授業を確認し、授業の内容に則して目次を作成して学修者に公開し、利便性の向上に努めている。録画した授業のビデオのオンデマンド配信は、学内の LAN によって大学に敷地内でのみ視聴を可能としていたが、COVID-19 パンデミックの発生を契機に 2020（令和 2）年度からは自宅等外部からも視聴ができるようにシステムの改変を行った。

シラバスに基づいて授業がきちんと展開されているかについて、各学期の終盤に授業担当者とは異なる教学部職員が、学生への授業評価アンケートを実施して評価を行い、その結果について各授業担当者へのフィードバックを行っている（根拠資料 4-18、4-19、4-20、4-21）。また、学生自身の学習成果の実感、自学自習の実態等を調査するアンケートを実施・分析し、学習の活性化や効果的に教育を行うための方策立案のための資料としている（根拠資料 4-22）。

主体的学習を促進するための環境づくりとしては、小グループ学修などにおいて多目的

に使用できる多目的実習室、図書館内にラーニング広場、繰り返し自己学修や補完教育に使用できる e-learning システム等を整備してきた。5 年次では、臨床実習期間を通してスキルスラボの施設を利用し技能を養うことができる。さらに 5 年次・6 年次教育においては、毎日の学修内容への指導教員におけるフィードバックや疑問および質問への速やかな対応が可能となるよう教室の配置を行い、更に演習形式の学修を積極的に導入することにより、主体的学修の促進をはかっている。また 2024（令和 6）年度からは、1 年生から 3 年生までを対象に Stage 5 を Stage 1 から 4 までの学修内容を振り返る期間として自己探求学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして科目を新設した。これらの科目名は学生参画による教育企画部の聴き取り調査によって決定した（根拠資料 4-14、4-15）。自己探求学の特徴は、Stage 1 から Stage 4 までの成績が優秀で学修態度も優れた学生には、Stage 5 を利用して、さまざまな価値観の人と出会い、視野を広げ、自己成長する機会を設けた。具体的には、ボランティア活動、研究、インターンシップ、国内外短期留学での研鑽・体験等を通じたアクティブラーニングを 5 日間以上行うことで履修を認定することで、5 stage 制をさらに深化させた（根拠資料 4-2、4-16）。

学生の履修指導、進路選択・キャリア形成におけるサポート体制では、担任制を導入しており、1～4 年生では、各学年 6～8 名の担当教員を配置し、全体の学修状況や学生生活、進路について把握することで適切なアドバイスができるよう努めている。担当教員は学生の個別面談も行い、一人ひとりの個性や希望、学修の進み具合なども理解した上で相談に臨んでいる。5、6 年次ではさらに少人数のグループごとに担任が配置されて担任の指導の下、国家試験合格に向けてきめ細やかなサポートを受けることができる。また講義終了後の 16 時よりオフィスアワーの有効活用も行っている。科目担当責任者および科目担当者が学生からの授業、実習についての質問や勉強の相談を積極的に受けつけ、各科目担当責任者および科目担当者のオフィスアワーの時間帯はシラバスに明記されている。成績不振者に対しては学修支援室を積極的に活用し、専任の教員が各学年の主任・担任と連携しながら、学生の学修面でのサポートを行っている（根拠資料 4-23）。

歯学教育（学士課程）が行う経済的支援制度は、神奈川歯科大学特待生規程、神奈川歯科大学授業料減免に関する規程、神奈川歯科大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程が適切に整備されている（根拠資料 4-24）。

◆歯学教育◆ 項目：臨床実習体制

評価の視点	評価のポイント
2-7 診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。	・臨床実習の管理運営体制
2-8 診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。	・診療参加型臨床実習を担当している指導歯科医数及び臨床教授等の数 ・診療参加型臨床実習の指導歯科医の要件(例えば、臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格など)の明確化
2-9 患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。	・患者への説明 ・患者の同意書の取得

2-10 臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。	・臨床実習用歯科ユニット、臨床実習用技工室、シミュレーター室等の臨床実習に必要な施設・設備の整備
------------------------------	--

現状分析＜現状の説明＞

学生が診療参加型臨床実習に積極的に取り組めるよう規定を策定している（根拠資料 4-25）。1年間の臨床実習中の管理体制については、臨床実習管理室を中心に学生と教員の双方の窓口として機能し、学生情報などの臨床実習中に必要な情報共有が臨床実習連絡委員会を通じて各診療科へ通達されている。

臨床実習における指導歯科医は、臨床実習実習帳に各科の指導医が一覧で示されており（根拠資料 4-26）いつでも確認することができる。指導歯科医の要件は、臨床実習規程第1章第1節第1条（2）項に「指導者は臨床経験3年以上（臨床研修期間を除く）の診療科助手以上とする。」と定められている（根拠資料 4-25）。また、Post-CC PXの評価有資格者の一覧は臨床実習管理室において管理され（根拠資料 4-27）、未受講の者、受講資格を得た者に対して順次評価者養成WSの受講を勧めている。その他の指導歯科医の資格として、一般社団法人日本歯科専門医機構が認定する専門医については、附属病院ホームページ内で公開しており（根拠資料 4-28）、歯科医師臨床研修指導歯科医講習会の受講者については、臨床研修支援室において管理されている（根拠資料 4-29）。

臨床実習における患者への説明と同意については、患者向け説明用の掲示を院内の複数箇所に行っている（根拠資料 4-30、4-31）。臨床実習に関する同意（包括同意）や Post-CCPXの個別試験ケース等への同意（個別同意）については口頭説明し、同意が得られた場合はカルテにその旨を記載することとしている。ただし、同意書の取得（患者の署名等）は、歯科医師法改正に伴い公的化され共用試験に合格したスチューデントデンティストの有資格者が臨床実習を行っているため実施していない。

臨床実習に必要な施設および設備については、臨床実習専用の診療室及び歯科ユニットは整備されていないが、保存・補綴科診療ユニット（2階・3階診療室）は十分な数が確保されており、定期的なユニット稼働率調査でも平均50%を超えることはなく診療参加型臨床実習を行うことができる（根拠資料 4-32）。臨床実習中の技工操作は、院内生用技工室が附属病院6階に備えられている（根拠資料 4-33）。その運用については、臨床実習実習帳の「院内生技工室（管理規定）」などに示しており、技工基本操作から実際の技工物製作までを教員資格を持つ歯科技工士が常駐し直接指導を行っている（根拠資料 4-25、4-34）。シミュレーター室については、附属病院3階にスキルスラボ室が備えられており、院内生は院外に出ることなくマネキンを用いたシミュレーション実習（例えば、インレー形成や支台歯形成）を受講することができる（根拠資料 4-33）。なお、スキルスラボでのシミュレーション実習は、保存科または補綴科の臨床実習実習帳に学習方略として記載されており、臨床実習中にスキルスラボ実習として実施されている（根拠資料 4-35、4-36）。

◆歯学教育◆ 項目：臨床能力向上のための教育

評価の視点	評価のポイント
2-11 臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習	・臨床実習開始前に達成すべき基本的態度・知識・技能の到達目標の設定とその評価 ・臨床実習開始前の共用試験の利用方法

	を行う学生の質の担保を図っていること。	・共用試験の成績の把握
2-12	患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。	・臨床実習用シラバスの整備及び明示 ・臨床実習の内容 ・臨床実習の形態(固定実習型、ローテート実習型、ハイブリッド型など)
2-13	診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。	・学生1人あたりの担当患者数や自験数、介助数、見学数等に配慮した実習時間の設定・実施 ・自験が十分にできなかった際の補完教育の実施
2-14	卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。	・臨床実習用シラバスに記載された成績評価の基準・方法 ・臨床実習終了後の評価方法 ・Post-CC PX の利用方法と成績の把握 ・臨床研修との連続性に配慮した臨床実習終了時に修得すべき臨床能力(ミニマムリクワイヤメント)の設定・評価
2-15	診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。	・学生に対する医療安全教育、個人情報保護に関する講義やセミナーの実施及びその時期 ・診療参加型臨床実習に関するマニュアルの整備 ・実習に際しての学生の保険加入状況

現状分析＜現状の説明＞

臨床実習開始前の学生（4年生）の知識・技能・態度の評価については、総合歯科学として1年生から4年生までに修得した学修内容を再確認するとともに共用試験に向けて復習できるよう到達目標が定められシラバスが組まれている（根拠資料 4-37、4-38、4-39）。また、4年生の進級判定基準として、①不合格 GP（GP1.0 未満）の科目がない、②モジュール試験の得点率が 60%未満の科目がない、③学年 GPA が 1.00 以上であると同時に、共用試験（CBT および OSCE）に合格することとされており、共用試験の合格が進級判定要件に位置付けられている（根拠資料 4-40）。なお、共用試験の結果は科目担当責任者を中心に教学部で管理・把握し、教授会において周知されている。科目担当責任者は、当該年度の結果から次年度に向けてフィードバックを行っている。

患者の安全に配慮した臨床実習を行いながら、臨床能力向上を目指した教育カリキュラムについては、5 年生臨床実習の一般目標として「優れた歯科医療を実践するための、患者や診療スタッフとの良好な人間関係の構築、必要な患者情報の取得、正確な診断、治療計画の立案、適切な治療と管理を行うための態度、知識、技能を修得するとともに、臨床歯学の知識とそれを支える基礎医学の知識を統合的に学修する。」と、医療安全や患者に配慮した臨床実習を行うようにシラバスに定めている（根拠資料 4-41）。また、臨床実習の内容と実習形態は臨床実習実習帳に記載し、臨床実習直前のガイダンスで具体的な説明が行われている。臨床実習の班編成や当番表は臨床実習実習帳と一緒に配布され確認できる（根拠資料 4-42、4-43）。基本的には保存・補綴科を一つとして、2 階 3 階診療室を中心に臨床実習が行われており、班毎に当番として保存・補綴科以外の診療科をローテートし実

施している。各科の一般目標や行動目標は実習帳に定められ、特に行動目標は「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」より選択されている。さらに、学習方略、学習評価についても具体的に記載しているため、学生が臨床実習に集中して取り組めるように配慮している（根拠資料 4-25）。

診療参加型臨床実習における実習時間については、臨床実習実習帳に臨床実習期間中に経験すべき症例と症例数（ミニマムリクワイヤメント）がまとめられ、これが進級判定基準の一つとして定められているが、現在までに症例数が目標に達せずに進級ができない事例はなく、十分な実習時間が確保されている（根拠資料 4-44、4-45、4-46）。また、ミニマムリクワイヤメント以外の症例数（自験、介助、見学）は症例毎に実習帳に記載するよう定められているので、モデル・コア・カリキュラムの見直しや学生の臨床実習中の経験症例数を分析し、必要に応じて臨床実習連絡委員会を通して適切なミニマムリクワイヤメントや経験すべき症例数を見直している（根拠資料 4-25）。治療予定の患者がキャンセルなどで臨床実習中に意図せず時間が空いた場合は、各科で臨床実習中に経験してもらいたい症例や学生全員が経験できない希少な症例の動画とそれに即した臨床実地問題を解答するデジタルコンテンツを作成し、学生に解答させることにより有意義な学修時間としている。これは歯科医師国家試験の臨床実地問題の対策にもなっている。なお、臨床実習の補完教育については「欠席の補完」「ケース不足による補完」「自己学習目的の補講」を臨床実習連絡委員会でケース毎に周知し、実施することで、知識・技能・態度領域修得のサポートを行っている。（根拠資料 4-47）。

臨床実習において修得した臨床能力の評価については、臨床実習実習帳に各診療科で学習方略と学習評価が明示され、臨床実習終了に必要な進級判定基準についても、臨床実習開始前のガイダンスにおいて学生に説明、周知するとともに、学生はいつでもポータルサイトからシラバスと進級判定基準が確認できるようになっている（根拠資料 4-25）。合わせて Post-CC PX に合格することが進級判定基準の一つとなっていることも明記されている（根拠資料 4-45）。また、Post-CC PX の受験要件や受験方法は、臨床実習ガイダンス時と Post-CC PX の各試験開始前の 2 回学生に説明し、臨床実習管理室で学生と教員の窓口となり試験全体の運用を管理することにより、トラブルなく実施できている（根拠資料 4-48）。

臨床実習終了時に修得すべき臨床能力として本学では、歯学教育モデル・コア・カリキュラムから臨床研修へのシームレスな歯科医師養成に対応すべくミニマムリクワイヤメントを設定している（根拠資料 4-44）。

診療参加型臨床実習時における医療安全・院内感染対策に関する講義については、臨床実習直前のガイダンス時に実施している（根拠資料 4-49、4-50）。また個人情報保護についての講義は、医療安全の講義中に触れるとともに、履修ガイドへの注意喚起や誓約書を取得することにより周知している（根拠資料 4-2、4-51、4-52）。臨床実習に関するマニュアルやルールなどは、臨床実習実習帳や履修ガイドに記載し、毎年度更新している（根拠資料 4-25、4-2）。臨床実習にあたっての保険の加入については、本学の全学生が大学負担で加入している「学生教育研究災害傷害保険（Aタイプ）」では保障が賄えないため、臨床実習中は「総合保障制度保険 Will1」の加入を保護者に説明し、学生生徒納付金納入時に集金し全員が加入することとしている（根拠資料 4-53）。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

◆歯学教育◆ 項目：成績評価・卒業認定

評価の視点	評価のポイント
2-16 成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。	・シラバスや学部要覧等における成績評価基準・方法の明示
2-17 設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。	・成績の告知方法 ・臨床基礎実習等を含む成績評価 ・成績分布等を用いた成績評価の妥当性の検証（例えば、GPAの活用など）
2-18 進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。	・進級判定基準の内容と周知方法 ・進級判定のプロセス ・関連委員会・教授会における進級判定の実績 ・留年者及び退学者等の状況
2-19 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	・学生への成績評価の開示 ・学生からの成績評価に対する問い合わせ制度（不服申し立てを含む）の整備、周知、運用
2-20 学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。	・修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を踏まえた卒業認定の基準の明示 ・卒業認定の手続・方法の明示 ・卒業認定における公平性・厳格性の担保

現状分析<現状の説明>

各授業科目の評価方法はシラバス上に明示し、進級判定基準については履修ガイド（根拠資料 4-2）、ホームページ（根拠資料 4-54）、学生ポータルサイト（根拠資料 4-55）などを通じて、学生に対して明確に公開している。さらに、各学年の年度初めに実施しているガイダンスにおいて、進級基準の内容を学生に対して直接周知する機会を設けている。これらの情報提供と説明を通じて、学生が自身の履修状況や評価基準を正しく理解できるよう配慮しており、定められた基準に基づいて適切な評価を行った上で、単位認定を実施している。

教職員に対しては進級判定基準を教職員専用ページの履修ガイド（根拠資料 4-56）に掲

出し、制度の理解と運用の統一を図っている。加えて、年に1回、全教員を対象とした「カリキュラムに係るFD」を実施し、教育内容の共有と改善に努めている。さらに、教学IR室による成績分析を通じて、モジュール間のGP (Grade Point) を可視化し、科目間における難易度の差を縮小・均一化することを目指した取り組みも進めている。これらの施策により、教育の質保証と評価の妥当性を確保し、学生の学修成果が適切に反映される体制を整えている。成績評価・単位認定、学位授与の適切性についての学生側の意見は、卒業時にアンケートを行い、参考資料としている（根拠資料 4-57）。

2022（令和4）年度1～4年次の成績評価については、COVID-19蔓延の状況下で実施していた対面およびオンライン形式での授業方法や、学生への授業評価アンケートの結果等を基に、教育企画部と総合歯学教育学講座との合同会議において検証の上、変更を行った。

- 1) 実習と講義の評価を分けることについては、実習と講義を包括的に評価することとした。
- 2) アクティビティ評価（主体的学修評価：レポート、事前試験、口頭試問、実習態度、実習プロダクト、観察記録など）とモジュール（科目）試験評価の比率については、科目間の公平性を保ちつつ、独自性を考慮した上で、原則として実習がない科目はアクティビティ評価30%、モジュール試験評価70%とし、実習のある科目は、アクティビティ評価40%、モジュール試験評価60%とした。ただし、評価の割合は科目の独自性に配慮し、10%の範囲における変動を各科の裁量とした。またユニット試験（授業到達度確認のための形成的試験）については、学生の学修到達状況の確認及び教員の学修活動の確認・改善に役立てることを目的とし、評価に入れないこととした。しかしながらGPA算定科目においては、ユニット試験をStage中に1回以上行うことを推奨している。変更内容については、教員全員参加によるFDを行って周知徹底した（根拠資料 4-58）。

なお、学生が授業を欠席した場合、本学では欠席時間数による受験停止を設けず、モジュール試験までに欠席した授業の補完授業を受講することを必須として、受験資格を認める制度を設けている。講義、演習を欠席した場合はオンデマンドで受講することで、受講報告を提出するとともに視聴時のログにより確認して管理している。また実習を欠席した場合は、速やかに科目担当責任者と学年メールを用いて連絡し、補完を行い修了させている。

モジュールの不合格には3種類のパターンがあり、①モジュールGPが1.0以上で、モジュール試験の得点率が60%未満の者は再試験となる。②モジュールGPが1.0未満で、モジュール試験の得点率が60%以上の者は再試験が不要で、科目担当責任者から指示された再履修による評価が行われる。③モジュールGPは1.0未満で、モジュール試験の得点率が60%未満の者は再試験および科目担当責任者から指示された再履修による評価が行われる（根拠資料 4-2）。モジュール試験の再試験は、大学の定める再試験期間中に行われている。再試験期間は、当該ステージの翌ステージ期間中（再試験Ⅰ）と年度末（再試験Ⅱ）の2回である。またモジュールによっては、大学で定めた再試験以外にも再試験が行われることがあり、実施される際には学生掲示板、KDUポータル等で周知している。各ステージの成績発表後、不合格モジュールがあった場合、学生は科目担当責任者に連絡を取り「フォローアップ学修」という自己学修の指示を仰ぎ、未修得分野の補完を行った後、再試験を受験し、進級判定基準を満たした場合に単位を認定し、進級を認めている。5年次は臨床実習期間であるため、態度・知識・技能の3領域に対し、各領域にそれぞれ詳細な判定基

準を設け、Post-CC PX の合格と共に全ての評価基準を満たした場合に単位を認定し、進級を認めている。6 年次は総合歯科学Ⅱ（通年科目）としており、態度と知識の 2 領域に対し、各領域にそれぞれ詳細な判定基準を設け、全ての評価基準を満たした場合に単位を認定し、卒業を認めている。また成績評価（モジュール試験評価・アクティビティ評価）に対する疑義については、疑義受付期間を stage ごとに KDU ポータルに掲載することで学生に周知徹底しており、①学年、②出席番号、③氏名、④メールの提出日、⑤科目名、⑥担当教員、⑦疑義内容を学年メールに送信することとなっている（根拠資料 4-2、4-59）。教育学部が窓口となり、学生からの疑義を取りまとめた上で、各教員へ疑義の確認を行っている。その後、各教員からの回答を教育学部部長を含む教育学部が統括し、最終確認は教育学部部長が行い、成績評価の公平性および質の確保に努めている。

歯学部における単位の設定は、講義ならびに演習は、30 時間の授業と 15 時間の自己学修をもって、実習及び実技は 30 時間の授業と 15 時間の自己学修をもってそれぞれ 1 単位として定めており、2024（令和 6）年度の総単位数は 226.8 単位（自由科目を除く）であることから、学校教育法第 87 条、大学設置基準第 32 条第 2 項に定められる 188 単位の修得条件を十分に満たしている（根拠資料 4-60）。

大学設置基準第 32 条第 2 項に定められる基準に則り、本学に 6 年以上在学し、教育目標を達成するために設けられる授業科目の単位を全て取得した学生に対し、卒業を認め学位を授与している（根拠資料 4-61）。

各学年の進級判定および学位授与は、基準に則って判定が行われ、教授会の審議を経たのち、学長による認定が行われている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

◆歯学教育◆ 項目：教育成果の検証

評価の視点	評価のポイント
2-21 学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。	・学生の学習成果（修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果の達成状況）の把握・分析 ・卒業生の進路及び活動状況（例えば、国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、アンマッチ率、大学院進学状況など）の把握・分析 ・把握・分析結果を踏まえた教育成果の検証

現状分析＜現状の説明＞

歯学部では、学位授与方針に明示した学習成果を学生が確実に習得することを意図した、学年毎に適切に配分された教育課程を設計し、運用している（根拠資料 4-4、4-5、4-6）。その評価は、試験問題作成システム（ESS）を用いて良問のみで構成された試験を実施する

ことによって評価の質を担保し、アセスメント・プランで示すモジュール試験、1、2、3年次の学年末総合試験、4年次歯学系共用試験、5年次臨床座学試験、歯学系共用試験（Post-CC PX）、6年次認定試験、最終試験等によって評価している。また各 stage 終盤に授業評価アンケートを実施し、授業内容の検証も実施している。各種の試験や授業評価アンケートの結果は教学 IR 室で集計・分析され、教育企画部で評価を行うと共に科目担当責任者、コース責任者にフィードバックを行い、改善策を提示してもらうことで教育内容・方法の改善を行っている（根拠資料 4-18、4-19、4-20、4-21）。

特に歯学系共用試験 CBT・OSCE 及び国家試験の結果は、本学の教育成果を他大学と比較できる具体的な教育成果の評価指標と考えられることから、国家試験結果を起点としてレトロスペクティブな分析を行い（根拠資料 4-62）、各学年の進級判定基準の妥当性について定期的に検証して見直しを行っている。さらに卒業生に対しては、国家試験合格状況分析、卒業時アンケート結果比較、卒業生の進路及び活動状況、臨床研修マッチング状況、研修医進路調査などのアンケート調査を実施し、状況の把握・分析を行うことで教育成果を検証し、ディプロマ・ポリシーそのものについても適時見直しを実施している（根拠資料 4-63、4-64、4-65、4-66、4-67）。

また、教育課程や教育内容・方法改善のために全学的な取り組みを行うため、FD・SD 委員会と教育企画部、教育委員会、大学院運営委員会等が協働し、授業改善や、教職員の教育スキル・カリキュラムマネジメントスキル等の向上を目的とした FD・SD 講習会を継続的に実施している。FD・SD 講習会は年間約 10 回開催されており、PBL チュートリアルやコーチング等、教職員のスキル向上を目的とする内容や、シラバス作成のためのワークショップ、実習カリキュラムプランニング、実習評価ワークショップ等様々な内容を網羅して実施している（根拠資料 4-68）。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

◆歯学教育◆ 項目：教育成果の検証

評価の視点	評価のポイント
2-22 検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。	・検証結果を活用したカリキュラムや授業内容・教育方法の改善事例

現状分析<現状の説明>

歯学部では、2021（令和 3）年 4 月に教育に係る戦略的な意思決定を行うため、学長直轄組織である教育企画部が新編され、専任教職員を配属し、学長の意思決定や教育に係

る総合的な企画を行うとともに、教育課程の編成と検証、学生協働による各種教育制度や施設等の見直し等を行っている（根拠資料 4-69）。

カリキュラム編成にあたっては、学生の成績、授業評価等の各種アンケート結果等から、進級判定に係わる総合試験の成績向上の必要性が提起され、対策として、2022（令和 4）度より 1 年生に導入されていた振り返り学修を 2～3 年生も実施するという改善策を提案・導入し、さらには 2024（令和 6）年度からは、1 年生から 3 年生までを対象に自己探求学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして科目を新設し 5Stage 制をさらに発展させた（根拠資料 4-14、4-15）。また改善事例として、1 年生の栄養学・食育において、授業評価アンケートの検証結果をもとに授業内容および教育方法に改善が必要な場合は、教育企画部から科目担当責任者へフィードバックを行い、授業改善に必要な内容の見直しを行った結果、前年度と比較して改善が認められた（根拠資料 4-19、4-20）。さらに、5 年生の臨床実習において、一部留学生の医療面接における日本語能力不足が指摘されたことから、日本語科目の見直しを行い、継続的に日本語教育科目を設定し、段階的な評価基準を設けて改善をはかったことにより、OSCE（共用試験）の点数が向上する等の効果が見られ始めている（根拠資料 4-70）。

こうした教育課程の自己点検・評価は、教育企画部が主体となり、教学 IR 室が蓄積した各種データとそれを用いた分析結果を基に、現状分析、改善策の立案、結果の検証を繰り返し行い、教授会や FD を通じて様々な視点からの意見を取り入れた上で、学長、副学長、研究科長、教学部長、教育企画部等から成る全学的教学マネジメント組織である教育委員会で決裁している（根拠資料 2-18）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

歯学部では、他大学に類を見ない 5 stage 制を導入し、短期集中型の教育課程を編成している。また、歯科医師を養成する上で必要な教育科目を体系的な 4 系統のコースに分類し、学修の順位性を考慮して積み重ねることにより、効率的・効果的に学修が進むように配慮している点は、先駆的かつ独自性のある本学の特色である。数理・データサイエンス AI については文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定を受けている。授業計画をシラバス上に記載し、成績評価基準とともに学生ポータルサイトから随時確認できる点や、授業が全て録画されオンデマンドで繰り返し復習できる点は、学生による主体的学修を支援する仕組みとして有効と考えられる。アクティビティ評価、モジュール試験といった多面的な成績評価についても、文部科学省の求める多面的評価の実施として評価できる。

また、学生の入学から卒業に至る成績等のデータを教学 IR 室に集約してデータベース化と分析を行い、教育企画部で学務のより良い施策の展開に利用しており、学生のニーズに即して常にブラッシュアップする体制が構築できているところは長所であると考えられる。

歯学部では、学生による能動的な学修を支援する環境に対する整備が継続的に進められているものの、教育企画部によるカリキュラム改善効果の検証は始まったばかりであり、現在のところ十分であるとはいえない。引き続き教学 IR 機能を強化する一方で、学生満足度向上のために、授業評価アンケート、Google フォームを用いた学年アンケート、

学生参画による聴き取りを行い、その結果をカリキュラム編成に反映しているところであり、今後の成果が待たれる。

〈KDU2028 計画〉で目標に掲げた「全学年における留年休学率 20%前後への平均化」については、低学力者を考慮したカリキュラム編成と、学年主任・担任が一丸となった手厚い面談を継続していることにより、2024（令和 6）年度の全体の留年休学率は 20.1%であった（根拠資料 4-71）。さらに、留年率の減少と進級率の増加により〈KDU2028 計画（充実期目標）〉に向けて、学生の歯科医師になるというモチベーションを引き続き維持させるように努める。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

歯学部では、授与する学位に対する授与方針を定め、教育課程の編成・実施方針に基づき、歯科医師を養成する上で必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために、学生ポータルサイト等を活用したシラバス等を含むシステムの確立や、授業を録画したオンデマンド配信を行っている。

成績評価においては、アクティビティ評価、モジュール試験評価による多面的評価を行い、単位認定や学位授与においても、態度・知識・技能の観点から適切な評価を行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果は、各学期末試験、各年度末の総合試験（1～3 年次）、共用試験（4 年次）、臨床座学試験（5 年次）、認定試験及び最終試験（6 年次）等により適切に把握及び評価している。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、教育委員会及び教授会において、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第4章 教育・学習★大学院★

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

大学院歯学研究科では、博士（歯学）の学位に対して、以下の学位授与方針を定め、大学院ホームページ（根拠資料 1-10）、神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）、神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項（根拠資料 1-8）等を通じ社会へと公表している。

学位授与方針（ディプロマポリシー）

全ての教育課程を修了し、教育目標に相応しい成果が認められ、高度専門職としての豊かな学識を有すると判定された者、つまり下記のディプロマポリシーが身につけているかを学位論文の審査及び最終試験を通して最終確認された者に博士（歯学）を授与する。

①高い倫理観を持ち、研究と臨床に必要な諸規則を熟知し応用する能力を身につけている。

②歯学専門領域における臨床的課題を発見する能力の育成と同時に課題解決のために、多様な研究方法論を理解し実践する能力を身につけている。

③普遍性のある研究成果を広くパブリケーションすることができる能力を身につけている。

④歯学専門領域を横断する幅広い知識に裏打ちされた柔軟かつ俯瞰的な判断ができるマネジメント能力を身につけている。

⑤地域における医療の歯科的課題解決を世界の動向を視野に入れて検討できるグローバルな思考能力を身につけている。

教育実施方針（カリキュラムポリシー）は以下の方針を定め、大学院ホームページ（根拠資料 1-10）、神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）、神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項（根拠資料 1-8）等を通じ社会へと公表している。

教育実施方針（カリキュラムポリシー）

当該歯学専攻では、自立した研究能力を備えた主に高度な専門性を有する歯科医師および研究者を養成するという人材養成目的に適う教育課程の編成を行う。

特にコースワークの充実として共通必修講義・演習を6科目配置すると同時にコースワーク（講義・実習・演習）からリサーチワーク（研究・論文作成）の有機的な連携を考慮して編成した。

さらに臨床歯学を体得するためのクリニカルワーク（臨床研修）を行い、課程制大学院制度の趣旨に準拠して体系的な教育課程を編成した。

具体的な編成方針（カリキュラムポリシー）として、

①指導的な歯科医師および研究者に必要な倫理規範を教育し、高い倫理観を備えた人材

を育成するための教育を行う。

②歯学研究領域における高度な専門的知識・技能・態度を教育し、学術面で指導的な人材を育成するための教育を行う。

③研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成するための教育を行う。

④研究過程において生じるあらゆるデータ（以下「研究データ」という）を適切に管理・保存・運用するための教育を行う。研究データの管理は優れた研究を行う上で必要不可欠であるという認識を醸成する。

⑤課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネジメント能力を育成するための教育を行う。

⑥国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成するための教育を行う。

上記のカリキュラムポリシーと共に指導方針として、小人数の利点を生かし、コースワークにおける講義は、議論を積極的に取り入れた双方向型の授業を展開する。

さらに実習もマンツーマンで行い、密な指導により実践力を養う。

演習は、複数分野の教員により行うことで俯瞰的な能力を身につけさせるよう演習課題を設定する。

これらのコースワークにより研究を進める基盤を養い、研究を行うための計画立案とその実践であるリサーチワークを行い論文作成へとつなげる。

さらに、クリニカルワークは、各専門分野別に臨床研修を行うが、症例を用いて歯学専門分野の理解を深めるよう指導することで、リサーチワークにおける研究能力の充実を図る。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

編成方針（カリキュラム・ポリシー）に対応する科目は以下のとおりである（根拠資料1-3、4-101）。

①指導的な歯科医師および研究者に必要な倫理規範を教育し、高い倫理観を備えた人材を育成するための教育を行う。

対応科目：研究基盤学・専門科目入門・学術発表演習

②歯学研究領域における高度な専門的知識・技能・態度を教育し、学術面で指導的な人材を育成するための教育を行う。

対応科目：専門科目入門・専門科目実習・多分野最新研究学

③研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成するための教育を行う。

対応科目：研究基盤学・学術発表演習・医学統計演習・医学英語演習・統合専門科目演習
→研究・論文指導

④研究過程において生じるあらゆるデータを適切に管理・保存・運用するための教育を行う。研究データの管理は優れた研究を行う上で必要不可欠であるという認識を醸成する。

対応科目：多分野最新研究学・統合専門科目演習・選択科目特論Ⅰ

⑤課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネジメント能力を育成するための教育を行う。

対応科目：統合専門科目演習・研究論文演習

⑥国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成する。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

学則（根拠資料 1-3）に基づき、歯学研究科では個々の学生に対して指導教員が研究指導計画（根拠資料 4-102）を作成し、それに基づいて教育研究指導及び学位論文作成指導を行っている（根拠資料 4-103、4-104）。指導計画には、単位履修計画、指導体制、年次計画及び評価を記載するように定められており、毎年度の始めに大学院教育委員会で確認された後、大学院運営委員会で審議され、大学院教授会で審議及び承認される。指導計画の内容は、指導が円滑に進むように、指導教員と学生の間で共有されている。

また、研究評価者を配置して、研究及び研究指導が計画どおり進んでいるか、その進捗状況について、第三者的な視点からチェックするシステムも整備している。個々の学生の研究進捗状況を大学院として組織的に確認するため、2年次から学位申請の1年前までに中間発表を行うこととしている（根拠資料 4-105、4-106）。講義のシラバスには、キーワード、授業概要、学修目標、授業計画および担当教員、教科書および参考書、履修に必要な予備知識や技能および一般的な注意、達成すべき行動目標、成績評価の方法、評価の要

点、および理想的な達成レベルの目安が示されている（根拠資料 4-107）。なお、横須賀・横浜における開催となるため、必要に応じて ICT を活用している。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

大学院歯学研究科では、履修科目（基本科目、専門科目、統合専門科目、および選択科目）の成績評価については、神奈川歯科大学大学院歯学研究科履修方法等規程（根拠資料 4-108）第8条の定めにしたがい、成績評価は、授業を担当する教員が筆記試験、口頭試験、研究報告等により行っている。また、研究の評価については、年度初めに研究指導計画を提出し、研究の内容、進捗状況等について、研究評価者による評価が行われる。4 年次には、学位論文の審査を受けようとする学生は、年次当初に学位審査事前申込書を提出する。学位申請論文の審査基準規程は、大学院ホームページ（根拠資料 4-109）にて公開しており、CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）に掲載し学生へも周知を図っている。学位授与については、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則（根拠資料 1-3）、神奈川歯科大学学位規程（根拠資料 4-110）、神奈川歯科大学学位規程施行細則（根拠資料 4-111）、学位申請論文の審査基準規程（根拠資料 4-112）の定めるところに従い、本学大学院歯学研究科に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出し、審査及び最終試験に合格した者に学位を授与している。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学位授与方針に明示した学生の学習成果の到達度については、1～4 年次における各科目の履修状況や試験等において把握し、評価している。1 年次から指導教員の元で実施している研究活動については、研究の進捗状況を客観的に評価し、把握するために、研究評価者による年2回の評価や中間発表を行っている。研究評価者による評価では、当該学生の研究指導をする教員とは別の第三者的な教員が、学生の研究経過を記録する課程記録ノート（根拠資料 4-113）などを基に面談を実施し、研究指導の状況や研究の進捗状況を把握し、その結果を大学院教育委員会、大学院運営委員会および大学院教授会に報告している。中間発表では、特に研究における倫理的な配慮、研究デザインや研究内容、研究の進行状

況等、学位論文作成過程に関する研究科としての確認と助言を行っている。さらに、4年次の学位審査において、学位審査委員会が学生に対して学位授与方針が身についていることを意識した質問をするように、学位審査委員会が提出する書類「学位審査委員用チェック項目・提出用紙」に記載された項目に基づき評価されている（根拠資料 4-114）。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

大学院では、教育課程の編成・実施方針の適切性については、まず大学院教育に関する事項を企画調査、審議する大学院教育委員会において点検を行っている。大学院教育委員会で実施した調査および審議された内容は、その結果について毎月開催される大学院運営委員会において報告して審議され、さらに大学院教授会において報告及び審議を行うことにより定期的な検証を実施している（根拠資料 4-115、4-116）。検証に際しては、成績はもちろん学生からの授業評価アンケートの集計結果、大学院教育に関連する社会情勢についても考慮している。研究評価者による評価に関しては、単に数値で評価することなく、研究の進捗状況が具体的にわかるような内容となるよう、評価報告書の様式を見直した（根拠資料 4-117）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学院では、研究評価者制度を設け、1年次から学生の学修進捗状況を客観的に監督している。このように、教育が円滑に進められるよう配慮されている点は、先駆的かつ独自性があるものとして高く評価できる。また、2年次から学位申請の1年前までに求められている中間発表も、特に学位論文作成に向けての研究の進捗状況の把握と、研究計画等を含めた内容の評価を行う上で、指導教員のみでなく、多くの教員の目による客観的な評価がなされるという点で優れた仕組みであると考えられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学院では、2017（平成 29）年度から歯学専攻の一専攻となり、2024（令和 4）年度は、改組 8 年目にあたる。この間、共通科目カリキュラムの見直し、中間発表及び研究評価者による評価方法等の検証をしながら改善に取り組んでいるが、さらなる改善に向けて検討すべき必要があると考える。共通講義に関しては、2019（令和元）年度からカリキュラムを見直し、2021（令和 3）年度入学者より 3 年演習科目を口腔科学演習に統一し、口腔科学における俯瞰的な判断を行う素養を身につけ、各学生の研究活動における多角的、総合的な検証を行うことを目的として開講した。また、大学院入学当初から博士（歯学）の学

位に相応しい学位論文作成を目標とする意識の醸成を図るために、共通科目のカリキュラムについても更なる検討が求められる。

大学院歯学研究科においても学部と同様に、授与する学位に対する授与方針、学位に対する教育課程の編成・実施方針を定めて公表している。教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために、研究評価者制度を設け、コースワークとリサーチワークの進捗状況の把握を客観的に行っている。また、2年次から学位申請の1年前までに中間発表を行い、リサーチワークの進捗状況を全大学院指導教員で把握し、必要な助言を行い、リサーチワークが円滑に進むように支援する環境を整えている。成績評価においては、筆記試験、口頭試験及び研究報告等による多面的評価を行い、学位授与においても、指導教員や共同研究者などを含まない学位審査委員会、及び全教授による大学院教授会における学位最終審査による客観的かつ適切な評価を行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果は、コースワークにおいては2年次後期に実施するコースワーク到達試験、学位授与に対しては学位審査委員会における学位予備審査と大学院教授会における学位最終審査で適切に把握及び評価を行っている。教育課程及びその内容、方法の適切性については、大学院教育委員会、大学院運営委員会及び大学院教授会において、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。さらに、教育委員会に大学院運営委員会、大学院教育委員会より数名出席し、歯学部、歯学研究科相互に定期報告、意見交換を行い、本学教育関連の一貫性と充実に努めている。今後は、カリキュラムによる学修成果の実質的な達成度をより明確に検証し、その結果を反映した改善策を継続的に講じていくことが求められる。

第5章 学生の受け入れ◆歯学部◆

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

◆歯学教育◆ 項目：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施

評価の視点	評価のポイント
3-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。	・学生の受け入れ方針の策定 ・学生の受け入れ方針における求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法の明示
3-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。	・学生募集方法と入学者選抜方法の適切性 ・多様な人材に修学の機会を与える視点 ・入学者選抜における入学者の学力の担保
3-3 学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。	・学生の受け入れ方針及び選抜方法・手続の募集要項やホームページ、説明会等を通じた公表方法
3-4 入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。	・入学者選抜の組織体制 ・入学者選抜の手続の明確化 ・入学者選抜の公正性を確保するための仕組み

現状分析<現状の説明>

学生の受け入れ方針は、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」として、歯学部入学試験要項（根拠資料 1-7、5-1、5-2）に明記している。その中で、求める学生像や必要とする基礎学力など、入学者に求める水準を具体的に示している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人
 歯科医学・歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人
 自ら新しい課題に意欲的に取り組み、真理追求に対し積極性のある人
 歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献する意欲のある人

多様な人材に修学の機会を与える視点にて、特別な配慮を要する志願者への説明を入学

第5章 学生の受け入れ◆歯学部◆

試験要項に明記しており、さらに総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜だけでなく、卒業生推薦、帰国生、外国人留学生、特別、編入学（2年次・3年次）の各入試方式にて、多様な背景を有する志願者への受け入れの門戸を開いている。これらの情報はすべて入学試験要項に明記している。

入学者の学力の担保のため、出身学校等の成績証明を求めることや、基礎学力試験や学科試験を適切に課すことにより、学力の評価を実施している。

上記の情報はすべて入学試験要項に記載されているとともに、必要に応じて本学ホームページでも同様の情報を公開することにより、すべての志願者へ情報提供を行っている。

上記の方針に従い、入学者選抜においては入学試験委員会と教授会の2段階の組織体制を整え（根拠資料 5-3、5-4）、それらの評価に基づいて、公平・公正に実施している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

◆歯学教育◆ 項目：定員管理

評価の視点	評価のポイント
3-5 入学定員（募集人員）に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	・以下の比率や動向を注視した適正な定員管理 ・入学定員（募集人員）に対する入学者数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・志願倍率と実質競争倍率の乖離

現状分析<現状の説明>

入学者数および入学定員充足率（入学定員に対する入学者数比率）は入学試験委員会（根拠資料 5-5）、教授会（根拠資料 5-6）において適切に管理している。これらの値に加えて収容定員に対する在籍学生数比率、志願倍率と実質競争倍率などを教学部および教学 IR 室にて数値化し（根拠資料 5-7）、定員超過や定員未充足について評価を行い、その対策を取っている。

具体的には、2024（令和 6）年度入試の入学者では定員未充足が認められたため、2025（令和 7）年度入試に向けて学内に「募集広報部」を配置した（根拠資料 2-18）。募集広報部を中心とした学生募集活動を活発化することにより、入学者数の適正化に努めた。具体的には、個別相談を重視したオープンキャンパスの開催、志願候補者を意識した効率的な高校訪問、SNS による高頻度の情報発信とホームページの改良、継続校化や探究活動を通じた高大接続の充実などが挙げられる。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

現状分析＜現状の説明＞

学生の受け入れに関わる事項を入学試験委員会および募集広報部を中心にして定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2025（令和7）年度入試の具体的な事例として、一般選抜の試験会場として大学だけでなく埼玉・大阪・福岡の3会場を新たに設定し、入試を実施した（根拠資料1-7、5-8、5-9）。いずれの会場においても受験生がいたことから、志願者の利便性の向上や学生の受け入れの改善につながったと考えられる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

本学歯学部における学生受け入れの現状は、入学者選抜の方針が明確に示されており、求める学生像や必要な基礎学力について、具体的に入学試験要項に記載されている。また、多様な人材に修学の機会を提供する観点から、特別な配慮を要する志願者への対応も明記されており、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜に加え、卒業生推薦、帰国生、外国人留学生、特別入試、編入学試験など、多様な背景を持つ志願者に対応した幅広い入試制度が整備されている。これらの制度はいずれも公平・公正な選抜が行われるよう、入学試験委員会と教授会の二重の審査体制のもとで運営されている。

入学者の学力を担保するため、出身校の成績証明書の提出を求めるとともに、基礎学力試験や学科試験の実施によって適切な学力評価がなされている。さらに、これらの情報はすべて入学試験要項に明記され、必要に応じて大学ホームページにも公開されており、志願者に対する情報提供の透明性と平等性が保たれている。

また、入学者数や定員充足率、志願倍率、実質競争倍率といった重要指標は、教学部および教学IR室によって数値化され（根拠資料5-7）、入学試験委員会や教授会で適切に管理・評価されている。これにより、定員超過や定員未充足といった事態に対する対応も的確に行われている。たとえば、2024（令和6）年度入試では定員未充足が発生し、翌年度に向けて学内に「募集広報部」を新設し、学生募集活動の活発化が図られた。2025（令和7）年度入試では、地方受験の利便性向上を目的として、大学本学に加え埼玉・大阪・福岡の3会場において一般選抜試験を実施した（根拠資料5-8、5-9）。実際に各会場で受験生がいたことから、志願者にとっての利便性が高まり、学生受け入れ体制の改善につながったと評価されている。

一方で、いくつかの課題も明らかになっている。最も顕著なのは、2024（令和6）年度入試における定員未充足の発生である。これは志願者数の減少や地域的な認知度の差など、複合的な要因が考えられ、今後も注視すべき重要な課題である。また、「募集広報部」の設置によって募集活動は強化されたものの、その取り組みの具体的な効果検証やデータに基づく評価はこれからであり、今後は広報活動の成果を可視化する仕組みづくりが求められる。さらに、地方会場の設置は一定の成果を挙げたものの、全国的な志願動向や地域別の認知度に関する分析と、それに基づく戦略的な対応が今後の課題として挙げられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

課題に対応するためには、広報活動の多様化と戦略的な展開が求められる。特に SNS や動画コンテンツ、オンライン説明会など、若年層に訴求する媒体を活用した広報戦略の構築が重要である。また、募集広報部の活動については、定量的な成果指標を設けた上で、PDCA サイクルに基づく評価と改善を進める必要がある。併せて、地域別の志願傾向に応じた重点的な広報活動や、進路指導教員との連携を強化することで、より効果的な学生募集が期待される。

総じて、本学歯学部は、アドミッション・ポリシーの明確化や多様な入試制度の整備、公平・公正な選抜体制の確保といった点において、十分に評価される体制を構築している。今後は、入学者数の安定化と質の担保に向けて、広報活動の実効性を高めるとともに、地域特性に応じた戦略的な対応を進めることで、より持続可能で多様性に富んだ学生受け入れの実現が期待される。

第5章 学生の受け入れ★大学院★

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学生募集及び入学者選抜は、ホームページ（根拠資料 5-101）及び募集要項（根拠資料 1-8）に明示された学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて実施している。

学生受け入れ方針（アドミッションポリシー）

本学歯学研究科には、「自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献する人材を養成することを目的とする」という教育目的があります。

この教育目的にある文化の向上と社会福祉の増進を実現するために、いま、歯科界は次の大きな6つの課題を解決する必要があります。

それは、

①超高齢社会は、全身疾患との関連を重視した高度な歯科医療の充実が必要であり、摂食嚥下を含め全身管理に造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師および研究者が不足している。

②近年歯科医学も専門分科が進み高度化した半面、総合的な視点として小児から高齢者を取り扱うライフコースに基づく一貫した歯科医療の観点が失われていると同時に、包括的ケアを含めて総合化できる歯科医師および研究者が不足している。

③災害の頻発に対する災害医療歯科学の推進と災害時迅速に対応できる指導的な歯科医師および研究者が不足している。

④増加を示す口腔癌に対する歯科医療の高度化が必要であり、腫瘍学に対する造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。

⑤口腔と全身の関連の科学的解明を進展させる必要があり、基礎研究の充実と臨床応用できる臨床研究を主とする歯学教育・研究者が不足している。

⑥感染症の対策に造詣が深く、感染管理に関する正しい情報の発信や研究の推進をはかる歯科医師および研究者が不足している。

これらの6つの課題を解決できる人材の養成は、今後の歯科医療を進展させ、教育目的の実現に寄与するものです。

すなわち、本学歯学研究科では、この6つの課題に共鳴し、確固たる目的意識を持ち、

第5章 学生の受け入れ★大学院★

課題探究心や学習意欲が旺盛で、自立心とともに高い責任感があり、最新の臨床研究能力を身につけたいと考えている人材を求めています。

高度な臨床研究能力を備えた人材とは、倫理観が高く、課題解決のためのマネジメント能力があり、研究内容に対する公表力が俯瞰的で優れている必要があります。近年では、グローバル化の視点も重要です。また、歯科臨床の中にこそ課題解決の糸口があることから歯科臨床に対する意欲的な取り組みが求められます。

そのための教育としてコースワーク・リサーチワーク・クリニカルワークが系統的に行われます。この教育を受けるには、歯学におけるしっかりとした基礎的な学力、英語に対する受容性、課題に対して正確に解釈する能力、さらに研究を続ける胆力と責任感が備わっている必要があります。

そこで、本学の入試では、英語読解、面接による人物評価と口頭試問、専門分野に対する基礎的な知識に関する試験を行います。特に面接を重視し、課題に対する柔軟で正しい解釈ができる能力があるかを質問し評価します。

選抜については、第Ⅰ期および第Ⅱ期募集の合計2回の入学試験を設け、大学院運営委員会（根拠資料 5-102）の委員が、筆記試験（英語および専攻専門試験）と面接試験により客観性を以て公正かつ適切に実施している。アドミッション・ポリシーに定める内容について、単に知識の有無を問うのみではなく、課題解決能力を評価できるよう心掛けるとともに、面接試験により受験生の意欲や忍耐力、自己表現力等の人間性も重視した公正な選抜を実施している。

2025(令和6)年度における学生募集人数・入学定員は、歯学専攻(博士課程)18名である。学生募集の案内は、大学院事務担当専任職員が支援し、本科生を対象にした授業料減免制度（全額免除者対象の特待生試験）を紹介したホームページ（根拠資料 5-101）による広報活動と、募集要項等の配布により行われている。さらに学内外の研修歯科医や既卒者を対象とした説明会を年に2回(2024（令和6）年10月3日、10月24日）それぞれ横須賀キャンパスおよび横浜キャンパスで開催し、上記に加え学位修得までの過程やコースについての説明後、講座・分野の研究活動等を担当者が紹介して周知をはかっている（根拠資料 5-103）。教育体系については、臨床系、基礎系、社会歯科系、コメディカルを担当する4名の大学院教員を入学アドバイザーとして配置し、コースや講座の選択、履修方法などをアドバイスしている。さらに地域社会のニーズに応え、現在歯学に携わっている各方面の社会人の再教育や歯学の進歩と社会福祉の向上に資するため、2000（平成12）年度より、大学設置基準第14条に定める教育方法の特例に基づき、大学院生として社会人も広く受け入れることとしている。2012（平成24）年度より社会人大学院生に対して、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（4年）を超えて計画的に教育課程を履修できる長期履修制度（根拠資料 5-104）も運用されている。これら一般及び社会人選抜の志願者について、大学院運営委員会において資格審査を実施し、歯学部以外の学士取得者などの理由により、必要な場合には入学試験前に資格認定試験を実施している。

選抜は調査書の審査、入試委員が選択した歯学系・自然科学系の関連英文(論文、新聞記事)等を用いた学力審査(英文翻訳・記述試験、同内容に関する口頭試験)と、将来の専攻関連科目の学力試験を2名以上の大学院指導教員により実施し、それぞれ独立して採点し、

第5章 学生の受け入れ★大学院★

その平均点を以て得点としている。さらに3名の大学院指導教員による面接試験を加え、これらの結果を総合して客観的に選抜している。さらに特待生選抜制度を設け、上記一般選抜の学力審査試験に加え、特待生選抜試験を行って一般選抜との差別化を図り、優秀な人材の確保を目指している。各区分の試験結果は、大学院運営委員会で審議され、最終的には大学院教授会において審議され決定している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

＜評価の視点＞

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

学生収容定員72名（1学年18名）に対し、在学者数と充足率は2019（令和元）年度73名（1.01）、2020（令和2）年度74名（1.03）、2021（令和3）年度75名（1.04）、2022（令和4）年度73名（1.01）、2023（令和5）年度63名（0.88）、2024（令和6）年度65名（0.90）となっている（根拠資料5-105）。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

入学者の選抜はホームページおよび募集要項に明示された学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき実施している（根拠資料1-10）。学生の受け入れの適切性については、大学院入試委員会が第Ⅰ期および第Ⅱ期の合計2回の入試について、客観性を以て公正かつ適切に実施されていることを確認し、実施報告を大学院運営委員会に上程して検証した上で、最終的に大学院教授会で確認することにより検証している。

2023（令和5）年度に大学院運営委員会で学生の受け入れの適切性を検討した結果、学内推薦選抜入試の試験内容については学内ですでに専攻科目の指導教員と連絡が密に取れていると判断できることから歯学専攻試験を外して英語と面接とする改正案を作成し、大学院教授会でも審議の上2024（令和6）年度入試から変更をすることとなり（根拠資料5-106、5-107）、その変更に基づいて実施がなされた。

2024（令和6）年度には、特定性選抜の位置づけについて審議がなされ、これまで第Ⅰ期と第Ⅱ期でなされていたものを、第Ⅰ期のみで実施することや試験問題の難易度を複数名の委員で事前に確認するなど、試験の公平性について審議がなされた（根拠資料5-108）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の大学院における学生募集および入学者選抜に関しては、いくつかの点で優れた取組がなされており、全体として高い透明性と公正性を志向した体制が整えられている。

まず、長所として挙げられるのは、学生の受け入れに関してアドミッション・ポリシー

を明示し、それに基づいて一貫した選抜が行われている点である。選抜方法は、筆記試験（英語・専門）、面接試験、調査書の審査など多面的な評価を組み合わせ、受験生の知識や学力に加え、課題解決能力や意欲、人間性なども評価するよう配慮されている。さらに、試験の採点は複数教員によって独立に実施され、その平均点をもって得点とするなど、評価の客観性と公平性が確保されている。

加えて、社会人を対象とした受け入れ体制も整備されており、大学設置基準第14条の特例に基づいて2000（令和2）年度から社会人の入学を広く認め、2012（平成24）年度からは長期履修制度を導入するなど、多様な学習者層への対応が進められている。また、大学院入試の広報においても、専任職員による支援体制の下で、説明会の開催による情報発信を積極的に行っており、志願者への周知が丁寧に行われている点も評価できる。

試験結果の検証体制も整備されており、大学院入試委員会、大学院運営委員会、大学院教授会の三段階で確認と審議がなされており、透明性の高い運営が担保されている。また、特待生制度の導入や、学内推薦選抜試験の見直しなど、制度の改善にも柔軟に取り組んでおり、常により良い選抜方法を模索している姿勢が伺える。

一方で、課題としては、これらの制度的整備が具体的にどのような成果につながっているのか、特に「優秀な人材の確保」や「多様な背景を持つ学生の受け入れ」という観点からの検証結果が十分に示されていない点が挙げられる。制度の運用状況や実際の志願者・入学者の傾向、教育成果への影響などについて、今後より明確なデータに基づく分析と公開が望まれる。

定員の管理について法令に従い厳格に行われている。

募集活動の多様化や広報手段の拡充が進められてはいるが、デジタルメディアの活用状況や対外的な広がりに関しては、さらなる工夫の余地がある。特に海外からの志願者や国内の非歯学系出身者の積極的な取り込みに向けた具体的な戦略が記載されておらず、グローバルな視点や学際的な広がりに対するアプローチは今後の課題である。

総じて、本学の入学者選抜体制は、公正性・透明性・多様性に配慮した堅実なものとして評価できる一方で、実施の成果や影響をより可視化し、さらなる戦略的展開につなげる必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学院は大学教員育成のための重要な養成機関である。博士号を取得した歯科医師が、本学に奉職し、本学の教育研究において重要な存在感を示せるような環境整備が不十分である。特に、大学院修了者は、優先的に本学に奉職できる様にすべきである。また、新任教員は2年間単年度契約になっているが、入職時には専任とすべきであり改善が求められる。この様に、キャリアプランニングが明確になれば、更に大学院への入学希望者も増えることが想定され、本学の持続性の担保を念頭にいた人材養成指針こそが発展の方策となると考えられる。

第6章 教員・教員組織

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

◆歯学教育◆ 項目：教員組織の編制

評価の視点	評価のポイント
4-1 教員組織の編制方針を策定していること。	・教員組織の編制方針の策定 ・教員に求める能力・資質の設定(選考基準) ・教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計(デザイン)
4-2 教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。	・教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制 ・教授、准教授、講師、助教の比率と適切な配置 ・診療参加型臨床実習に必要な資質・要件を持つ教員の配置
4-3 学生数に対する専任教員の比率が適切であること。	・学生数に対する専任教員の比率を踏まえた教育環境の適切性

現状分析<現状の説明>

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明示している(根拠資料 6-1)。具体的には以下の通りである。

教員組織の編制方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神並びに教育理念を実現するため、次のとおり求める教員像を示すとともに、教員組織の編制方針について定めます。

1. 求める教員像

歯学部及び大学院歯学研究科の教育理念・目的を十分に理解し、教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系教員においては教育・研究に、臨床科学系教員においては加えて診療に対して真摯に取り組める人材を求めます。その上で、学生と患者への豊かな愛情を持ち、教育・臨床・研究における真理の探究に意欲的であり、教職員組織において他者を尊

第6章 教員・教員組織

敬し合い組織の発展に貢献できる人材を求める教員像とします。

2. 学系の設置及び機能

教員組織として4つの学系（教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系、臨床科学系）を設置し、それぞれの学系のもとに必要な講座及び分野を配置します。（根拠資料 6-2）歯学部及び大学院歯学研究科、診療科において、教育・臨床・研究にかかる才幹を有機的に連携し、建学の精神の実現を目指します。

3. 教員組織の編制

歯学部、大学院歯学研究科、診療科の円滑な運営のために必要な教員組織を編制します。

1) 歯学部、大学院歯学研究科、診療科を構成するために必要な、4つの学系のもとに講座及び分野を設置します。教育の実施に当たり、組織的な連携体制を確保し、適正な人数の教員を配置します。4つの学系を最大限に機能させ、教育に係る総合的な企画や学生協働による各種制度・施設等の見直しを行うため、学長直轄組織として教育企画部を配置します。

2) 大学院歯学研究科においては、歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について自立して研究活動を行う人材を育成する教育と研究を推進するために必要な適正な人数の教員を配置します。

3) 地域医療を支え、かつ高度先進医療を提供する第2次・第3次医療機関として必要とされる診療科を設置し、適正な人数の教員を配置します。

大学設置基準並びに大学院設置基準の教員組織に定められた必要教員数を下回らないことを前提とし、教育・臨床・研究の運営を円滑にかつ効率的に推進するために適正な人数の教員を配置します。

求める教員像および教員組織の編制方針に基づき、歯学部および歯学研究科は、教育研究活動を展開するために教員組織を編制している（根拠資料 6-2）。

< 1 > 歯学部

歯学部では、学生収容定員720名に対応できる教育課程を適切に実行するために、設置基準以上の専任教員数を確保しており、専任教員に加えて非常勤である特任教員も多数雇用して教育の充実に努めている。学長は学校教育法第92条に「校務をつかさどり、所属職員を統督する」とあり、歯学部では学則第47条に明文化して教職員を統括し学務の責任を担っている（根拠資料 1-2）。また、学長の補佐体制は学長の指名により1～3名の副学長が配置され、校務を分掌している（根拠資料 6-3）。さらに、大学院歯学研究科長、附属病院長、附属横浜クリニック・横浜研修センター長の指名も学長が行い、大学のガバナンス体制が継続して構築されている（根拠資料 6-4）。学長の任期は3年であり、学長選考規程により選考委員会で選出された候補者の中から、最も相応しい人物を理事会で決定している（根拠資料 6-5）。学長は法人理事会の1号理事となることから、最高意思決定機関である理事会の議を経て、大学の意思決定を行い学務の執行を担っている（根拠資料 6-6）。

歯学部には、学長を議長とした教授会が設置されており、神奈川歯科大学歯学部教授会規程（根拠資料 6-7）により毎月の定例会議と必要に応じて臨時の会議が招集されている。教授会では、歯学部全般の教育に対する提案や報告も反映し、歯学部教育施策などの全般について審議し、教育委員会との連携のもと総括的責任者の学長の下で教育の質保証を継

第6章 教員・教員組織

続して推進している。また 2021（令和 3）年度から歯学教育施策の立案に関する責任を担う組織として教育企画部規程（根拠資料 3-3）に基づき新生した教育企画部（教授 4 名、准教授 2 名）は、カリキュラムの編成とそれに伴う学内の調整や、教育の高度化に資する事項を主たる業務としている。

歯学部における教員組織編製の適切性は、組織検討委員会において点検され、定年退職等で空席となる分野長の補充、教員の年齢構成、教職員の活性化をするための取り組みなどについて議論がなされている（根拠資料 6-8）。

教員の男女比については、2022（令和 4）年度は女性の教授が 0 名、女性の准教授が 11 名在籍していたが、2023（令和 5）年度には女性の教授が 1 名、女性の准教授が 12 名、2024（令和 6）年度には女性の教授が 2 名、女性の准教授が 8 名となり、女性教授の数が増加した。しかし依然として女性が少ないことから、今後女性教員の採用を増やしていく必要がある（根拠資料 6-2）。

< 2 > 歯学研究科

大学院歯学研究科では、総定員 72 名に対応できる教育研究課程を適切に実行するため、大学院歯学研究科学則（根拠資料 1-3）第 32 条に学長による学位授与に関する事項、第 47 条 2 項に会務の統括について規定している。2010（平成 22）年度から研究科委員会を大学院教授会とし、審議機関としての充実化がはかられた。大学院教授会は、ほぼ毎月定例教授会を開催するとともに、学位論文最終審査のための教授会が年 4 回開催されている。大学院教授会は、学長に指名された研究科長が議事を運営し、学長の指示の基に実務の運営を担っている。研究科長は、必要に応じて副研究科長を指名することが可能であり、2024（令和 6）年度は 2 名が任用され、実務を分掌している。

歯学研究科は、従来歯科基礎系、歯科臨床系の 2 専攻であったが、2017（平成 29）年より歯学専攻という 1 専攻となり教員組織として大講座が設置された。また大講座制の利点を活かし、分野教授が独善的にならないような専門性を高めつつ教育・診療に重点を置いた大講座制の延長線上にある新講座制を導入していたが、2021（令和 3）年度から教員組織が全面的に再編されることとなり、1 号教員、2 号教員および 3 号教員に編制し直し運営されることとなった（根拠資料 6-9）。

大学院教育は、各専門領域の教育を行う一方、課程制大学院の充実に取り組んでおり、共通講義の充実、研究評価者の選定、中間発表の強化、学位論文公聴会の実施などのために、大学院教育委員会が中心となり、教育のマネジメントを行っている。これら教育課程に必要な大学院教員は、設置基準上の教員数を満たしている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

< 評価の視点 >

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

◆歯学教育◆ 項目：教員組織の編制

評価の視点	評価のポイント
-------	---------

4-4	持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員が適切に構成されていること。	・女性教員、外国人教員の比率に配慮した教員組織の編制
4-5	歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。	・研究に対する歯科大学・歯学部の方針（方針） ・組織としての競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を含む） ・組織としての研究に対する第三者からの評価
4-6	教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。	・教員の任用に関する規程の整備 ・教員人事の手続における透明性と適切性の担保 ・公募制、任期制等の教員組織を活性化させる仕組みの導入

現状分析＜現状の説明＞

＜1＞歯学部

歯学部教員および診療科教員の募集、採用、昇格については、教員任用規程（根拠資料 6-10）、教員任用基準細則（根拠資料 6-11）および診療科教員任用規程（根拠資料 6-12）、診療科教員任用基準細則（根拠資料 6-13）に基づき適切に実施している。教員の男女比については、2024（令和 6）年度に女性の教授が 2 名、女性の准教授が 8 名となり、女性教授の数は増加したが、依然として女性教員の割合が少ない。また、外国人教員は 3 名にとどまっており、今後は本学歯学部の卒業生が教員として活躍することが期待される。

教員は、2021（令和 3）年度より現職教員は大学院所属から歯学部所属へと変更した。この変更の目的のひとつは、採用や昇格をより柔軟に実施することであり、法人のミッションをより効果的に実施する狙いがある。新規教員は歯学部教員として採用しているが、学外からの歯学部教授の採用においては任用推薦書を必要としており、教授以外の歯学部教員においては提出可能であればそれ以外の専門領域教授からの推薦書も提出できることとし、必ずしも推薦書を必要としないことで広く人材募集ができるよう配慮されている。一方、教授以外の職階の学内における昇格あるいは転属に際しては、学長、副学長、部長、学系長、分野長の任用推薦書を提出してもらうこととし、ガバナンス体制が維持できるような配慮も行われている。教授の採用及び昇格においては、学長の委嘱により理事会において審査委員会を設けること、准教授の採用及び昇格においては、学長の委嘱により教授会において審査委員会を設けることが義務付けられている。審査委員会は、通常 5 名の選考委員が歯学部教授会構成員から指名を受けて選考委員会を組織し、審査を行っている。選考委員会は審査の結果を教授会で報告し、学長は審査委員会の審査結果と教授会からの意見を踏まえ、審査の結果を理事会へ上程し、理事会において採用・昇格の可否を最終決定している。教授、准教授以外の職階の教員の採用や昇格に関しては、学長以下各部署の責任者により構成される教員任用・再任審査委員会において審査を行い、審査の結果を教授会で報告し、学長から審査委員会の審査結果と教授会からの意見を踏まえ、審査の結果を理事会へと上程し、理事会において採用・昇格の可否を最終決定している。

診療科教員は附属医療施設における診療を主たる業務としているが、教育面においても参加型臨床実習や研修歯科医教育の充実において重要な役割を果たしている。診療科教授、診療科准教授の採用及び昇格に際しては、通常 5 名の選考委員が臨床系教授連絡会構成員

第6章 教員・教員組織

から学長より指名を受けて選考委員会を組織し、審査を行う。選考委員会は審査の結果を臨床系教授連絡会で報告し、臨床系教授連絡会構成員からの意見を踏まえて、学長より理事会に報告し、理事会にて採用・昇格の可否を最終決定している。診療科教授、診療科准教授以外の診療科教員の採用・昇格については、病院長、横浜クリニック・横浜研修センター長の意向を尊重したうえで、歯学部教員の審査に準じた過程を経て採用・昇格の可否を決定することとしている。

教員の審査に際しては、人物像（面談あるいは推薦書）、教育歴、研究業績、社会における活動、さらに教育・研究に関する考え方等を総合的に勘案し選考している。また、臨床系の教員に関しては、診療歴、専門医の取得状況、診療への姿勢なども審査基準として加味されている。

＜2＞歯学研究科

2021（令和3）年度からは、歯学部教員のうち大学院教員にふさわしい者を選考し配置することとされた。大学院教員は、大学院運営委員会での資格審査を経て、大学院教授会において承認を得て理事会に推薦し、任用が決定される。

これらの任用についても歯学部と同様に組織検討委員会において、退職によって欠員となった教員の補充など、必要な人員数や専門領域間のバランスを審議した上で、適正な人員を配置できるよう努力している。大学院教員は、1号教員、2号教員および3号教員の3つの種別を配置し、それぞれ論文指導を行うことのできる教員、論文指導の補助を行うことのできる教員、そして論文指導以外の教育に従事する教員というようにその役割を明記している（根拠資料6-14）。退職によって欠員となった分野の1号教員は、新たに就任した歯学部の当該分野の教授から大学院の1号教員として大学院教員組織に関する規程に基づく審査を行い、配置している（根拠資料6-15）。また、2号教員と3号教員については各分野の1号教員からの推薦を経て、大学院運営委員会の規定に基づく審査の上、大学院教授会の承認を受け、理事会での承認を得て配置している。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

◆歯学教育◆項目：教員の資質向上等

評価の視点	評価のポイント
4-7 教員の資質向上を図るための体制を整備していること。	・教育内容・方法等の改善を目的とした教員の研修及び研究(FD)を組織的に行う体制 ※大学運営に係る教職員に対する研修

	(SD)などの仕組みを含む
4-8 教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的実施していること。	・上記FD(SDを含む)に関する活動の実績
4-9 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。	・教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価の実施 ・教員個人による教育研究活動等の自己点検・評価結果の公表 ・教員の教育研究活動評価システムの構築・実施

現状分析＜現状の説明＞

本学では、教員の資質向上は教育の質保証を実現するための重要事項と位置づけ、大学設置基準と大学院設置基準に従い、歯学部と大学院歯学研究科を合わせて、教職員の資質向上、大学改善のための研修や講演会を企画・実施するFD・SD委員会を設置し、神奈川歯科大学FD・SDに関する方針（根拠資料6-16）に基づいて実施している。

歯学部と大学院歯学研究科におけるFDの主たる目的は、教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質向上の取り組みであり、SD(スタッフ・ディベロップメント)は、主として大学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する諸課題に対応し、適切な教育・研究活動および効果的な管理運営体制等の改善を図るための組織的および個人的な資質向上の取り組みである。2024（令和6）年度は新任教員研修、AI作問システム、募集広報部の活動状況（2回）、ヒトを惹きつける話し方講座、評価育成制度評価者研修会、研究倫理研修、教育企画部によるカリキュラムに関わる講演会、大学院教育とAIの合計9回の講演会と、事務職員と短期大学部のワークショップを2回開催している（根拠資料4-68）。

教職員の評価育成制度の施行に向けて、教育・研究・診療・組織運営などに関する適切な評価指標を構築するため、2021（令和3）年度に持続評価計画プロジェクトチームを立ち上げ、評価のみならず教職員の資質向上を図ることも目的として教職員評価制度を検討した。年度当初に各分野構成員が年間目標を計画し、分野長がヒヤリングを元に目標達成のための手段や方法も考慮して目標の妥当性を検証した上で、中間評価、年度末の最終評価を実施する制度とした（根拠資料6-17、6-18）。各分野長に対しては学系長が、学系長については学長が評価することとし、同様に評価した。2021（令和3）年度はトライアルとして実施された。トライアルにおいて抽出された問題点を踏まえて若干の修正を加え、2022（令和4）年度からは正式実施となり、2024（令和6）年度も実施された（根拠資料6-19）。

2024年度に実施された大学評価（認証評価）において、TAに関して以下の指摘があった。すなわち「実験・実習を伴う科目では、TAを配置し、実験・実習の教育補助を行っている。しかし、TAを務める大学院学生に対する研修としては、現状では各科目でのTA業務を通じた指導（OJT）としている状況であり、当該科目におけるTAの役割や業務内容に関する説明、TAに必要な能力・資質向上を図る研修として十分とはいえない。今後、「TA運営委員会」を中心にTA役割・業務内容、留意点等を説明する動画及び小冊子の作成を予定していることから、これらを確実に実施し、TAに対する研修等の機会・仕組みを設けて実施するよう改善が求められる。」と指摘された。これに対して、TA運営委員会で大学院

第6章 教員・教員組織

生用と教員用のマニュアル、守秘義務順守承諾書および業務報告書（根拠資料 6-20、6-21、6-22、6-23）を作成し、大学院運営委員会（根拠資料 6-24）および大学院教授会（根拠資料 6-25）に諮った。また、大学院生向けの TA に関する説明動画を作成して、次年度に TA となる 1～3 年生に対してオンラインによる視聴を指示し、受講後に確認試験を行った（根拠資料 6-26）。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

現状分析

歯学部と歯学研究科における教員組織の適切性については、従来将来構想委員会において点検・評価が実施されてきたが、2022（令和 4）年度以降は新設された組織検討委員会において定期的な点検・評価を行って改善を図り（根拠資料 6-27）、改革推進委員会（根拠資料 6-28）に諮ることとしている。

＜1＞歯学部

2021（令和 3）年度に、それまでの大学院大講座の編制を廃止し、専門分野をより明瞭化した教員組織へと変更した。大講座制による教員組織の構成は、それまでの分野を融合し、横断的な運用を可能とする点において大きな利点を有したものの、教育体制や診療体制と一致しない場合も多く、教育・研究・診療それぞれの領域において、各々異なる指示系統が存在するような状況となり、責任体制が徐々に複雑化して不明瞭となった。そこで大講座制の利点を可及的に維持しつつ、責任・指示系統が明瞭となる組織へと改善することを目的に、簡明組織編制プロジェクトチームが発足し、新教員組織への改編を実施した（根拠資料 6-29）。その結果、2021（令和 3）年度から新たに全教員の所属を歯学部の 4 学系に整理することとされた。そして、4 学系の下に講座を、講座の下に分野を設置することとされた。その結果、各分野を分野長が掌握し、分野長を 4 学系長が統括、4 学系長を学長が総括する形となり、明瞭なガバナンス体制が整備された。

＜2＞歯学研究科

歯学研究科における教員組織の構成は 2012（平成 24）年より歯学研究科における大講座制により編成されていたが、上記、歯学部に記載したとおり、2021（令和 3）年度より分野を再度編制し、大講座制から 1 号教員、2 号教員および 3 号教員という専門分野別の編制に移行した。大講座制によって講座内の分野横断的な研究が活性化され、その連携状態を可及的に維持したまま、1 号教員の専門分野における教育と研究が進められる体制となっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点◆歯学教育◆検討及び改善が必要な点

＜1＞歯学部

2021（令和 3）年度から新たに全教員の所属を歯学部の 4 学系に整理した。そして、4 学

第6章 教員・教員組織

系の下に講座を、講座の下に分野を設置し、各分野を分野長が掌握し、分野長を4学系長が統括、4学系長を学長が総括する形となり、明瞭なガバナンス体制が整備された。本学では、従来の教育体制における講座が教育の責任を担う体制を見直し、大講座制の時期を経て、さらに発展的な学系-講座-分野制へとより良い組織を構築するための不断の努力を続けてきている。大講座を超えた人的交流の促進が、ひいては魅力的な教育の実践につながり、かつ永続的な大学の発展の礎になるため、さらに継続して一層の努力を払う必要があると思われる。

また、学長主導のもと、歯学部教育理念の充実のために歯学部FD委員会、大学院の教育理念の充実のために大学院FD委員会を設置していたが、2021（令和3）年度より一つのFD・SD委員会とした。歯学部と大学院における教育研究の充実化を図る上で、FD・SD活動の活性化は極めて重要であるが、2021（令和3）年度には8回、2022（令和4）年度にはそれが3回増えて11回、2023（令和5）年度には15回、2024（令和6）年度には13回のFD・SDが開催されており、学ぶべき機会の充実化が進んでいる。さらに、教育力が身についたかどうかを判定するためのアンケートや試験も同時に実施しており、その結果については各教員にフィードバックして、さらなる向上を目指す努力を促している。特に歯学部では、教育企画部を設置し、学生と協働してシラバスの改善に取り組み、教育効果を向上させることを計画している。COVID-19感染拡大防止のため、2020（令和2）年以降のFD・SD活動、特にワークショップ等の開催は厳しく制限されてきたが、その環境においてもある程度の活動が維持され、ICT技術を活用した手法が発展したことは思わぬ成果ともいえる。しかしながら、教職員の学ぶべき機会はFD・SDの開催に伴い増加したが、FD・SDの内容がどの程度理解されたかの効果測定について、オンライン試験やアンケート調査も実施して評価を試みてはいるものの、未だ完成の域には達していないことから、改善の余地が残されている。一方、教員評価・育成制度検討委員会による業績評価についても、教員の中間および年間の評価のみで、賞与などに反映するような本格的な制度設計としては未だ不十分な点があることから、引き続き今後の検討課題として充実化に取り組む必要がある。

2013（平成25）年度から実施した大幅なカリキュラム改革は、本学における歯学部教育の充実に効果を上げた。教育課程の構築やシラバスの改善、教員配置を主たる業務とする教育企画部を発足させることで、初年度から卒業までのシームレスなカリキュラム策定に尽力しているが、学生の満足度向上に加えて、教員の負担、能力も考慮しての引き続きカリキュラム改編が望まれる。そのためには教育委員会とのより密接な共同作業によって、教学IR室が持つ情報と解析結果を積極的に開示、フィードバックして、歯学部教育のさらなる充実化を継続することが重要であると示唆される。

<2>歯学研究科

大学院の大講座制から、1号教員、2号教員および3号教員による専門分野別の編制とすることで、分野横断的かつ専門性の高い研究や教育を推進する体制となった。また、大学院では、歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻から歯学専攻に改組し、専門性が高く魅力的な教育・研究の充実化を目指している。一方で、ここ数年、大学院における入学者の確保が困難となりつつある。そのため大学院入学対象者を歯学部新卒ばかりではなく、既卒者や他のコメディカルにも積極的に門戸を開くなど、大学院生確保に努める必要がある。また、

大学院の社会的意義や機能的意義、役割等に関し、未だ理解の浅い教職員も散見されることから、第三者の立場から研究評価者として大学院教育に携わらせ、今後より一層理解を深めるための継続した努力や啓発活動を継続する必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ◆歯学教育◆改善のためのプラン

本学における歯学部ならび歯学研究科の教員・教員組織の充実と最適化をはかるため、2021（令和3）年度は大講座制からダイナミックで抜本的な学系-講座-分野制への改組と、教員組織のガバナンス機能強化を目的とし、配属の変更を実施した。大学として掲げる、求める教員像及び教員組織の編制方針に則り、学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織や人材を整備しつつ、教員の募集・採用・昇格を適切に進めるためには、今後も時代や社会的背景に対応できるよう、適時転々と見直しを継続していくことが肝要である。

教員の教育・研究・社会活動等に対する教職員評価についても、2021（令和3）年度は学長主導プロジェクトの一つとして持続評価計画プロジェクトチームがトライアル評価を実施し、2022（令和4）年度からは正式実施となった。これにより全教職員のモチベーションアップを目指し、きめ細かなフィードバックと効果的な指導を行うとともに、次年度につながる適切な人材マネジメントが求められる。そしてFD・SDのテーマの選定や効果判定等のアイデアなどについても委員会の構想のみでなく、広く学内からの公募や対面式のワークショップなどを実施することにより、今後より一層充実を図る必要がある。

近い将来、分野別認証評価が実施されることも踏まえ、教員組織についてもさらなる強靱化に努めるとともに、教育企画部を司令塔とした効果的で効率の良い教育の提供を目指して、教員組織一丸となった成熟した組織へと発展させるための継続的な創意工夫が望まれる。

第7章 学生支援◆歯学部◆

評価：A

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすいように配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念を実現するため、全ての学生が学修、研究、課外活動を含めて充実した学生生活を送ることができるよう、組織的な支援体制を整備している。学生支援に関する基本方針を次のように策定し（根拠資料 7-1）、教職員がそれぞれの役割を果たしながら、以下のように体系的かつ実効性のある学生支援

を展開している。

学生支援に関する方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念を実現するため、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための学修環境を整備し、組織的な支援を行うことを目的とし、以下のとおり学生支援に関する方針を定めます。

1. 修学支援

1) 修学に関する相談体制を整備し、学生が必要とする修学支援組織を構築します。また全ての学生が安心して教育を受けられるよう、奨学金制度や特待生制度等による学生支援制度を充実させます。

2) 図書館や学習室を多角的・自発的な学習の「場」として提供し、学力の向上のための支援を行うとともに、e-Learning 等の修学環境を整備します。

3) 成績不振者、留年生および休・退学者については、状況を把握・分析し、保護者をふまえた面談等を実施し、具体的な対応を講じます。

4) 研究活動において、助言体制を充実し、円滑な学位授与に向けた支援を行います。

2. 生活支援

1) 学生の抱える問題、とりわけメンタルな問題に対処するため、専門のカウンセラーを置く学生相談室（オレンジルーム）を整備します。

2) ハラスメント委員会を設置し、問題解決機能を強化するとともに、防止に向けての啓発活動を行います。

3) 課外活動の振興に向けて、学生会や各部の健全な活動に対する支援体制を整備します。

4) 健康管理室を設置して学生の健康維持・管理をはかるとともに、感染症対策等に係る管理体制を整備します。

3. 国際交流支援

1) 国際交流室を整備し、各種留学手続き等をサポートします。

2) 留学生や社会人大学院生等に対し、大学で習得した知識・教養に加え、日本での異文化体験等も生かした職業的・社会的役割が果たせるよう、適切な進路支援を行います。さらに留学生サポート委員会を設置し、良好な住居の確保、日本語学修、海外生活等に係る支援体制を整備します。

3) 短期留学制度を設けて外国語学修、異文化交流を促進し、国際化意識の醸成をはかります。

4) キャリア支援の一環として、国際的経験を深めるための国際交流プログラムの充実をはかります。

歯学部では、学生支援委員会（根拠資料 7-2）を設置しており、各学年のクラス主任・担任に加えて、教学部教職員が委員として参画し、学生支援における中心的役割を担っている。学生支援体制の運用においては、学生の実態に即した適切な対応を図るため、教員と職員が連携して相談支援・情報提供を行い、必要に応じて臨床心理士、保健医等の専門職スタッフが加わる体制となっている（根拠資料 2-3）。

1. 修学支援（学習面）

本学は、学生が自律的に学習に取り組めるよう、教職員による個別支援体制と ICT を活用

第7章 学生支援◆歯学部◆

した学修環境の整備を行っている。

(1) 学習支援体制

各クラスにはクラス主任・担任が配置され、学生の学習状況を日常的に把握し、面談等を通じて相談対応を行っている（根拠資料 7-3）。また、シラバスにオフィスアワーおよび連絡先を明示し（根拠資料 7-4）、学生が教員に直接質問や相談を行える環境を整えている。

成績不振者や留年者、退学希望者等の学習継続に困難を抱える学生には、状況を把握したうえで個別に指導・助言を行い、必要に応じて保護者を交えた面談を実施している。さらに、3 日以上連続欠席がある場合には、教学部よりクラス主任へ連絡が入り、早期支援体制を通じて対応している。

(2) ICT を活用した学修支援

遠隔授業やオンデマンド授業（根拠資料 7-5）を導入しており、授業動画は繰り返し視聴が可能である。学内では Wi-Fi 環境を強化しており、教室、実習室、学食などでも大人数の学生が同時に動画を視聴できる環境を整えている。また、通信環境に不安を抱える学生への配慮として、学内での視聴を推奨し、学修の機会に格差が生じないように対応している。

(3) 障がい学生・留学生への配慮

重度の障がいを有する学生は現在在籍していないが、軽度の障がいを有する学生に対しては、受講方法の調整や個別支援、学生相談室（オレンジルーム）（根拠資料 7-6）の活用等を通じた対応を行っている。留学生に対しては、言語面・文化面での支援を含め、国際交流室や留学生サポート委員会（根拠資料 7-7）による多面的支援（根拠資料 7-8）を実施している。

2. 修学支援（経済面）

本学は、学生の経済的負担を軽減するため、学内外の奨学金制度を整備し、学生の実態に応じた柔軟な支援を行っている。

歯学部学生対象 学内の奨学金（等）一覧

- | |
|--|
| 1. 入学試験の成績優秀者に対する、初年度授業料の減免による（奨学金）制度（根拠資料 1-7） |
| 2. 各学年年度末の成績優秀者に対する次年度授業料の半額を奨学金とする特待生制度（根拠資料 1-7） |
| 3. 神奈川歯科大学私費外国人留学生授業料減免制度（根拠資料 7-9） |
| 4. 神奈川歯科大学授業料減免制度（根拠資料 7-10） |
| 5. 神奈川歯科大学学費貸与制度（根拠資料 7-11） |

歯学部学生対象 学外機構の奨学金一覧

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金（根拠資料 7-12） |
| 2. 公益財団法人 森田奨学育英会奨学金（根拠資料 7-13） |
| 3. 公益財団法人 ロータリー米山記念奨学金（根拠資料 7-14） |

これらの情報はホームページ（根拠資料 7-15）CAMPUS GUIDE（根拠資料 4-24）や学生ポータルサイトを通じて周知しており、申請手続きについても教学部が支援を行っている。

3. 生活支援

学生の心身の健康と日常生活の安定を図るため、健康管理および生活相談に関する支援

体制を整備している。

(1) 健康支援

健康診断は全学生を対象に年1回実施しており、2024（令和6）年度の歯学部学生の受診率は100%である。健康管理室では、日常の健康相談に加え、体調不良や感染症対策等についても対応している。

(2) 精神的サポート・生活相談

学生相談室（オレンジルーム）（根拠資料 7-6）には臨床心理士が常駐しており、メンタル面の不安や悩みへの支援を行っている。教員と連携して、早期の問題発見・対応に努めている。

4. 進路支援

本学では、学生が卒業後に職業的自立を果たせるよう、段階的・体系的な進路支援およびキャリア教育を行っている。

1年次には「キャリアと現代教養」（根拠資料 7-16）を通じて歯科医師の職業像やキャリアパスに関する基礎知識を学ぶ。6年次には、歯科医師臨床研修マッチングプログラムに関する説明会を実施し（根拠資料 7-17、7-18）、進路選択のための情報提供を行っている。

あわせて、本学附属病院、附属横浜クリニック、横浜研修センター等の研修施設の募集要項等についても丁寧に案内し、学生の意思決定を支援している。

5. その他の支援（課外活動等）

学生の人間力の育成と社会性の涵養を目的として、課外活動や学生団体活動への支援を行っている。2024（令和6）年度は、35の大学公認団体が活動を実施しており、すべての団体に専任教員を部長として配置している。活動内容の把握および適切な管理のために、課外活動届やクラブコンパ開催事前報告書の提出を義務付けている（根拠資料 7-19、7-20）。

また、学年ごとの親睦を深めるためにクラス会（根拠資料 7-21）を毎年実施しており、新入生に対しては、入学後のガイダンス期間中にチームビルディングやカレー作りなどの体験型活動を行う「フレッシュマンキャンプ」（根拠資料 7-22）を実施している。これらの取り組みにより、学生間の交流機会が確保され、孤立化の防止にも寄与している。

6. 学生の基本的人権の保障

学生が安心して学修できる環境の確保を目的として、ハラスメント防止、プライバシーの尊重、苦情対応体制の整備を行っている。

(1) ハラスメント対策（根拠資料 7-23、7-24）

ハラスメント防止等に関する規程を制定し、ハラスメント防止委員会を中心に啓発活動や相談対応、事案の早期解決を図っている。学生が匿名で相談できる目安箱をポータルサイトに設置し、相談しやすい環境づくりに努めている。

以上のとおり、神奈川歯科大学は、教育理念に基づく明確な学生支援方針のもと、修学、生活、進路、経済、課外活動、人権の各分野において体系的かつ実効性のある支援体制を整備している。教職員および専門スタッフが連携し、学生一人ひとりのニーズや背景に応じた個別的対応を行っている点は、学生支援における特色である。今後も多様化する学生の課題に対応し、全学生が安心して学び成長できる環境づくりを推進していく所存である。

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

神奈川歯科大学では、学生支援に関わる事項について定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに継続的な改善と支援体制の向上を図っている。クラス主任・担任は、担当学生の学修態度、進捗状況、面談・相談内容等を KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）に記録しており、教学部事務職員が対応した学生生活に関する相談内容も含めて教職員間で情報を共有している。これにより、問題点の早期把握と適切な指導につなげている。必要に応じて教学部を通じた個別対応を行い、重要な案件については教授会で報告・協議のうえ、改善策を検討している。

また、毎年実施している授業評価アンケート（回答率 100%）（根拠資料 7-25）の結果は担当教員にフィードバックされ、各教員には改善計画の提出が求められる。これらの計画は教育委員会や教授会において評価され、授業改善に活用されている。

学生の休学・退学等の要因については、教学部が年度および学年ごとに集計を行い、その結果に基づき改善策を定期的に検討している。退学理由の一因として、入学時の職業理解不足によるアンマッチが挙げられる。歯科医師への関心や適性を見極める機会が乏しいまま入学し、進路に迷う学生が一定数存在する。今後は、入学前から職業理解を促す啓発活動を強化し、定着支援を図る方針である。早期対応の仕組みとしては、3 日以上連続欠席が確認された場合にはクラス主任へ通知がなされ、状況に応じて学生本人との面談に加え、ご家族へ連絡を行い、生活状況や健康状態の確認を行っている。加えて、オンラインによる出席確認も併用し、欠席者に対しては早期のフォローアップが実施されている（根拠資料 7-26）。さらに、歯学部では各学年における留年・休学・退学に関するデータ（根拠資料 4-71）を集計し、学修サポート委員会、学生生活サポート委員会、教授会等で分析を行い、課題と改善策を検討している。

2023（令和 5）年度から継続して、2024（令和 6）年度においても、毎月の定例教授会後に各学年主任による会議を実施している。さらに、学年末や各ステージ終了後には、学修・学生生活・留学生サポート担当者を含む関係教員による「学年主任会議・ステージ後会議」を開催し、学生の成績、出席状況、面談内容などの情報を教職員間で共有している。これにより、進級や生活面で課題のある学生を抽出し、クラス主任・担任との面談や学修支援室での支援を通じて、学力向上および生活改善に向けた具体的支援を行っている（根拠資料 7-27、7-28、7-29、7-30、7-31）。

2025（令和 7）年 2 月から 3 月にかけて実施された学生生活アンケート（根拠資料 7-32）においては、「日常生活が不規則」（21.2%）、「睡眠時間が十分に取れていない」（14.1%）、「学業に関する不安・悩みがある」（29.3%）、「学業や生活におけるストレスをほぼ毎日感じる」（24.2%）、「卒業後の進路に不安がある」（40.4%）といった課題が明らかとなった。これらの回答は、特に進級や卒業を控える学年、あるいは生活の変化が大きい時期に多く見られる傾向があり、学業と生活の両立において支援が必要な学生が一定数存在することを示している。また、学修環境に対する意見としては、「自習スペースの確保が難しい」、

「夜間利用時間の延長を希望する」といった要望も寄せられた。これに対して、大学では学修スペースの拡充や利用時間の見直しを行い、キャンパスセンター1F学修スペースを拡充させたが、更なる学生の学習意欲に応える環境整備を進めている。さらに、「学業に関する不安・悩み」や「進路への不安」といった精神的・心理的な側面に対しては、面談を通じた早期対応の強化や、必要に応じてカウンセリング部門への紹介を行うなど、体制の充実を図っている。一方で、「同級生や教職員との関係性に満足している」と回答した学生が81.8%にのぼるなど、人間関係に関しては概ね良好であることが示された。この結果は、教職員による継続的な学生対応や、クラス運営の工夫、日常的な声かけや相談体制の整備などが学生の安心感や満足度に貢献しているものと考えられる。アンケート結果を踏まえた対応は、単に数字の変化を見るにとどまらず、個別の声を丁寧に拾い上げて改善につなげる姿勢が求められる。今後は、アンケート項目のさらなる見直しや、自由記述欄の分析を通じて、より具体的な支援施策の立案や学内リソースの最適化を図っていく予定である。

以上のように、神奈川歯科大学では、学生支援における現状と課題を的確に把握し、具体的なデータに基づいた改善活動を展開している。さらに、面談等を通じて得られた学生のニーズを支援体制に反映させることで、学生一人ひとりの成長と学修環境の向上を重視した取り組みを継続的に実施している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

神奈川歯科大学では、学生支援に関する取り組みが体系的かつ実効性をもって展開されている。定期的な点検・評価の実施とその結果に基づく継続的な改善サイクルが確立されており、学生の学修態度や進捗状況、面談・相談内容などの情報は KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）を通じて共有されている。このような体制により、教職員間の連携が円滑に行われ、迅速な対応が可能となっている点は本学の大きな強みである。とりわけ、欠席や成績不振といった兆候を早期に把握し、面談や家庭との連絡によって即時に支援につなげる仕組みが整っており、学生一人ひとりに向き合った対応が実践されていることは高く評価できる。

加えて、授業評価アンケートを活用した授業改善の仕組みや、学生生活アンケートによる課題の把握とそれに基づく施策の展開も着実に行われており、学生の声を反映した運用が制度的に機能している。これらの取り組みにより、学修支援、進路指導、生活相談、メンタルヘルスケアといった多岐にわたる分野において、支援の網羅性と実効性の両立が図られている。

一方で、学生アンケートの結果からは、「日常生活の不規則さ」や「睡眠不足」、「学業・進路に関する不安」など、精神的・身体的健康の両面に関する課題が一定数の学生に共通して見られており、これらへの支援を一層強化する必要がある。また、「自習スペースの確保が困難」といった具体的な学修環境に対する要望も挙げられており、物理的な環境整備についても引き続き改善の余地がある。制度としての支援体制が整っていても、支援の実効性が個々の学生に十分届いていない可能性があることを示唆している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後の学生支援体制のさらなる発展に向けては、まず既存の支援制度を学生がよりアク

セスしやすい形に整備することが重要である。たとえば、学生相談室やカウンセリング部門の紹介方法、利用促進のための広報活動の工夫などが挙げられる。また、アンケート項目の見直しや自由記述欄の定性的分析を通じて、多様な学生の声を丁寧に拾い上げ、施策に反映させる仕組みの強化が求められる。単なる数値的傾向だけでなく、個々の学生の背景やニーズに即した柔軟な支援方針の設計により、支援の質と満足度の向上が期待できる。

さらに、学修環境の整備については、自習スペースの拡充やその運用方法の工夫など、学生の学習意欲を高める物理的支援の優先順位を明確にしながら段階的に進めることが必要である。生活リズムの改善支援やストレスケアについても、教職員が主体となった啓発活動や小規模なワークショップの開催など、学生との日常的な接点を増やす取り組みが有効と考えられる。

神奈川歯科大学における学生支援体制は、教育理念に基づいた明確な方針のもと、修学・生活・進路・人間関係といった多様な側面に対応する形で整備されており、教職員と専門スタッフが連携しながら、きめ細やかな個別支援を実施している点が大きな特徴である。特に、面談やアンケート、出欠管理データなどを活用した早期対応と、教授会を通じた改善策の協議・実施は、学内全体における学生支援意識の醸成にもつながっている。

今後は、これまでの取り組みをさらに深化させ、学生一人ひとりの声に寄り添いながら、実際の行動変容や心理的支援につながる具体的な施策を一層強化していくことが求められる。

第7章 学生支援★大学院★

評価：A

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

大学院が配置する神奈川歯科大学大学院歯学研究科大学院学生生活支援部会（根拠資料 7-101）は、横須賀・横浜キャンパス合わせて現在7名の教員で構成され、学生が円滑な学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針（根拠資料 7-1）に則り支援している。

第7章 学生支援★大学院★

入学直後のガイダンスでは大学院 CAMPUS GUIDE（根拠資料 1-5）をもとに、カリキュラムと併せて学生生活全般に関する注意点について周知している。学修支援については、全学年の学生に対して年度ごとの大学院指導計画書を作成している。指導教員は、指導計画書に年度ごとの指導内容と到達目標を設定して記載するとともに、各年度終了後に到達度を評価し、円滑な学修と学生生活が送れるよう支援している。

学生の学修状況、研究の進捗状況については、課程記録ノート（ラボノート）の記載を義務づけており（根拠資料 4-113）、各学生には指導教員以外の教員が研究評価者として配属され、年 1 回以上実施する面談時に調査し、調査結果について大学院運営委員会へと報告して状況を確認している。社会人選抜大学院学生で 4 年間での単位取得が困難なことが予測される場合を想定した長期履修制度（根拠資料 5-104）を定め、1 年次に申請を行うことで履修年限を 4 年以上に延長することを可能としている。

経済的支援としては、2016（平成 28）年度入学者から神奈川歯科大学大学院特待生入学試験制度の運用を開始しており（根拠資料 1-8）、本科大学院における授業料減免に関する規程（根拠資料 7-102）に則り運用している。本制度を利用することにより授業料の一部が免除され財政的な支援を受けることができる。また、大学院歯学研究科の 1～4 年生を対象として、歯学部授業・演習・実習においてティーチング・アシスタント（TA）制度が運用されている。カリキュラム上のモジュールを対象として TA の希望者を募集し、応募のあった大学院学生の中から担当者の選考を行っている。TA の募集は大学院教育研究部が行い、モジュール・ユニットごとに調整して、必要な TA を配置している。

TA の選考は、大学院運営委員会において年度ごとに神奈川歯科大学大学院ティーチング・アシスタント規程（根拠資料 7-103）に基づいて実施され、TA に選任された大学院学生は、歯学部授業・演習・実習における指導の補助に従事し、自身の教育スキルの向上にも役立てることができるよう配慮しているとともに、各 TA には担当した授業時間に応じて手当を支給し、学生への経済的支援の一助としている（根拠資料 7-104）。

さらに、独立行政法人日本学生支援機構貸与の学資金に関する返還免除候補者の選考に関し、神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会規程に基づき、神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程（根拠資料 7-105）及び返還免除候補者選考基準を設定し、公平なる選考に基づいた候補者選考を実施している。その他、外部機関からの奨学育英制度に関する募集の取り纏め、広報、応募事務処理等に関する全般的な支援を、大学院学生の生活支援業務の一環として実施している。

また、学生の心身の健康管理のための施設として設置される健康管理室、オレンジルーム（学生相談室）などについては、歯学部学生と同様休日を除いて毎日利用できる環境を整えている。オレンジルームは多様な問題を抱えた学生に利用されているが、健康管理室とオレンジルームを同一の入り口から出入りできる構造とすることにより、精神的な問題を抱えた学生も他者の目を余り気にすることなく利用できるよう配慮されている。また、直接オレンジルームを訪れたくない場合でも、メールや電話等による相談を受け付けている。さらに、相談専用メールアドレスを設け、学生が直接相談できる体制を整備している。各種ハラスメントへの対策として、学生および教職員を対象とするハラスメント防止等に関する規程（根拠資料 7-23）を制定し、ハラスメント防止委員会が中心となり、ハラスメント発生防止に係る啓発を行うとともに、問題解決に努めていることは歯学部と同様であ

る（根拠資料 7-24）。

学生の多くは博士号の学位を取得した後、研究職あるいは大学教員として活躍することを希望するケースが多いため、キャリアパスの一例として本学における卒業後のキャリアパスを設定し、大学院生、卒後臨床研修歯科医師、研究科学生等への説明会を実施している。このキャリアパスの中には、卒後臨床研修修了後歯学研究科を経て最短年限で教員となるコースや、卒後臨床研修修了後医員として附属病院に勤務しながら歯学研究科（社会人大学院）を経て教員となるコースなども設定（根拠資料 7-106）されている。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の学修状況や学生生活については、生活環境や日常的生活状況、生活面において学生生活に障害をきたすような状況の存在等について、現状を把握するための調査活動を行っている。本調査活動を通じて発生している問題点を抽出し（根拠資料 7-107、7-108、7-109）、個々の問題点に対して大学院学生生活支援委員会の委員が中心となり組織的な対応を行っている。また、大学院共通カリキュラムについては、大学院教育委員会が、年度ごとの各ユニット終了時に学生を対象として、授業内容に関するアンケート調査を実施している（根拠資料 7-110）。結果はそれぞれの担当教員にフィードバックした上で、改善計画を提出してもらい授業改善に役立ててもらおうと共に、大学院教育委員会ならびに大学院運営委員会において分析・検討し、次年度の改善に活用している。

学生の学修状況、研究の進捗状況については、課程記録ノート（ラボノート）の記載を義務づけており（根拠資料 4-113）、各学生には指導教員以外の教員が研究評価者として配属され、年1回以上実施する面談時に研究進捗状況や研究活動の遂行について評価し、改善すべき事項等に関するアドバイスを行っている。調査結果について大学院運営委員会へと報告し、指導教員と学生に対してフィードバックされ、学生支援の一助としている。また、各年度の事業計画に基づいて立案された大学院における教育方法については、年度終了時に大学院教育委員会にて検討し、大学院における教育内容・方法及び学修方法、学修指導の改善方策と次年度の事業計画立案の資料としている。

また、大学院学生生活支援部会で部会の活用度や活動状況等に関する学生へのアンケート項目を設定し、学生支援の適切性に関する評価の一助とし、改善に向けた取り組みが行われている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

評価されるべき点として、大学院学生生活支援部会を中心に、学生が安心して大学院生活を送れるよう、多方面にわたる支援制度が整備されていることが挙げられる。入学直後のガイダンスでは、大学院 CAMPUS GUIDE に基づいて、教育課程とともに学生生活全般に関する情報が提供されており、早期からの適応を促している。また、学修支援についても、

年度ごとの大学院指導計画書を用いて、個別の指導体制が構築されており、指導教員が到達目標を設定しながら、各年度末には到達度評価を行うなど、PDCA サイクルを意識した支援が実践されている。さらに、ラボノートを活用により、日常的な研究活動の記録と進捗確認がなされており、第三者である研究評価者による面談や調査を通じて、客観的な進行状況の把握が可能となっている。加えて、社会人大学院生への配慮として長期履修制度が導入されており、学生の多様なライフスタイルに応じた柔軟な学びを可能にしている。経済的支援の側面では、特待生入試制度、授業料減免、TA 制度、奨学金返還免除候補者の選考など、多岐にわたる制度が整えられており、学生の経済的負担軽減に大きく寄与している。また、心身の健康支援に関しては、健康管理室や学生相談室（オレンジルーム）が日常的に利用できる体制となっており、出入り口の構造にも配慮がなされているほか、相談方法としてメールや電話といった非対面型の手段も用意されている点は高く評価される。加えて、ハラスメント防止規程の整備と委員会による啓発活動も、安心・安全な学習環境の形成に貢献している。最後に、大学院修了後のキャリア形成に向けた支援として、複数のキャリアパスを例示し、説明会を開催することで、将来の進路選択を支援していることも学生支援の一環として重要な位置づけにある。

一方で、現在の支援体制にはいくつかの課題も見受けられる。まず、学生からの意見や要望を制度に反映する仕組みをより強化し、支援体制の双方向性の充実が望まれる。次に、TA 制度に関しては、教育効果の検証に向けた仕組みが不十分である。また、長期履修制度は制度として有用であるものの、履修延長後の学修管理や精神的サポートなど、実際の支援体制についても強化が望まれる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後の学生支援の発展に向けては、以下のような方策を講じることが望まれる。

第一に、学生参加型の支援体制を構築することが重要である。アンケート調査を通じて、現場の声を把握し、「対話的支援体制」を導入するべきである。第二に、TA 制度については、教育的成果を可視化するための評価システムを整備するとともに、TA 向けの研修プログラムを用意し、制度としての教育的意義と実践力の向上を両立させることが求められる。第三に、長期履修者に対する支援を強化するため、支援制度に関する情報を一元化し、学生がいつでもアクセスできる環境を整備することで、支援の認知度向上と利用促進を図ることが求められる。ポータルサイトや学生支援アプリの導入・活用なども有効である。

神奈川歯科大学大学院における学生支援体制は、基本的な部分で高い水準を有しており、多様な学生に対応した支援策が実施されている。しかしながら、今後さらに学生の満足度と成果を高めていくためには、制度の双方向的運用、教育的支援の質保証といった観点からの改善が求められる。

第8章 教育研究等環境

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

現在、学生の学修や教員による教育研究活動の環境整備等に関わる方針については以下「教育研究等環境の整備に関する方針」により定め（根拠資料 8-1）、ホームページおよび教職員専用ページにおいて公表・周知している。

教育研究等環境の整備に関する方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念の実現を目的に、教育・研究の拠点としてふさわしいキャンパス施設・整備の充実をはかるため、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定めます。

1. 教育研究環境の整備

- 1) 老朽化した校舎の改築・改修や施設・設備の整備を計画的に進め、教育研究等環境の向上を図ります。
- 2) 省エネルギーに配慮して施設・設備の機能性の拡充を図り、環境にやさしいキャンパス構築を推進します。
- 3) 学生の学修および教員の教育研究活動を推進するため、学生および教員が安心して施設・設備を利用できるよう安全性を確保し、定期的な保守点検による適切な維持管理を実施します。
- 4) 学生の主体的学修を促進するための環境整備を推進します。
- 5) 特色ある研究を推進し、研究資金を獲得するための環境を整備します。

2. 図書館の整備

- 1) 各専門領域の教員より構成された図書選定委員会による選書を主軸とし、多角的視点による蔵書構築を推進します。
- 2) 多様化する情報資源の中から研究・教育の活性化に必要な電子リソースを精査し、積極的な導入に努めます。

3. 情報環境の整備

- 1) 教育・研究・診療・大学運営等に資するため、学内情報ネットワークの有効性及び効率性、信頼性、可能性、機密性の向上に努め、ICTの発展に対応する環境構築を推進します。
- 2) 高いレベルの情報セキュリティを維持するとともに、利用者に対する情報セキュリティの重要性に係る啓発を推進します。

第8章 教育研究等環境

建学の精神、教育理念を基に定める神奈川歯科大学学則第1条を達成するために必要な教育研究等設備の充実や整備に関しては、中長期計画＜KDU2028 計画＞（根拠資料 1-16）や単年度計画（根拠資料 8-2）に基づき計画しており、学校法人神奈川歯科大学理事会規則第7条2項（根拠資料 6-6）に定めるところにより、理事会で審議、決定している。実際の運営は、学長を委員長とする改革推進委員会（根拠資料 6-28）の方針で、教育研究等環境を含めた大学全体の将来計画を検討し、理事会に諮ったうえで実施している。

＜施設・設備等の整備＞

本学は、横須賀市稲岡町（横須賀キャンパス）に本部機能を置き、その他に隣接する小川町体育館、浦上台グラウンドを有し、横浜市神奈川区（横浜キャンパス）に附属横浜クリニック・横浜研修センターを設置している。2015（平成 27）年度には横須賀キャンパスと道路を挟んだ隣接地を購入し、築 40 年ほど経過した既存病院の移転が行われ、2017（平成 29）年度に新附属病院が開院された。本学校地・校舎に関しては併設する神奈川歯科大学短期大学部と共用部分を含み、大学設置基準を満たしている。

①横須賀キャンパス

横須賀市稲岡町にある横須賀キャンパスは、歯学部と大学院歯学研究科の教育研究のメインキャンパスであり、横須賀米軍基地に隣接し、京浜急行横須賀中央駅から徒歩 10 分（JR 横須賀駅から徒歩 20 分）に位置している。構内は地域一般に開放され、桜やジャカランダ等が開花する時期にはフェスティバル等も開催し、地域との連携を深めている。

建屋としては、第1研究棟、第2研究棟、附属病院、1号館・2号館、図書館、学生食堂やクラブ等の部室がある6号館パレット、キャンパスセンター、講堂、資料館・解剖実習室等がある。第1研究棟は地上5階で、教授室や研究室を設置している。第2研究棟は地上7階で、教授室、研究室、動物舎等を設置している。附属病院は地上12階で、ベッド数23床を備え、地域の2次・3次歯科医療機関としての設備を備えている。

1号館は地上4階・地下1階で基礎及び臨床実習室が6室あり、総合歯学教育学講座（教養教育学分野および歯学教育学分野）、キャンパス全体の情報ネットワークを管理するネットワークセンターと売店がある。

2号館は地上3階で12の講義室があり、1号館と連絡通路で接続している。6号館は地上4階で、1階は学生食堂、2階には学生食堂および売店と学修室が設置され、3階と4階はクラブ等の部室となっている。

2023（令和 5）年 12 月に竣工したキャンパスセンターは地上4階で、学習室（104 席）、多目的ホールの他、教学部、大学院教育研究部をはじめとした事務部門を集約して設置しており、学生支援や各種事務業務の中核を担うと共に、地域に開かれた大学の顔としての役割も持っている。

講堂には大講堂と2つの小講堂、2教室を備えている。大講堂は800名の収容が可能であり、歯学部と短期大学部の入学式や卒業式、大学祭や公開講座等の諸行事に利用されている。小講堂には第1小講堂（160名収容）と第2小講堂（200名収容）があり、セミナーや学会、講演会等、様々な用途で利用されている。

神奈川歯科大学資料館（根拠資料 8-3）は2013（平成 25）年に本学創立 100 周年を記念

第8章 教育研究等環境

して設置され、多数の貴重な人体標本と共に、本学の軌跡や歯科診療室の変遷を再現した展示等を行っており、地下には解剖実習室が設置されている。

さらにキャンパス内には、実験等で使用される金属廃水のための廃水処理場も設置されている。

大学院歯学研究科各分野の研究室は、横須賀キャンパスの第1および第2研究棟と附属横浜クリニック・横浜研修センターに設けられている。また各分野の研究室とは別に、実験動物施設（第2研究棟7階）、超微構造研究施設（第1研究棟1階）、組織培養実験施設（第1研究棟5階）、遺伝情報解析室（第1研究棟4階）、共同実験室（ESR 室含む）（第1研究棟1階）、大学院中央研究支援センター（第2研究棟5階）、ICT講義室（第1研究棟3階）、等を整備している。ICT講義室は、情報通信ネットワーク環境が整備されており、横浜キャンパスとの密な連携を図るために活用されている。

② 小川町体育館

横須賀キャンパスから道路を隔て、地上3階地下1階の体育館を設置している。アリーナの他に、武道場、フットサル場、トレーニングルーム、卓球場、セミナー室、ランニング走路があり、主に体育の授業とクラブ活動、さらには教職員と市民の健康増進に利用されている。地下1階部分は教職員の駐車場となっている。2008（平成20）年4月に漏水・塗装の改修工事を実施し、2014（平成26）年8月に南側ガラス窓の遮光（スモークガラス）張り替え工事を完了した。また、2011（平成23）年9月5日には、大規模災害発生時に生じる帰宅困難者一時滞在施設として、横須賀市と防災協定を締結し、緊急時の市民受入れ場所として指定されている（根拠資料8-23、9-8）。

③ 浦上台グラウンド

横須賀キャンパス南東部、車で20分程度の距離で、防衛大学校に隣接する位置にグラウンドを設備している。敷地中にはクラブ室（シャワー室含む）があり、学生のクラブ活動や試合等に利用されている。近隣の幼稚園・小学生のサッカーチームや鼓笛隊等の活動にも開放しているだけでなく、2015（平成27）年4月1日からは横須賀市と連携をはかり、指定緊急避難所として広域避難地に指定されている（根拠資料8-23、9-8）。

④ 横浜キャンパス（附属横浜クリニック・横浜研修センター）

JR横浜駅西口から徒歩5分ほどの場所に位置し、診療部門として地下1階から地上5階に有床診療所、6・7階に大会議室（定員：120名）・教室（定員：50名）・図書室・シミュレーション実習室等を配置した複合的な臨床研修・教育施設である。診療部門は歯科〔歯科（成人）・歯科口腔外科・矯正歯科・インプラント科・小児歯科・障がい者歯科〕、医科〔内科（認知症 高齢者総合内科外来）消化器内科・糖尿病代謝内科・循環器内科・眼科・耳鼻いんこう科・麻酔科〕等の診療科を設置しており、歯科と医科の連携により総合的に診療ができる有床診療所として機能している。また、病棟には19床のベッドと手術室（2室）を備えている。臨床研修・教育としては、歯科医師臨床研修（指導歯科医：19名）と卒前臨床実習（歯学部5年生、短期大学部2年生、3年生）に加え、大学院歯学研究科（指導教員：教授2名、准教授1名、診療科准教授1名、講師7名、助教8名）として、臨床

第8章 教育研究等環境

コースを中心とした博士課程（歯学）の学生を受入れている。

⑤ 附属病院

横須賀キャンパスと道路を挟んだ隣接地に、多彩な診療スタイルを提供する次世代の歯科総合病院として2017（平成29）年11月に新たな附属病院として移設した。地上12階建ての建物には、1階から5階に診療部門、6階から12階に教育関連施設および管理部門が設置されている。診療部門には13の歯科部門と3つの歯科外来、6つの内科部門と3つの内科特殊外来が設けられており、2次・3次歯科医療機関としての設備を備えている。教育関連部門として7階に臨床座学をおこなうための講義室を備え、その周囲に11の研修室を配置して、学生達が主体的学修を効率よく実施することを可能にしている。また、各階の診療施設には隣接してカンファレンスルームを配置することで、診療終了後の振り返り学修などが行い易い環境を提供している。近接した8階から9階には臨床系の医局を配置し、学生からの質問や面談等に関するアクセスを容易にしている。12階の講堂は講義や教職員の教育セミナー等に利用されているとともに、市民公開講座等の会場としても利用され、地域住民との繋がりを高めるための施設としても活用されている。

<施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保>

<KDU2028 計画(根拠資料 1-16)>においてインフラの老朽化が課題とされているが、まずは最も老朽化が顕著である本部棟の建て替えを軸としたキャンパス改造計画の立案が進められており、2020（令和3）年度に新本部棟の基本設計を完了、2022（令和4）年度に着工し、2023（令和5）年12月に「キャンパスセンター」として竣工して2024（令和6）年1月に利用を開始している。

建築物の電気、消防設備、エレベーター、給水装置等の設置については、各関係法規に則り専門業者による点検を定期的の実施している。防犯カメラの設置や24時間体制で警備員を配置しており、安全確保にも努めている。衛生管理については「学校法人神奈川歯科大学衛生管理規程(根拠資料 8-4)」に基づき、衛生委員会を設置し、健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策、健康の保持促進を図るための基本となるべき対策等に関する事項を審議し、実施している。衛生委員会は、原則月1回開催され、産業医による定期的な職場巡視等を実施している。

バリアフリー対応としては、建物出入口のスロープ及び多目的トイレを設置しているが、構造上設置できない建物もあり、新築工事や改修工事の時期に合わせて対応することをめざしている。

キャンパスセンターでは、グリーントイレを設置するなど、多様化する学生のニーズに対しての対応を進めている。また、1号館の建物には地熱を利用した空調システムを導入し、その他の建屋も随時LED照明への交換などを実施して省エネルギー対策にも取り組んでいる。

学内のネットワーク環境は、教職員と学生のセグメントを分けた上で、学内全域で利用出来るインフラを整備している。特に学生に対しては、学生全員が同時にいつでもどこでも、ライブ授業及び録画授業のオンデマンド視聴ができるWi-Fi環境を構築し、主体的学修の助けとし、学修効果の向上を図っている。

第8章 教育研究等環境

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みとして、ネットワーク利用については、「学内ネットワーク利用心得(根拠資料 8-5)」に遵守事項を規定し、教職員・学生共にその内容を遵守することに対する承諾書を提出することにより、利用を許可している。また学生に対しては、入学時のガイダンスで情報リテラシーの涵養を促し、1 年次の基礎的科目に情報リテラシーを含む授業を開講している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の学術情報を収集、管理、運用し、教職員や学生等の利用に供し、本学の教育・研究の充実と向上に寄与することを目的に利用者サービスを提供している。私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金を活用し、本学の教育理念のもとに学びの質を高めるための「ラーニング広場」も 2013（平成 25）年度より開設している。資料の収集・選択は、多様な教育研究分野から人選された図書選定委員会が新刊の専門書を中心に購入の可否を判断している（根拠資料 8-6）。また、図書選定委員会の委員は、他分野での必要性も勘案し、偏りのない選書に努めている。利用者からの推薦・希望は随時受け付け、教育要項（シラバス）に掲載されている「参考図書」についても収集・整備し、所蔵情報が一目でわかるようにホームページにリンクを設けて利用者の便宜を図っている（根拠資料 3-12）。

2024（令和 6）年度末の蔵書数は、図書 163,243 冊、学術雑誌 1,936 種、視聴覚資料 5,405 点、閲覧可能な電子ブックは 8,260 点、電子ジャーナルは 5,170 点となっている。ほとんどの資料は開架図書として、利用者が自由にアクセスできる状態にある。複本や資料的価値が低下した資料の約 3 万冊は、ラーニング広場書架に配置し、利用者のリクエストに応じている。

図書館は延面積 1,761 m²で、閲覧室、インターネット対応スペースやブラウジングコーナー、書庫、事務室がある。図書館の閲覧席は 210 席で、研究者用個室 5 室、視聴覚用個室 4 室、セミナー室 1 室、PC18 台、プリンター 4 台、コピー機 2 台を設置している。ラーニング広場は 435 m²で、個人学修エリア 24 席、グループエリア 95 席、検索用 PC5 台、貸出用ノート PC2 台、プリンター 2 台、コピー機 1 台を設置し、いずれもインターネットに接続可能な環境にある。また、横浜クリニック・横浜研修センターにある神奈川歯科大学図書館横浜分室は、延面積 48 m²で、閲覧席 5 席、PC5 台、コピー機 1 台を設置している。2024（令和 6）年度末の蔵書数は、図書 2,211 冊、学術雑誌 185 種、視聴覚資料 16 点となっている。閲覧可能な電子ブック、電子ジャーナルは、一部のシングルサイト契約を除き横須賀キャンパスの図書館と同一である。横須賀キャンパスとのシャトル便による図書館資料の貸出・複写デリバリーサービスも実施し、分室利用者に配慮した運用を提供している。

第8章 教育研究等環境

図書館の開館時間は平日午前9時から午後9時である。職員は、大学院歯学研究科1号教員が図書館長を併任し、図書館長の下に、司書有資格者を含む専任職員とパート職員、図書委員及び図書選定委員を配属している。高度な専門能力の維持、向上のための人材育成の面では、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（JMLA）の認定資格である「ヘルスサイエンス情報専門員」の取得実績（基礎:1名）があり、職員は研修会等に参加しスキルアップに努めている。

学術雑誌の電子化の推進により、フルテキストの入手が容易になり、利用者の利便性が格段に向上している。本学で提供している電子ジャーナルは、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）、JMLAのコンソーシアムに参加してパッケージ契約しているものと、タイトルごとに契約しているものがあり、歯学電子ジャーナルを中心に積極的に資料の収集・整備を進めてきた。利用統計を活用して利用者のニーズに沿ったジャーナルの選定を行い、サービス向上に努めている。

所蔵情報は、ホームページに設置している「蔵書検索（OPAC）」から学内外問わず自由に検索・確認することができる。また、国立情報学研究所の全国的な共同分担目録事業（NACSIS-CAT）に登録している資料については、国立情報学研究所情報ナビゲータ[サイニイ]（CiNii）からもアクセス可能である。

データベースは、歯学及び医学の文献検索で必須とされる医中誌 Web 版、抄録・引用データベース Scopus、EBM（Evidence-based Medicine）の情報基盤となる臨床試験報告文献データベース Cochrane Library 等を提供している。これらは学内から24時間利用可能で、一部は学外からもアクセスできる。また、データベースの検索結果から全文入手までをナビゲートするリンクリゾルバを導入することにより、学修、研究活動等のトータルのサポートを実現している。

国立情報学研究所の目録所在情報サービス NACSIS-CAT および相互貸借サービス NACSIS-ILL に参加し、業務の合理化・迅速化を進めるとともに相互協力体制を構築している。さらに、JUSTICE、JMLA、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会等にも加盟し、コンソーシアムによる共同購入や加盟館との連携を推進している。

その他、教員の研究業績を集約したデータベース「研究業績 WEB 版（<https://www.kdulib.net/>）」を1998（平成10）年から構築、学内外へ公開しており、図書館ホームページ上から検索・利用することができる。また、2016（平成28）年6月より国立情報学研究所の共用リポジトリサービス JAIRO Cloud を利用して本学リポジトリの公開を開始し、本学の教育研究活動の発展に資するとともに、知的生産物を広く社会へと提供することにより社会貢献に努めている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図る

学生教育に資する費用として、2012（平成 24）年度から教育費という名目で、学長予備費の中から支給しており、2015（平成 27）年度からは教育のみならず研究費として使用することが可能となっている。このほか学内の競争的資金として、大学院プロジェクト研究費の公募を行い、採択されたものは重点研究として研究費を配分している。

教授に対して個別の研究室を配置しており、准教授以下は原則共同研究室となっている。授業及び診療に支障がない範囲で研究活動を認めており、学会発表や研修等の出張は自由に申請可能であり、出張費は年間の研究旅費から支給している。また、科学研究費補助金獲得の促進のために、「競争的資金獲得・研究推進支援委員会」を設置している（根拠資料 8-7）。2019（令和元）年度には大学院付置施設として「附属中央研究支援センター」を設置し、研究活動のサポート体制の充実化を図っている（根拠資料 8-8）。現在は、大学院競争的資金獲得委員会が中心となって、若手研究者の申請調書作成支援を行っている。

なお、講座や教員の負担を軽減するために、2013（平成 25）年度より TA 制度に加えて、講義の出欠管理、オンデマンド講義の準備・動画管理等の業務を担う教育補助員を新たに導入している。

以上のことから、研究活動を支援する条件を概ね適切に整備し、研究活動の推進を図っている。

健全な研究活動のために必要な措置

研究費の不正使用に関しては、2014（平成 26）年「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（文部科学省）」の改定を経て、2021（令和 3）年 2 月に再度改定が実施され不正行為への対策強化が進められている。これを受け、公的研究費の不正防止に関する規程および学内の責任組織体系の改正などを行ってきたが、2022（令和 4）年度には学校法人神奈川歯科大学競争的研究費管理・運営体制規程（根拠資料 8-9）を改正し、研究活動における不正行為防止等に関する規程「学校法人神奈川歯科大学研究活動行動規範」「学校法人神奈川歯科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」等を整備し、必要に応じて随時改正している（根拠資料 8-10、8-11、8-12）。2023（令和 5）年度も文科学省の通知を学内に周知し（根拠資料 8-13、8-14、8-15）、これに合わせて関連規程の改正を実施した。そして、公的研究費コンプライアンス研修（根拠資料 8-16）および不正行為防止に関する啓発活動の実施を通じて不正防止に努めた結果、不正行為の発生は認めていない。

研究倫理を遵守するための取組

世界医師会（WMA）が採択したヘルシンキ宣言（人を対象とする医学研究の倫理的原則等）が示す倫理規範や厚生労働省・文部科学省・経済産業省による、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する指針を遵守した指針として「学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程」を制定し、専門性の高い外部委員を含む「研究倫理審査委員会」を定期的に、ま

第8章 教育研究等環境

た必要に応じて開催している（根拠資料 8-17、8-18）。さらに、利益相反について「COI 委員会」を開催している。研究倫理審査の申請手順や利益相反の取り組みについては、大学ホームページで公表し、研究者に対して周知している（根拠資料 8-18、8-19）。

定期的な研究倫理教育のために、「FD・SD委員会」が主体となり、研究に携わる教職員全員に受講を義務付けた研究倫理教育を実施している。これは、FDの一環として、新型コロナウイルス感染症の流行以降、オンデマンド配信や外部講師が作成した収録動画の配信で行っているものである。なお、受講の成果は受講後の確認テストで確認・評価している。歯学部では、初年次に実施する倫理教育の科目に加えて、2年次以降においても社会歯科学や実習開始前のガイダンスなどで反復して倫理教育を行っている。また、大学院歯学研究科では1年生前期の大学院共通科目「研究基盤学（根拠資料 4-107）」において研究倫理に関する講義を実施して研究倫理意識の涵養に努めている。

以上のことから、研究に携わる教職員や学生に対して研究倫理を遵守するために必要な措置を講じているといえる。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

参加型臨床実習開始前の臨床教育を行う実習室は、毎年整備して教育活動の促進を図っている。実習室が集中している1号館は、開設以来17年を経過しており、視聴覚用モニターの更新や、タービン等の整備・更新が欠かせない。実習室管理費として年間800万円を、実習費として年間約800万円を配分し、学生実習の充実に努めている。また、2019（令和元）年度には、共用試験や自己学修等で利用できるようICT教育のさらなる充実化に向けてPCルームを1号館4階に整備した。

また、共同実験施設（実験動物施設、組織培養室、超微構造研究室、遺伝情報解析室）の運営費として毎年約3,500万円程度が予算配分されている。この他に競争的資金の約3割である間接経費が研究のための経費として研究環境の整備に資されている。

教育費（研究費に転用可）は教授から助手まで職位により配分（教授70,000円、准教授50,000円、講師・助教40,000円、助手10,000円）し、学生教育（2015（平成27）年度からは研究費として使用可）に資するものとした。ほかの研究予算は、大学院生、研究生の授業料の半額を各所属分野に支給している。また、毎年度、大学院プロジェクト研究費として、公募を行い、重点的に研究費の配分を行っている。2023（令和5）年度は理事長直轄の新ビジネス委員会で認定され開設された2つの研究所（唾液研究所とAR/VR/空間再現技術研究所）に関連する研究、科学研究費補助金申請で不採択となった研究や申請前に行う予備的研究に対する支援、助教として勤務を希望する助手で博士号を目指す人を対象とする研究への助成を行った（1件50万円 採択件数16件）。2024（令和6）年度は、唾液に関連する研究、AR/VR/空間再現技術研究、科学研究費補助金申請支援、教員育成支援の4

第8章 教育研究等環境

つの研究課題を公募した（1件50～100万円 採択件数16件：根拠資料8-20、8-21）。

研究室の確保については、教授には1部屋が割り当てられている。准教授については1部屋が割り当てられている分野もあるが、原則として准教授以下については共同研究室となっている。研究時間確保については、学会発表等の出張について予算の範囲で自由に申請できる等、授業および診療に支障がない範囲において研究活動を支援する体制がとられている。また、研究専念期間については本学としては特に設定されていないが、働き方改革の観点を含め、検討がなされているところである。

2013（平成25）年度からティーチング・アシスタントの他に、教育補助員を配置し、学生の出欠調査や授業補助、e-ラーニング用データの収集等を担当している。

教員の研究活動に必要な学会、研修会への発表や参加は、国内外において制限はなく、これらの研修参加費は大学から支給される年間の研究旅費から支出することが認められている。また、学内に競争的資金獲得・研究推進支援委員会を設置して、外部委託による科学研究費の申請支援などを行い、教員の研究費獲得の支援を積極的に行っている。

2018（平成30）年度には、公的研究費の申請等を含む研究全般の管理業務について、大学院教育研究部による支援が行えるよう、事務組織の再編も行われた。このことにより、外部資金の管理強化がなされるとともに、外部資金をより積極的に獲得するための支援体制を整えた。また、2019（令和元）年度より中央研究支援センターが設置され、論文投稿、実験、統計などの研究サポート体制の充実化が図られた（根拠資料8-22）。

各種法令等で必要とされる定期点検を実施しており、この定期点検の結果をもとに総務課において修繕計画を立案し、財務課の予算画に反映させて、教育研究環境の整備に努めている。

科研費等の競争的資金などの獲得状況、公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修の受講状況および理解度等については定期的に把握しており、公的研究費の機関内責任者会議において毎年度検証するとともに、次年度の不正防止計画の検討も行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

1）教育環境の面においては、自主学修スペースが総合歯学教育学講座（教養教育学分野および歯学教育学分野）近くに確保され、学生からの質問や相談を受けやすい環境が提供されている。また、e-learning 及び KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）の活用などにより、学内外を問わず授業の再確認や復習ができるようになり、多くの学生に利用されており主体的学修の促進に貢献している。キャンパスセンター内には、学生のための24時間利用可能な学修スペースも設置され、主体的学修が今後さらに推進することが期待される。

また、附属病院では旧病院と比較して大幅な教育機能の強化が行われた。7階にはワンフロアを使用して教育用施設が配置され、臨床実習生用の教室（スチューデントドクタールーム）と、周囲にPBL等グループ学習等で使用するための11室の小研修室が設置されている。隣接してチューターとなる教員の常駐スペース、支援事務室も配置され、診療参加型臨床実習充実化の一助となっている。また、直ぐ上階の8、9階には臨床系全講座教員の医局が設置され、学生が教員にアプローチしやすい環境を構築することにより、学修の効率化がはかられたことは本学の特色といえる。さらに、臨床実習が行われる各診療エリ

第8章 教育研究等環境

アにも、PBL やセミナーを開催できる学生カンファレンスルームを設置して、臨床の場と教育の場を近接させることで、実習で得た知識や疑問等をリアルタイムで整理することが可能となった。教職員以外の研修歯科医や医員とも交流し易い環境となり、年代の近い歯科医師との交流により、将来像が描きやすいことも特徴の一つとなっている。3 階の診療部門では、インプラントや歯科用 CAD/CAM システム、マイクロスコープによる治療も見学でき、高度先進歯科医療に触れることができる。病院内で知識・技術・態度を養える環境を整備し、将来を担う歯科医師の育成に取り組んでいる。

2) 図書館サービスの向上を図るため、「ラーニング広場」を設置している。教育・研究・学修支援のサポート体制を確立し、且つ多様な閲覧環境の設備整備を充実させ、学生の学びの質を高める学修環境が構築できている。歯科医師国家試験対策として各種問題集を取り揃え、利用に供している。

3) 研究環境の面では全教員や大学院生が共通に使用できる機器が増加し、新たな研究成果を得られるようになっている。そしてそれらの機器を統括して維持管理するとともに、研究の充実化、環境整備に努めている。2019（令和元）年度からは新たに中央研究支援センターが設置され、専任者を配置して論文投稿、実験、統計処理などに関するサポートを受けられるようになり、研究者支援体制も強化されている。

問題点としては、キャンパス施設・設備の老朽化が進んだことから、改善および改修が必要となっている。予算規模が大きな施設・設備の維持・管理にあたっては、優先順位の高いところから順次建て替えや、補強・補修工事などを行っているが、附属病院と本部棟の移設を完了したものの、現在まだキャンパス改造計画の推進中であり、引き続き実行していくことが必要である。バリアフリー対策としての建物出入口へのスロープ設置や多目的トイレの設置などが構造上できない建物については、新築や大規模な改修工事の際に対応せざるを得ない状況となっている。さらに、建て替えを終了していない建屋についても、2024（令和6）年1月にキャンパスセンターを新築し耐震化率の向上となったが、今後も耐震のための補強工事や建て替えなどが必要となってきたことから、中長期計画として対処を急ぐことが望まれる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教育研究環境について、大学設置基準には十分対応した環境が整備されている。しかしながら、施設の老朽化を生じつつあることから、2017（平成29）年度においては築40年ほど経過し、耐震強度についても問題が高かった附属病院の新築、移転が行われた。また、本部棟・図書館等の施設については「本部棟建築検討委員会」を設置して、2023（令和5）年度内の完成を目指して建築が進められ、2024（令和6）年1月に移転が終了している。1階には学生が使用する学修スペースを設け24時間開放をしている。今後も、国などからの補助金の活用等についてできる限りの工夫を加えながら中長期の予算計画を立て、施設の整備を進める必要がある。

研究用機器備品および研究用施設・設備の保守については、科学研究費助成事業の間接経費等を有効活用し、優先順位の高い共用のものから整備を行っている。整備にあたっては研究者からの要望に基づき、優先順位等について知的財産・間接経費検討委員会におい

第8章 教育研究等環境

て審議の上執行されている。今後も研究者の要望に沿いながら研究者にとってより有益なものとなるよう整備を継続するとともに、研究施設や機器の充実化を進めていくことが重要である。

第9章 社会連携・社会貢献

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学では、「社会連携・社会貢献活動に関する方針」を以下の内容にて策定し、大学ホームページおよび教職員専用ページにおいて公開し周知している。

社会連携・社会貢献活動に関する方針

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神実現のために、広く社会と連携し、社会に貢献するため、以下のとおり社会連携・社会貢献活動に関する方針を定めます。

1. 研究成果の社会への還元
 - 1) 論文・報告等を通して研究成果を広く社会に公開します。
 - 2) 学術集会・講演会等の適切な開催を支援します。
2. 社会に向けての教育研究活動
 - 1) 教育研究活動の情報を発信します。
 - 2) 公開講座・職業体験・オープンカレッジ等を通じた教育活動を行います。
 - 3) 医療情報の発信を推進します。
3. 本学支援者・卒業生等とのネットワーク構築
 - 1) 大学新聞等を通じて情報を配信します。
 - 2) 同窓会を支援し、卒業生等へ情報を配信するとともにネットワークを構築します。
 - 3) 白菊会・保護者等とのネットワークを構築し、情報交換をします。
4. 地域社会との連携活動推進
 - 1) 地域における防災・減災活動へ協力します。
 - 2) 激甚災害発生時の活動に協力します。
 - 3) 地域自治体・産業界・学校等との連携をはかります。
 - 4) 地域開放型イベントを開催し住民との連携を深めます。
5. 社会貢献のための神奈川歯科大学基金の拡充
 - 1) 神奈川歯科大学基金を充実させます。
 - 2) 奨学制度を充実させます。
 - 3) 研究活動を支援します。

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

第9章 社会連携・社会貢献

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

2018（平成 30）年度に法人の常設委員会として社会連携・貢献委員会を設置し、「社会連携・社会貢献活動に関する方針」（根拠資料 9-1）に基づき、取組みを進めている。

（1）地域における官産学連携の推進について

2021（令和 3）年に横須賀商工会議所との間で「歯の健康から認知症予防まで」をテーマに「横須賀商工会議所と神奈川歯科大学との健康経営の推進に関する協定」（根拠資料 9-2）を締結し、2022（令和 4）年度以降も附属病院と連携しつつ、各種健康情報の発信、横須賀ロータリークラブでの本学教員による複数回の講演実施などを実施している（根拠資料 9-3）。さらに、地元企業や中等教育機関の従業員、教職員へのインフルエンザ予防接種、COVID-19 ワクチン接種への協力を行った。

また、2021（令和 3）年には、高齢化が急速に進む中で、認知症の方やそのご家族が安心して暮らすことができる認知症共生社会を目指して、「横須賀市と神奈川歯科大学における認知症トータルケア事業連携協定」（根拠資料 9-4）を締結し、同年 11 月には認知症ケアセンターの中核施設として本学敷地内に RB（レッドブリック）白浜館を完工させ、2022（令和 4）年には同施設の一角を貸し出して神奈川歯科大学鍼灸臨床センター（根拠資料 9-5）も開院され、地元市民の方々等に利用されている。

その他、2021（令和 3）年には、本学の保有する AR 技術を広く地域に還元するという考えに基づき、横浜市等との間で、「災害時の避難支援アプリ制作に向けた産学官連携プロジェクト推進に関する協定」（根拠資料 9-6）を締結し、産学官連携により、2022（令和 4）年 3 月、「横浜市避難ナビ（無料アプリ）」（根拠資料 9-7）を配信し、地域の方々に広く利用されている。2022 年 4 月には、横須賀市消防局との学産連携により、VR 地震体験及び AR 煙・消火体験により、災害発生時のリアルなシミュレーションを体験した市民が、事前に被害を軽減する取り組みを進め、災害時における適切な行動がとれるようになることで、今後発生が懸念される大規模災害における人的被害が軽減されることが期待されている（根拠資料 9-23）。

なお、2022（令和 4）年に開催された「ねんりんピックかながわ 2022」においては、横須賀市が主催する卓球大会会場に、タブレットを用いて 4 つの簡単なテストを行い脳の状態をチェックする「のう KNOW ブース」と「VR と AR を用いた防災アプリ体験ブース」を本学から出展するなどの協力をした。また、2023（令和 5）年の 12 月に開催された「理工系の未来を考えるディスカッションイベント“かながわ ゆめ みらい”」に教職員および学生が参加し、医学・薬学・環境・科学など理工系分野の問題点を行政、企業、専門家、高校生等と話し合い、解決の糸口を探すことに貢献した。このイベントは 2024（令和 6）年の 12 月にも開催され、本学も参加し歯科医療の未来等について議論を行った。さらに、2024（令和 6）年 10 月には三浦市医師会主催の在宅医療ミーティングにおいて、本学の教員が「摂食嚥下機能評価と食支援のポイント」と題して講演し、高齢者の自立支援について協力した。

第9章 社会連携・社会貢献

防災においては、緊急災害時に体育館を帰宅困難者一時避難場所として開放するという防災協定を横須賀市と締結しているほか、横須賀市浦上台の神奈川歯科大学グラウンドは広域避難地になっている（根拠資料 9-8）。

更に、2023（令和 5）年には、地域における官産学連携の一環として、地域ボランティア（奉仕）活動への学生参加を企画し実践することができた。具体的には、本学の学生（歯学部・短大＜看護・歯科衛生＞）が社会に貢献できる医療人を目指している中でボランティアの精神は極めて重要な素養であることから、その涵養のために横須賀ロータリークラブ主催の地域・社会ボランティア活動への参画を 2023（令和 5）年度に続き企画し、2024（令和 6）年 11 月には「ポリオ根絶募金活動」に学生等が引続き参加し、ポリオ根絶への理解促進とより多くの募金を集めることに寄与できたほか、2025（令和 7）年 3 月には、「10,000 メートルプロムナードクリーン作戦」にも引続き参加し、横須賀市内の清掃活動を総勢約 500 人の仲間たちで行った。この両ボランティア活動には、横須賀ロータリークラブ会員の方々のほか、地元の高校生やボーイ＆ガールスカウトの子供たちが多く参加しており、地域・社会への貢献に加え、こうした高校生や子供たちとの交流を深めることもできた。この横須賀ロータリークラブが主催する年 2 回のボランティア活動への参加は、2023（令和 5）年度からスタートし、2024（令和 6）年度も引続き学生・教職員が参加・定着を図ることができ、地域や社会の課題解決等に貢献し、本学の地元密着の精神の下、その存在価値を着実に高めることができた。

（2）地域学校との連携強化

2022（令和 4）年度に発足した企画推進室が中心となり地域学校との連携強化が進められ、多くの高校訪問や高等学校等との教育連携協定を締結し、さらには中等教育生徒向け各種体験プログラムの提供を通じた交流促進を継続して実施している（根拠資料 9-9、9-10、9-11）。具体的には、2023（令和 5）年 6 月には「善牧学園」、同 8 月には「桜美林大学」、同 12 月には「捜真女学校中学部高等学部」、さらに 2024（令和 6）年 1 月には「麻布大学」と教育連携等を締結し、同 9 月には「千代田教育グループ」、11 月には「シミックホールディングス」と連携協定を締結したほか、12 月には、本学と高校の特性を利用し合う「系属校化」を企画し、「学校法人緑ヶ丘学院」と本学初となる系属校協定を締結した。両校間においては、学生・生徒および教職員の交流、施設の相互利用、連携授業の実施等、包括的連携協定に基づく取り組みを進めており、入試における系属校枠や学納金減免制度を導入している。既に、緑ヶ丘学院の進学説明会やオープンキャンパスを本校にて複数回実施しており、本学のイベントへ緑ヶ丘学院の生徒がスタッフとして参画するなど、具体的な交流が開始されている。なお、2023（令和 5）年 12 月には新たに募集広報部を設置し、企画推進室と協調しつつ地域学校との連携強化に取り組む体制の強化が図られた。また、従来から地元中学生の職業体験などの受け入れを実施してきたが、横須賀ロータリークラブとの連携による地元中学生のための職業体験学習も 2023（令和 5）年度に続き協力・開催し、今年度は昨年度の 1 日間開催から 2 日間開催とし、更にプログラム内容も充実させ 2025（令和 7）年 1 月に開催し、中学生の職業観等の醸成に貢献した（根拠資料 9-12）。

神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定は、2001（平成 13）年に締結され、学術交流を通じて大学院における教育・研究活動の一層の充実を図ることを目的としてい

第9章 社会連携・社会貢献

る。この協定により、学生が自己の所属する大学院以外の各大学院の授業科目の履修や教員からの指導を受けることが可能となり、大学間の共同研究等への参加が可能となった（根拠資料 9-13）。各分野においてそれぞれの特徴を活かした研究活動を行い、研究の成果を社会へと還元している（根拠資料 9-12）。すなわち、社会における大学としての使命を果たすべく、歯科医学の周知及びエキスパートとして歯学教育研究活動を推進することによって、より良い社会の形成に貢献できるよう努めている。

教員は、国や地方公共団体、医療機関や研究・学術団体、歯科医師会等からの講演やセミナー講師、委員派遣等の要請に応じ、教育研究の成果を社会に還元している。

他大学への講師派遣も行い、高等教育のエキスパートとして、近隣・遠隔の大学、看護学校及び歯科衛生士学校の非常勤講師として授業を担当し、地域社会の教育向上に寄与している。

(3) その他の社会貢献について

大学、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターでは、社会連携・社会貢献に関して明らかな方針を定めており（根拠資料 9-21、9-22）、患者様に対する質の高い医療の提供を目指し、地域との連携医療の推進を図っているほか、講演会・公開講座の開催や外部主催公開講座への講師派遣などを通じ社会への情報発信にも努めている。

大学では、社会人を対象とした授業等は行っていないが、1998（平成 10）年度から医療系大学の特色を生かし、地域市民の多様で高度な学習要求に対応する市民公開講座を開催してきている。テーマ等は各講座開催時のアンケート結果等を踏まえ、市民の要望を十分に反映させるとともに、本学の専門性を活かした医学及び歯学関連のものから、最先端の研究内容等を含めた幅広いものとなっている。さらに同窓会主催の学術講演会を 2023（令和 5）年度は 5 回、2024（令和 6）年度も 6 回開催し、本学の教員派遣や会場の提供などを行っている（根拠資料 9-14）。

附属病院では、学外組織との適切な連携体制を構築するため、2001（平成 13）年から他の医療機関（診療所等）との連携の窓口として設置した「地域連携室」を、2011（平成 23）年からは開放型病院（オープンシステム）として再スタートし、病診連携推進のための交流会やオープンセミナー等を開催して地域社会との連携に取り組んでいる（根拠資料 3-9）。

また、2011（平成 23）年度から神奈川歯科大学同窓会との共催によりオープンシステムの一環として、地域医療関係者向けに研究成果に基づく先進医療に関するトピックスを交えた講演会やシンポジウムを開催している。また意見交換の場としての交流会も開催してきている。

2021（令和 3）年にはオンライン相談窓口を開設し、開放型病院（オープンシステム）から開放型病院（オンライン共同医療システム）へと改変し、病院と診療所が連携して相互に情報を交換し合い、患者様に対してより質の高い医療を提供するシステムをスタートさせた。

また、同年からはホームページも活用しつつ、地域に開かれた次世代の歯科大学病院をスローガンとし、医科・歯科連携医療への期待に応えるため、市民健診・特定健診、企業健診、人間ドックの利用を一段と推進している（根拠資料 9-15）。

2002（平成 14）年に設立された附属横浜クリニック・横浜研修センターにおいては、社

第9章 社会連携・社会貢献

会連携・協力体制は附属病院に準じて2012（平成24）年から「地域医療連携室・広報室」を開設し、地域医療との連携を図ると共にその広報活動に努めている（根拠資料 9-16、9-17）。また、医歯学関連のセミナーを定期的に開催し、広く医療従事者や一般市民にも利用されている。地域医療連携室は、公開講座や医歯学関連のセミナーを定期的に開催し、講師は外来講師及びクリニック内講師が務め、広く医療従事者や一般市民にも利用されている（根拠資料 9-18）。

歯学部社会歯科学系法医学講座歯科法医学分野では、1995（平成7）年からDNA鑑定を日常的に行い、裁判所・検察庁・政府機関などから、現在まで1,000件を超える鑑定嘱託を受けているほか、鑑定に伴い、証人として裁判などにも協力している。さらに、COVID-19パンデミックによる中断期間はあったものの、神奈川県警察や海上保安庁からの要請を受けて、毎年警察官や海上保安庁職員への法歯学鑑定講習会なども実施している。

国家的事業への協力としては、2004（平成16）年より厚生労働省の推進する戦没者遺骨のDNA鑑定に対して、鑑定機関として協力するとともに鑑定連絡会議等複数の関連専門者会議に出席し、専門的立場から助言を与えている。

教育研究成果は、2013（平成25）年度から本学大学院にて学位授与された学位論文の内容要旨と最終審査の結果要旨、学位論文全文（一部）を、大学院ホームページ上に公開してきた（根拠資料 4-37）。現在では、2016（平成28）年度から運用を開始している「神奈川歯科大学リポジトリ」にて公開し、広く社会に情報を発信している（根拠資料 9-19）。

大学院歯学研究科においては、2011（平成23）年度から歯学研究者・教育者養成コースに高度先進臨床歯科医養成コースと高度診療協力専門職養成コースを加えた3コース制の教育を提供してきたが、カリキュラムの過度な複雑化等、運営上の問題が明瞭化したことにより、歯学研究科の1専攻制への改組を行った。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2018（平成30）年度に社会連携・貢献委員会を設置し、社会連携・社会貢献活動に関する方針（根拠資料 9-1）に則り、社会連携・社会貢献の適切性についての点検と、改善・向上への取り組みを行ってきた（根拠資料 1-17、9-20）。すなわち、各部署における様々な取り組みが的確に把握できるようになったほか、将来に向けた改善に繋げることが可能な体制が整備できた。やや敷衍すると、2021（令和3）年度に近隣学校、自治体、地域企業等との連携を強化した様々な取り組みをスタートし、2022（令和4）年度に「社会連携・貢献に関する方針」が策定されているほか、2023（令和5）年度からは従前からの地域・社会貢献への取り組みを継続するとともに、教職員のみならず学生も地域貢献（ボランティア活動）

に参画できる仕組みを策定し、更なる発展へと大学全体の地域連携・社会貢献活動の改善・向上を図り、2024（令和6）年度にはそうした取り組みの定着を図ることができた。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

（長所）

大学、附属病院、横浜クリニック・横浜研修センターなどの各主体が、それぞれの特色を生かし、より一層地域との連携や貢献活動を積極的に推進できるよう取り組んでいる。病診連携を含めた地域医療関係者ならびに市民等に対する情報発信を継続的に実施し、教育研究成果について広く社会へと発信に努めている点について、今後も各分野・専門領域で推進されている社会貢献活動を継続して推進していくことで、さらなる発展が期待できる。

地域の口腔保健の向上を目指して、近隣地域の乳幼児に関する歯科健康管理活動に従事し、藤沢市の介護予防事業等にも積極的に協力している。また、神奈川県は歯科保健条例に基づく「歯及び口腔の健康づくり推進委員会や神奈川県摂食機能支援事業において摂食相談及び実技研修を実施してきている。

全国的には静岡県歯科医師会が行う地域保健推進事業への参画、東京都や静岡県が実施した健康づくり事業や特定健診・特定保健指導の指導者育成、ならびに神奈川県、静岡県、沖縄県の歯科医師会設置の障害者歯科医療機関と障害者施設において歯科診療の指導、歯科診療及び摂食指導等を行っている。

さらに、公的事業への委員の配備、ならびに Doping Control Medical Officer としてドーピングコントロール検査を実施している。

災害歯科医療の分野では災害時の歯科医療支援のみならず、歯科医療機関における防災対策や減災対策に寄与する研究を継続している。

本学の法医学講座は、全国歯科大学・歯学部29校で3番目に設置された歯科法医学教室を端緒としており、現在は法医学分野・歯科法医学分野、さらに神奈川剖検センターを併設し、剖検専用マルチディテクターCTも設備して医学部を併設しない歯学部では唯一、解剖による死因究明を行っている。また、豊富な人材により各地歯科医師会や警察からの要請に応じ、災害時における歯科鑑定の研修会等を毎年複数回継続して実施していることなどが本学の特長といえる（根拠資料9-12）。

また、教育連携で高等学校あるいは大学・企業等と締結し、「系属校化」の推進など、さらなる地域との連携を強化することを図っている。

（問題点）

大学院歯学研究科においては、神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定が締結されているが、本学での学生の受け入れや、他大学院学生の授業科目の履修等実施について検証した結果、未だ実績がでないことから、近隣の大学との共同研究の推進などについて検討すべきである。2016（平成28）年度から開始されたりポジトリ登録は、まだ個人の申請が少ないことから、十分に社会に発信されているとはいえないため、個人申請の増加について更なる検討が必要である。

歯科ボランティア活動は、同窓会活動に大学が協力する活動が大部分であることから、

第9章 社会連携・社会貢献

大学が主体となる活動も必要である。国際交流も東アジアでの活動は活発であるが、より広範囲にわたってのグローバルな展開も期待される。

中学生や高校生、時に小学生を対象とした地域初等中等教育機関との連携が加速度的に推進され、職業体験や体験プログラムによる生徒、児童の受け入れが年々増加してきていることは、地域貢献や高大接続の観点から高く評価されるべき取り組みである。一方、良質なプログラム等を提供するためには、多くの人的資源と時間を必要とすることから、プログラム等の充実化に伴い教職員の負担は益々増加してきている。働き方改革により、教職員の労働時間が厳しく制限されるようになった現在、可及的効率を高めつつ良質な社会連携・社会貢献を提供するために、不断の創意工夫と努力を継続する必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

社会連携・社会貢献は、学校法人全体の取り組みとして、大学、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターそれぞれにおいて、各地域との連携を着実に拡大してきている。大学、附属病院所在地の横須賀市においては、三浦半島の特性から地域に密着した連携と研究の推進、さらに防災に対する連携などが多岐にわたって実施されている。

また、災害歯科医療と法医学に関連した鑑定・剖検・教育等を通じた社会貢献は意義が高く、外部からの非常に高い評価を受けていることは本学の優れた特徴であることから、今後も益々の発展が期待される。

世界や日本全国との連携や協力をさらに発展させるためにも、現在行っている地域密着型の連携を確実に行っていくことが大切であり、それを実現するために教職員の意識を高めることをはじめ、大学・大学院における教育の質向上と多くの優秀な学生を集めるための継続的な努力が必要である。

第 10 章 大学運営・財務(1)大学運営

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

学校法人神奈川歯科大学寄附行為第 6 条第 1 項 1 号で神奈川歯科大学学長が 1 号理事として定められ（根拠資料 1-1）、神奈川歯科大学学則第 47 条に「学長は、本学を代表し、本学の教育理念に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定められている（根拠資料 1-2）。また、神奈川歯科大学学長選考規程に、資格、任期、選考方法等が明示され、規程に基づいた運営が行われている（根拠資料 6-5）。

学長を補佐する副学長については、神奈川歯科大学学則第 48 条第 1 項に副学長を置くことが定められ、同条同項第 2 号に「副学長は、学長の職務を補佐する。」、同条同項第 3 号に「副学長は、学長の命を受けて校務をつかさどる。」と定められている。また、神奈川歯科大学副学長規則（根拠資料 6-3）には、資格、任期、選任方法等が明示されており、3 名以内の副学長が指名され、学長の職務を補佐して業務を分掌している。

教授会は、神奈川歯科大学学則第 51 条に「本学に教育・研究上重要な事項を審議するため教授会を置く。」と定められている。また、構成員については同学則第 52 条に「本学教授会は、学長・副学長及び専任教授並びに科目担当責任教員をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた者は教授会に出席し、かつ、意見を述べることができる。」と定められており、その構成員にて、同学則第 53 条により「教授会の審議する事項については、別に定める。」とされ、別に定められた神奈川歯科大学歯学部教授会規程（根拠資料 6-7）第 5 条第 1 項により「教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と規定され、適切に役目を果たしている（表 1）。

表 1 教授会審議事項（学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの）

(1) 学生の入学・卒業・再入学・編入学に関する事項

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める。

また、同規程第 5 条第 2 項には「教授会は、以下の事項について審議し、学長の求めに

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

応じ、意見を述べることができる。」と規定されている（表2）。

表2 教授会審議事項（学長の求めに応じ意見を述べるができる）

- (1) 教育課程編成
- (2) 学生の進級・休学・退学・復学・転学・除籍に関する事項
- (3) 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項
- (4) 学則の変更及び教学に関する諸規定の制定・改廃に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績等に関する事項
- (6) その他、教育研究に関する事項

なお、開催については、同規程第3条第1項により「教授会は、原則として毎月1回学長がこれを招集する。」と規定され、毎月ほぼ定例で開催されるとともに、必要に応じて臨時で開催されている。

大学院教授会（根拠資料3-6）は、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則（根拠資料1-3）第48条に「本大学院に大学院教授会を置く。」と定められ、同条第2項には「本大学院教授会は、学長及び研究科長、研究科の各科目を担当する教授をもって組織する。」と定められている。この構成員にて同学則第49条第1項に「本大学院教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり本大学院教授会が意見を述べるものとする。」と規定されている（表3）。

表3 大学院教授会審議事項（学長が決定を行うに当たり本大学院教授会が意見を述べるもの）

- (1) 学生の入学・修了・再入学・転入学に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他、教育研究上重要な事項については別に定める。

また、同学則第49条第2項に「本大学院教授会は、以下の事項について審議し、学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定されている（表4）。

表4 大学院教授会審議事項（学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる）

- (1) 教育課程編成
- (2) 学生の学位の認定・休学・退学・復学・転学・除籍に関する事項
- (3) 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項
- (4) 学則の変更に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績等に関する事項
- (6) その他、教育研究に関する事項

大学内の危機管理は、予想される危機管理に対応するために「危機管理委員会（根拠資料2-2、10-1-1）」「衛生委員会（根拠資料10-1-2）」「廃棄物管理委員会（根拠資料10-1-

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

3)」「全学防災対策協議会（根拠資料 2-2、10-1-4)」「ハラスメント防止委員会（根拠資料 7-24)」「研究活動における不正行為対策委員会（根拠資料 8-12)」「個人情報保護委員会（根拠資料 10-1-5)」「研究倫理審査委員会（根拠資料 8-17)」「知的財産・間接経費検討委員会（根拠資料 10-1-6)」等を設置し、それぞれの委員会が必要に応じて会議を開催するとともに、研修会や訓練等を実施する実務を担っている。

以上の通り、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営が行われている（根拠資料 10-1-7）。

（教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化）

法人において定められた管理運営に関する方針（根拠資料 10-1-8）により、関係法令を理解し、適切に学内諸規程を整備すること、また、教学ガバナンスの強化と学長リーダーシップの確立のため、教授会および各種委員会を組織し、権限等の明確化をはかることを定めている。

これに対し、法人は、学校法人神奈川歯科大学寄附行為の定めるところにより理事会（根拠資料 1-1）を設置し、法人運営の最高決定機関である理事会の決定に基づき、本法人を運営している。理事会の運営については、学校法人神奈川歯科大学理事会規則（根拠資料 6-6）第7条にて具体的な決議事項を明確に定めている。また、理事会と教学組織との円滑な連携を図るため、大学院研究科長や副学長を構成員に加えた「法人運営協議会」も設置されており、運営上の諸課題について情報共有するとともに、迅速かつ円滑な対応を図っている（根拠資料 2-18）。このように、大学と法人組織の権限と責任は明確になっており、同時に効率的で円滑に業務が遂行されるための組織体制を整備している。

（学生、教職員からの意見への対応）

学生からの意見については、クラス主任やクラス担任、事務的窓口である教学部等から、学内委員会として設置している学生支援委員会へと上げられ、内容に応じて対応し審議する体制を整えている。また、教職員からの意見・要望等についても、学内委員会及び法人の常設委員会等において集約、検討がなされ、その内容に応じて相応しい上部組織等に上程して対応がはかられている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

【予算執行プロセスの明確性及び透明性】

（内部統制等）

予算については、学校法人神奈川歯科大学経理規程第53条に、目的として「予算は、教育・研究その他の学事計画と密接な関連をもって、各部門活動の円滑な運営を図るとともに、明確な方針のもとに全般的調整を経て編成されなければならない。」と定められている（根拠資料 10-1-9）。また、編成から執行についても同規程第54条から67条までに予算編成・予算執行・予算責任者・予算委員会等が定められている。同規程53条から67条に基づいて理事長により編成された予算については、理事長においてあらかじめ評議員会の

意見を聴

取したうえで、毎会計年度開始前に理事会の議決により決定している。

以上のことから、本学の予算編成及び予算執行は寄附行為（根拠資料 1-1）に基づき、適切に行われていると判断される。

（予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定）

法人予算の大部分は、事業の継続及び施設・設備の維持等の固定費が占めており、定期的な見直しが行われている。国家試験対策や学生募集に関わる予算配分が近年増額傾向にあることについては、費用対効果の検証による一定の評価が必要であると考えられるが、効果分析にはある程度の期間のデータ蓄積と比較及び相関性の分析が必要となるため、中期的な課題として検討を進めたい。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

【大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置】

（規程の整備）

事務組織については神奈川歯科大学学則第 49 条に「本学の教職員については、別に定める。」と明記され、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第 52 条に「本大学院の事務を処理するために、事務局を神奈川歯科大学におく。」と明記されている。また、その構成・職位・決裁・業務分担については、学校法人神奈川歯科大学処務規程及び神奈川歯科大学処務規程により定められており、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう編成されている。（根拠資料 10-1-10、10-1-11）。

（職員の採用及び昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況）

事務職員の採用については、学校法人神奈川歯科大学事務職員及び医療職員任用規程（根拠資料 10-1-12）に基づいて行われている。職員の採用について具体的には、職業紹介ウェブサイトやハローワーク等を利用し広く一般公募しており、総務部人事課の担当者が書類選考をした後、配属先が見込まれている場合は、その部署の実務担当者及び所属長を加えた面接試験を実施している。また、同時に、適性検査や学力試験を行い総合的な判断により最終候補者を選定し、法人事務局長を含めた最終面接を経て理事会に上程し、採用の可否を決定している。

なお、事務職員の昇格に関する諸規定の整備について検討を進めた結果、学校法人神奈

第10章 大学運営・財務（1）大学運営

川歯科大学事務職員昇格規程及び学校法人神奈川歯科大学事務職員昇格細則等を制定し、2022（令和4）年4月1日付施行した（根拠資料10-1-13、10-1-14）。

（業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備）

教学部において留学生対応のために外国語で応対できる事務職員や、学生相談にあたる臨床心理士、公認心理士の資格を有するカウンセラーを専任で配置している。また、主として教学関係の情報を集積・分析することを目的とした教学IR室を設置して現在4名の専任職員と他分野との兼務ではあるものの教員も配属して、教育の質向上の一助としている。さらに、これまで学生募集業務に関しては、教員と職員から構成される募集戦略委員会を配置して委員会主体の活動が行われてきたが、深刻化する18歳人口の減少に加え、歯学部 of 著しい人気低迷など、学生募集に危機的な状況を生じてきていることから、2023（令和5）年12月に募集広報部を新設し、専任の教授1名と兼務の教授2名、3名の専任職員を配属した。2024（令和6）年度以降、全国的な募集活動がなされ、2025（令和7）年度は入学者が入学定員を上回る結果となった。

また、総務課内に企画推進担当者を配置して大学全体の広報を企画推進し、的確かつ迅速に地域やステークホルダーに情報発信するための機能強化を図っている。

（教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働））

教学組織や大学運営における教職協働については、ほぼ全ての大学及び法人の常設委員会等の構成員に事務職員が委員として参画しており、教員と事務職員が意見交換をできる場を提供している。

（人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善）

法人の常設委員会として教員評価・育成制度検討委員会を設置して検討が行われてきた。評価制度が構築され運用が開始されたものの、被評価者及び評価者いずれもの負担が過多であることや、職種の違い、臨床を行う教員と行わない教員、所属部署の違い等、もともとの役割が異なる教職員を公平に評価することが困難である等の理由により、継続が困難となり一度中断されるに至った。その後、2020（令和2）年度に学長主導による持続評価計画プロジェクトが設置され再度検討を進めた結果、以前の評価とは一新された評価制度が構築され、2021（令和3）年度をトライアル期間として評価制度を運用した。その後は、教職員評価・育成制度検討委員会を中心に、2022（令和4）年度はトライアルで出た改善点等を見直した上で本格実施し、2023（令和5）年度以降も運用されている。事務職員についても再開されている。なお、評価に基づき、2023年度からは高評価を得た教職員に対して、学長が表彰を行っている。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、

当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

会計監査及び業務監査については、本学寄附行為第 15 条に基づき、毎会計年度、監査報告書（根拠資料 10-1-15）を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出されている。

また、自己点検・評価委員会では全学的な内部質保証を担保するため、計画に基づいた自己点検・評価を実施し、その結果については外部有識者による外部評価委員会からの評価を受けたうえで、内部質保証委員会が確認して内容の適切性を検証し、必要な助言を加えて改善・向上に向けた取り組みが行われている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教育研究活動の支援の充実を図ることを目的として、教学部の他に教育企画部と大学院教育研究部が設置されている。また、全学的な組織として教育委員会が組織され、歯学部と大学院間で定期的に情報を共有して改善に取り組んでいることは、本学の長所と考えられる。

FD・SD 委員会では、教職員の資質向上を推進するための方策を立案し、多数の講演会やワークショップを実施して、教職員の意欲や資質の向上のために効果的な改善を支援している。なお、FD・SD の実施方法については COVID-19 への対応としてオンラインでの実施を原則として実施されてきたが、5 類感染症扱い移行後においても、参加者の利便性を考慮し、現地開催のみならず録画をオンデマンド視聴できるような、ICT 技術を活用した運用が行われている。

大学院教育研究部においては、博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司っている。教育委員会、学生生活支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進している。

上記のことから、現在重大な問題は発生しておらず、比較的良好な運営が行われているものと考えられるが、既に予測を超えた 18 歳人口の減少が高等教育機関に深刻な影響をもたらしている状況にあることから、学生募集状況の悪化により大学運営にも大きな影響が及ぶことを避けることはできない。学生確保に向けて、様々な対策に取り組んでいるが、今後も状況は益々悪化していくことから、更なる創意工夫の努力を払う必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は小規模な単科大学であることもあり、学長を中心とする「ガバナンス機能の強化」や大学運営の効率化が進められており、現在のところ概ね良好な大学運営がなされていると判断される。しかしながら、問題点に前述したとおり、今後の大学運営は学生募集状況が厳しさを加える中で、様々な問題を生じてくることが予測される。本学が中期計画として策定している＜KDU2028 計画＞が中盤に差し掛かっていることもあり、推定以上の 18 歳人口の減少に加えて歯学部人気は低下している現状を踏まえ、計画の進行状況を中間点検・評価して適正な修正を加えるとともに、更なる強化をはかる必要性が生じている。

第10章 大学運営・財務(2)財務

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

<KDU2028 計画>でも管理・運営上の重点事項として挙げられている「老朽化したインフラの整備」を、中・長期の計画で進めている。最も老朽化が顕著であった本部棟の建て替えを軸とした第1次キャンパス改造計画をとりまとめ、学習スペースを目的としたデジタルライブラリーを併設した新本部棟を2023（令和5）年12月に竣工し、2024（令和6）年に旧本部棟の解体工事が終了した。なお、計画通り本事業に係る経費は全額自己資金で賄うことができた。

【第一次キャンパス改造計画】

2020年度	基本設計
2021年度	旧附属病院解体・駐車場整備
2023年度	竣工
2024年度	現本部棟解体・外構整備

なお、横須賀キャンパス内には築50年を超える建屋がいくつかあり、今後も計画的に整備を進める必要がある。2030（令和12）年の着工を目指し、第1及び第2研究棟の建て替え計画の立案を行うため検討員会を立ち上げた。具体案は現状まとまっていないが、収支均衡を前提とした資金シミュレーション（根拠資料10-2-1）のもと、教育研究活動に支障をきたさない範囲内で、無理のない実施計画の立案を進めている。

【老朽化が著しい建屋一覧】

建 物	取得年	築年数
第1研究棟	1971年	52年
第2研究棟	1975年	48年
短大第1、第2校舎	1977年	46年
図書館	1973年	50年
講堂	1968年	55年

【資金シミュレーションの数値目標】

※1 2030（令和12）年度までに減価償却引当特定資産を70億円まで積み増し（運転資金と合計して90億円を目標値とする）

※2 翌年度繰越支払資金（運転資金）を毎年度15～20億円を維持する。

※3 償却前経常収支差額 10 億円以上、経常収支差額 1 億円以上の確保。

※4 人件費比率を 55%以内に抑える。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

①事業活動収支計算書の推移

収入面で特筆すべき点としては、2024（令和 6）年度決算でも過去最高を更新した医療収入の増収があげられる。学生生徒等納付金が前年比で減収となる中、経常収入全体では、医療収入が牽引する増収傾向が続いており、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤は十分に確保出来ているといえる。

一方支出面では、ロシア・ウクライナ情勢の悪化に端を発したエネルギー価格の高騰による光熱水費の上昇に加え物価上昇の影響により経常経費が増加しており、今後も推移を注視する必要がある。

第10章 大学運営・財務（2）財務

事業活動収支計算書の推移（法人全体）

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	全国平均
経常収入	8,243	8,186	8,661	8,649	8,756	8,724	—
学生生徒等納付金	4,007	4,007	3,978	3,919	3,911	3,715	—
	48.61%	48.95%	45.93%	45.31%	44.67%	42.58%	48.70%
寄付金	43	23	65	108	32	12	—
	0.52%	0.28%	0.75%	1.25%	0.37%	0.14%	1.70%
経常費等補助金	493	563	566	571	564	543	—
	5.98%	6.88%	6.54%	6.60%	6.44%	6.22%	10.50%
医療収入	3,280	3,162	3,634	3,595	3,698	3,927	—
	39.79%	38.63%	41.96%	41.57%	42.23%	45.01%	—
付随事業収入	82	77	74	61	80	86	—
	0.99%	0.94%	0.85%	0.71%	0.91%	0.99%	—
その他の収入	338	354	344	395	471	441	—
	4.10%	4.32%	3.97%	4.57%	5.38%	5.06%	—

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	全国平均
経常支出	8,168	8,170	8,499	8,607	8,697	9,183	—
人件費	4,292	4,426	4,500	4,588	4,755	4,769	—
	52.07%	54.07%	51.96%	53.05%	54.31%	54.67%	46.50%
教育研究経費	2,642	2,574	2,665	2,857	2,823	2,958	—
	32.05%	31.44%	30.77%	33.03%	32.24%	33.91%	43.70%
管理経費	1,233	1,169	1,333	1,160	1,118	1,454	—
	15.10%	14.31%	15.68%	13.48%	12.86%	15.83%	6.90%
その他の支出	1	1	1	2	1	2	—
	0.01%	0.01%	0.01%	0.02%	0.01%	0.02%	—
経常収支差額	75	16	162	42	59	-459	—
経常収支差額比率	0.91%	0.20%	1.87%	0.49%	0.67%	-5.26%	2.70%

（注1）下段の数値は、経常収入に占めるそれぞれの比率

（注2）全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」（令和6年度版）掲載の大学法人の財務比率表からの抜粋

②貸借対照表の推移

財政的な安全性をみる自己資金構成比率は、2024（令和6）年度末の数字で89.20%と全国平均値（86.10%）を上回っている。外部からの借入れがないため、総負債比率も10.80%と全国平均値（13.90%）より低く、財政状況は健全に推移しているといえる。また、引当特定資産のうち、退職給与引当特定資産については、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上し、退職金支給に備えている。

第10章 大学運営・財務（2）財務

貸借対照表の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	全国平均
固定資産	27,639	27,439	26,672	27,138	28,791	28,404	—
	89.89%	88.75%	86.32%	86.51%	92.23%	91.78%	84.70%
(引当特定資産)	4,998	5,579	5,550	5,406	5,482	5,493	—
	16.25%	18.05%	17.96%	17.23%	17.56%	17.75%	—
流動資産	3,109	3,477	4,228	4,231	2,427	2,543	—
	10.11%	11.25%	13.68%	13.49%	7.77%	8.22%	15.30%
(現金・預金)	2,568	2,802	3,655	3,528	1,691	1,765	—
	8.35%	9.06%	11.83%	11.25%	5.42%	5.70%	—
負債合計	3,052	3,195	2,980	3,385	3,157	3,342	—
	9.93%	10.33%	9.64%	10.79%	10.11%	10.80%	13.90%
自己資金	27,696	27,721	27,919	27,984	28,061	27,605	—
(基本金+繰越収支差額)	90.07%	89.67%	90.35%	89.21%	89.89%	89.20%	86.10%
資産合計	30,748	30,916	30,900	31,369	31,218	30,947	—

(注1) 下段の数値は、総資産(資産合計)に占める割合

(注2) 全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」(令和6年度版)掲載の大学法人の財務比率表からの抜粋

③外部資金の受入れ

学納金以外の収入として外部資金獲得が非常に重要になっており、教育研究の活性化および財政の健全化のため、積極的に推進している。2018（平成30）年度からの外部資金の受け入れ状況については、以下の「外部資金の受入状況（2018～2024年度）」のとおりである。

2021（令和3）年度と2022（令和4）年度にかけてCOVID-19の感染拡大を受け、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要であるとして、遠隔授業が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育ができる環境を整備するための私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金の申請を行い、採択されている。その他、2022（令和4）年度は、神奈川県死亡時画像診断システム等設備整備事業が採択され、法医学遺体撮影用CT画像解析装置（ワークステーション）を整備している。

また、科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金は平均年約50件（新規採択分と継続課題の合計件数）が交付され、平均年約7,630万円の研究費が交付されている。受託研究費、奨学寄附金、共同研究経費等の外部資金は年度により多少の増減はあるものの、奨学寄附金を軸に、平均年700万円弱の受入れがあり、研究の活性化につながっている。

第10章 大学運営・財務（2）財務

外部資金の受入れ状況(2018～2024年度)

(単位:千円)

分類	年度		2024年度		2023年度		2022年度		2021年度		2020年度		2019年度		2018年度	
	項目		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金			45	58,919	46	65,975	52	75,400	58	98,552	52	86,185	51	72,410	49	76,570
文 部 科 学 省	私立学校施設整備費補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	私立大学等教育研究活性化設備整備事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	私立学校情報機器整備費(遠隔授業活用推進事業)補助金		-	-	-	-	1	9,375	1	5,120	-	-	-	-	-	-
厚 労 省	戦没者遺骨のDNA鑑定		5	20,900	3	10,400	3	15,650	2	12,421	4	8,832	1	6,560	1	980
	科学研究費補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環 境 省	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	58,953	1	45,253	
金 経 私 特 常 立 別 費 大 経 補 学 費 助 等	未来経営戦略推進経費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,484	
	私立大学等改革総合支援事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7,160
受 託 研 究 費			3	1,733	5	3,084	4	12,094	6	6,008	6	3,389	6	4,784	3	1,900
奨 学 寄 附 金			21	10,870	18	23,390	17	7,180	23	18,677	25	12,228	37	14,936	30	9,879
共 同 研 究 経 費			2	1,210	1	550	4	4,717	1	3,960	1	3,300	2	1,825	3	2,925
そ の 他			3	2,256	6	5,024	4	6,960	7	10,024	2	9,595	11	9,041	5	2,814
合 計			79	95,888	79	108,423	85	131,376	98	154,762	90	123,529	109	168,509	94	148,965

※間接経費が発生する項目は間接経費を含む。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所： 医療収入の増収と収支の安定】

本学は、早期退職制度の導入や賞与支給基準の縮小による人件費削減に取り組むとともに、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターの診療体制強化による医療収入の大幅な増収、外部資金の獲得奨励等、学納金に過度に依存しない収入の多様化政策を併せて推し進めてきた。その結果、経常収支差額が改善し、固定資産の引当特定資産、流動資産の現預金残高も順調に推移しており、教育研究を安定して遂行するための十分な財政基盤を確保できる状況となっている。

医療収入の増収は、2017（平成 29）年 11 月に新附属病院がフルオープンしたことにより、2018（平成 30）年度決算では開学以来初の医療収入 30 億円台を達成した。2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令などに配慮した診療体制縮小の影響で減収となったが、2021（令和 3）年度は通常の診療体制のもと過去最高の売上を達成し、2023（令和 5）年度以降も増収傾向は続いている。

医療収入の推移

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
附属病院	1,660	1,726	1,731	1,955	2,041	2,154	2,218
横浜クリニック	1,447	1,554	1,430	1,679	1,554	1,544	1,710
合計	3,107	3,280	3,161	3,634	3,595	3,698	3,928

【問題点： 学生募集状況の改善】

2019（令和元）年度入学者において収容定員（720名）が10年ぶりに充足する等、学生納付金収入の健全化が達成されるところまで募集状況は改善してきたが、2020（令和2）年度入試から、本学のみならず歯学部全体で志願者数が大幅に減少し、この先しばらくの期間に渡り減少傾向が継続するものと危惧されている。一人でも多くの入学者確保に向け、学生募集広報活動を専任とする「募集広報部」を立ち上げ、組織面での強化をはかった。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

執行部主導による大胆な財政再建政策が功を奏し、ここ数年は毎年度安定して収入超過を確保できる収支構造となっている。学科の廃科や人件費の抑制といった経費削減だけでなく、医療収入の増加といった事業の活性化により健全な財政再建が果たせたことは、学校の永続性を担保するうえで非常に大きな意義があったといえる。

教育活動資金収支差額の黒字確保および日本私立大学振興・共済事業団が定める「定量的な経営判断指標に基づく経営状態」におけるA3またはB0の確保について、本学は2011年度決算以降、14年連続でA3を確保している。

また、メディア等で取り上げられている歯科医師過剰について本当に歯科医師は過剰なのかを日本私立歯科大学協会と共に歯科プレスセミナーを開催し、歯科医師の現状・歯科医師へのニーズの高まりを説明しており、主な内容は次の通り。

■高齢化の進展で歯科ニーズの拡大（訪問治療等）

■歯科医師の領域の拡大（災害歯科、摂食・嚥下、睡眠歯科、インプラント、顎関節症、再生医療等）

■やりがいがあり生涯続けられる仕事（70歳以上の現役歯科医師1万人以上）

さらには、2019（令和元）年4月に開校した東京歯科衛生専門学校、及び2020（令和2）年5月より順次開院している羽田空港第1ターミナル歯科、第3ターミナル歯科、歯科・健脳クリニック日本橋（日本橋・三越内）を中核にすえた新規事業展開を含めた未来構想を推進するうえでも、強固な財務基盤の確保、すなわち学生の収容定員確保や医療収入のさらなる増収等、現在の事業を安定・発展させていくことが当面の課題となる。